

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

工業用水道事業に関する財務事務の執行について

令和8年3月

愛知県包括外部監査人
公認会計士 矢野 厚登

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 外部監査の概要 | 1 |
| 1 外部監査の種類 | 1 |
| 2 包括外部監査のテーマ | 1 |
| 3 テーマ選定理由 | 1 |
| 4 監査対象部局 | 2 |
| 5 監査対象期間 | 2 |
| 6 監査実施期間 | 2 |
| 7 監査の方法 | 2 |
| 8 監査の手続 | 3 |
| 9 監査意見の表明方式 | 4 |
| 10 監査補助者 | 5 |
| 11 利害関係 | 5 |
| 第2章 工業用水道事業と企業庁の概要 | 6 |
| 1 企業庁の事業概要と組織図 | 6 |
| 2 各工業用水道事業の事業案内 | 11 |
| 3 工業用水道事業の詳細 | 16 |
| 4 地方公営企業の会計制度 | 25 |
| 5 損益計算書及び貸借対照表の推移と財務諸表分析 | 27 |
| 6 経営分析 | 31 |
| 7 企業庁経営戦略 | 34 |
| 第3章 他都道府県の工業用水道事業との比較 | 39 |
| 1 愛知県と他都道府県との経営状況比較 | 39 |
| 2 愛知県の『強み』と『弱み』 | 50 |
| 第4章 監査の実施 | 54 |
| 1 経営戦略 | 54 |
| 2 工業用水道の料金 | 74 |
| 3 特別修繕引当金 | 78 |
| 4 退職給付引当金 | 81 |
| 5 賞与引当金及び法定福利費引当金 | 82 |
| 6 減損会計 | 84 |
| 7 貸倒引当金 | 86 |
| 8 未収金に対する滞留債権 | 89 |
| 9 内部統制 | 93 |

| | |
|---------------|-----|
| 10 契約・入札管理 | 131 |
| 11 固定資産 | 197 |
| 12 棚卸資産・貯蔵品 | 205 |
| 巻末資料【監査の結果一覧】 | 210 |

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び地方自治法第252条の27第2項に基づく愛知県包括外部監査契約である。

2 包括外部監査のテーマ

「工業用水道事業に関する財務事務の執行について」

3 テーマ選定理由

愛知県が実施している工業用水道事業は地方公営企業として、料金収入をもって経営をおこなう独立採算制を基本原則としている。今回、テーマ選定した理由として、工業用水道事業は地域社会や地域経済活動にとって重要な社会資本であり、継続的に整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしていく必要があるためである。また、将来にわたりその目的である公共の福祉を増進していくためには中長期的な視点から事業運営基盤を強化して経営の健全化に取り組む必要もあるためである。

なかでも工業用水道は、愛知県の産業政策と密接に関連し、「モノづくり愛知」の基盤を支える重要な社会インフラである。その使命にこたえるために、企業庁は長期にわたって産業活動の維持・発展を支える工業用水を低廉で安定的に供給してきた。

近年、大規模な自然災害により、水道をはじめとする社会インフラが大きく損傷を受け、経済活動に甚大な影響を与える事例が増加している。

2011年に発生した東日本大震災では、震災による被害額が総額で17兆円弱（内閣府推計）となっており、その中でもライフライン施設（水道、ガス、電気、通信・放送施設）の被害は約1.3兆円、社会基盤施設（河川、道路、港湾、下水道、空港等）が約2.2兆円と推計され、甚大な被害とともに国民生活に多大な影響を与えたことは忘れられない。また、将来に向けては南海トラフ地震の発生が予想されており、経済的影響は45.4兆円（内閣府推計）となっている。

2025年1月に発生した埼玉県八潮市の道路崩落事故は記憶に新しい。道路崩落の原因は1983年敷設で42年を経過した下水道管の破裂とされている。本格復旧までに5～7年を要すると言われ、企業活動、国民生活に多大な影響が今も生じている。埼玉県八潮市の下水道管破裂以外にも全国で同様に水道管破裂の事例が続いている。それ以外にも毎年、地震、台風、集中豪雨などライフラインの被害は後を絶たない。

特に、工業用水道については、被災を最小限に食い止める手立てや、速やかな復旧への対応など、災害に強い強靱な体制構築が求められる。

企業庁が策定した2016年度～2025年度を計画期間とする経営戦略も終盤を迎え

ており、「安定供給の確保」の取組内容として掲げられた地震防災対策の強化や老朽化施設の計画的な更新等の項目における財務事務が適切に執行されているかどうかについて検証したい。

また、同経営戦略において、健全経営に向けた効率化への取組みとして、職員の適正な配置や給与の適正化、PFI 事業における民間的経営手法導入検証、DX の推進などの課題も設定されている。これらも、工業用水道の永続的な安定経営に不可欠の要素であり、その進捗状況も定期的に確認する必要がある。

収支状況や経営の安定性については、他県との比較 KPI も整備されていることから、民間企業で用いられている分析手法も導入して、愛知県の工業用水道事業の評価に役立てることとしたい。

4 監査対象部局

企業庁

5 監査対象期間

原則として 2024 年度。

ただし、必要に応じて 2022 年度、2023 年度、2025 年度も対象とする。

6 監査実施期間

2025 年 6 月 6 日から 2026 年 3 月 27 日まで。

7 監査の方法

地方自治法第 252 条の 37 第 2 項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第 2 条第 14 項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第 15 項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」とされている。

さらに、地方自治法第 2 条第 16 項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、法令が遵守されていることを当然の前提としている。また、同項には正確な処理が行われているという前提も含まれていると解する。

すなわち、監査を実施するに当たっては、以下の視点が重要であると考える。

- (1) 適法性： 定められた法律にそった運営がされているか。特にコンプライアンスの視点。
- (2) 合規性： マニュアルや内規などが遵守されているか。また環境に応じて改訂されているか。
- (3) 正確性： 運営、業務処理が正確に行われているか。
- (4) 合理性： 組織及び運営が合理的に行われているか。改善の余地があるものはないか。
- (5) 適正性： 運営、業務処理の規模は適正か。予算との整合性はとれているか。また、監査においては、その事業運営の有効性、効率性、経済性の検討も実施した。

令和6年度当初予算（支出）における工業用水道事業の事業規模は303億4,088万6千円である。

強靱な工業用水道の構築のため、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行っている。

監査は、財務事務と経営事業の管理が適正に行われているかに加えて、企業庁経営戦略に基づく事業の継続可能性と資産の維持管理の状況、契約事務等の確認を行い、工業用水道料金の設定について検討を加えた。

監査に当たっては、愛知県という「モノづくり愛知」にとって工業用水道は生命線であり、各企業にとっては事業を行う上で、必要な社会インフラであることを理解した上で行った。

8 監査の手続

以下の監査要点について、関連資料の閲覧及び担当部局へのヒアリング・調査等を実施した。

(1) 工業用水道の料金

低廉で安定的な供給の視点から下記項目を実施した。

- ア 料金の推移
- イ 料金設定の根拠
- ウ 設定の合理性

(2) 財務調査

財務諸表項目のうち、経営課題に関連する科目について見積りの根拠、見積りの妥当性、戦略的合理性、施設・設備の老朽化への対応、地震などの災害への対策、BCP対応、物価変動への対応等の視点から下記項目を実施した。

- ア 修繕引当金の取崩し方法及び金額は妥当か。
- イ 退職給付引当金の計上金額は妥当か。
- ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金の見積り方法及び計上金額は妥当か。
- エ 固定資産の減損会計は適切に運用されているか。

(3) 内部統制

規程等の閲覧とヒアリングから下記項目を実施した。

- ア 地方公共団体内部統制の基本的枠組みに従って運用されているか。
- イ 企業庁における内部統制に従って運用されているか。

(4) 契約事務

- ア 契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法の選定が適法かつ妥当であるか。(一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り)
- イ 契約の方式決定及び相手先の選定について競争入札の参加者の資格審査等が適正にまた妥当性をもって行われているか。
- ウ 契約の締結について、契約書が確実にかつ適正に作成されているか。
- エ 契約変更があった場合、契約変更の内容や手順・手続きが妥当であるか。
- オ 契約の履行について物品の納品時期、引渡し時期は適正か、また、その他契約の履行期限が守られているか。
- カ 物品等の購入は見積書・契約書や仕様書どおりに履行されているか。
- キ 契約の履行について契約代金の支払いは契約どおりか。
- ク 検収について、検収立会いが適正に行われているか。
- ケ 下請負は適切な手続きになっているか、また正当な理由によるものか。
- コ 工事契約書・工程表、完成報告書は適正な内容か。

(5) 入札手続

- ア 入札は適法及び公平に実施されているか。
- イ 入札関係書類は適切か、また適切に保管されているか。
- ウ 審査関係書類は適切か、また適切に保管されているか。
- エ 契約書の閲覧は適法かつ適正に運用されているか。

(6) 資産の管理等

- ア 固定資産、貯蔵品と管理台帳の照合。
- イ 資産の管理状況は適切かつ正確か。

9 監査意見の表明方式

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて評価することとする。

「指摘」とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規程または要綱等に抵触する事項）、または経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、愛知県において措置が必要であると認められるものである。

また、「意見」とは、「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善の必要性を訴求する事項であり、愛知県がこの「意見」を受けて改善を図ることを期待するものである。

10 監査補助者

古川 有樹 (公認会計士)
弓削 幸恵 (公認会計士)
伊奈 照雄 (公認会計士)
林 直幸 (公認会計士)
間瀬 実典 (公認会計士)
富 孝史 (公認会計士)
山田 直孝 (公認会計士)
河邊 丹理 (公認会計士)
水野 善裕 (公認会計士試験合格者)
春名 潤也 (弁護士)

11 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 工業用水道事業と企業庁の概要

1 企業庁の事業概要と組織図

企業庁は、愛知県が経営する企業（地方公営企業 ※注）であり、2025年6月1日現在、水道事業、工業用水道事業、用地造成事業の3事業を行っている。地方財政法第6条（公営企業の経営）には、地方公営企業の経費は経営に伴う収入により充てることが原則として明記されている。これは経費が公金、税金ではなく料金収入により賄われていることを意味する。

（※注） 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業であり、事業例としては上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発などがある。

（1）事業概要

工業用水道事業は、1958年度に愛知用水工業用水道事業の施設の整備に着手し、1961年12月に名古屋市南部及び名古屋南部臨海工業地帯に供給を開始して以来、1970年度には東三河工業用水道事業、1975年度には西三河工業用水道事業、1985年度には尾張工業用水道事業と4事業で供給を開始した。

その後、需要動向に応じた施設整備や改築を実施することにより安定供給に努め、愛知県の産業発展に重要な役割を果たしている。

（2）基本目標

「低廉で安定した工業用水の供給」

中長期的な視野に立った計画的な経営を行うことにより、企業の産業活動の維持・発展を支える工業用水を、将来的にも低廉な料金で安定的に供給することを基本目標とする。

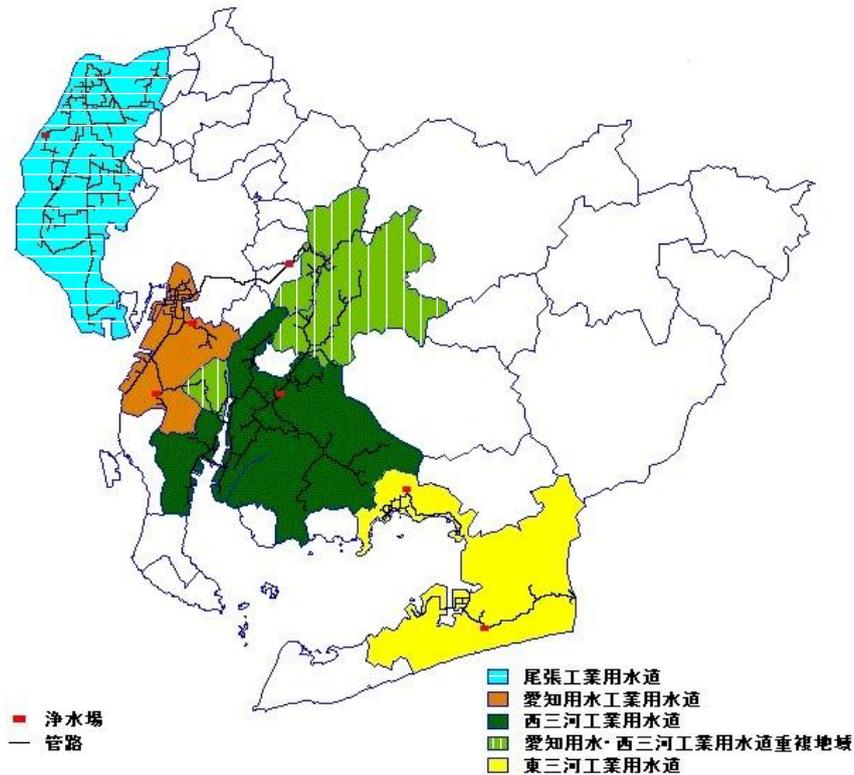
(3) 工業用水道事業の4つの事業

愛知県工業用水道事業では、4つの給水区域がある。

| 事業名 | 計画給水能力 (立方メートル/日) | 給水区域 |
|---------------|----------------------|--|
| 愛知用水 工業用水道 | 845,600 | 名古屋市港区のうち堀川以東の区域及び南区のうち東海道本線以西の区域、豊田市のうち平成17年3月31日における豊田市の区域、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町【6市2町】 (107事業所:令和7年3月31日現在) |
| 西三河 工業用水道 | 300,000 | 岡崎市のうち矢作川以東で一般国道1号線以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市のうち平成17年3月31日における豊田市の区域、安城市、西尾市のうち平成23年3月31日における西尾市及び旧吉良町の区域、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町【9市3町】 (132事業所:令和7年3月31日現在) |
| 東三河 工業用水道 | 155,000 | 豊橋市、豊川市のうち平成20年1月14日における旧御津町の区域、蒲郡市、田原市のうち平成15年8月19日における旧田原町の区域【4市】 (60事業所:令和7年3月31日現在) |
| 尾張 工業用水道 | 290,000 | 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市のうち平成17年7月6日における旧清洲町の区域、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】 (76事業所:令和7年3月31日現在) |

出典：愛知県 Web サイト 事業概要（工業用水道事業）

(4) 工業用水道の給水区域



出典：愛知県 Web サイト 事業概要（工業用水道事業）

(5) 工業用水道の事業計画

ア 計画給水能力

工業用水道事業の計画給水能力は、愛知県公営企業の設置等に関する条例第3条第3項で現在規定している愛知用水、西三河、東三河、尾張、名古屋臨海の5工業用水道事業により一日給水能力 1,790,000 m³としている。

イ 事業実績及び2024年度事業計画

愛知県では、産業活動の発展と地盤沈下の防止のため1961年度に愛知用水工業用水道事業で一日最大86,400 m³の給水能力をもって給水を開始して以来、工業用水道施設の建設を進めており、2024年度当初の給水能力は、一日最大1,450,600 m³と、計画給水能力の81.0%に達している。

2024年度の給水対象事業所は、379か所であり、年間給水量は444,734,520 m³を予定している。

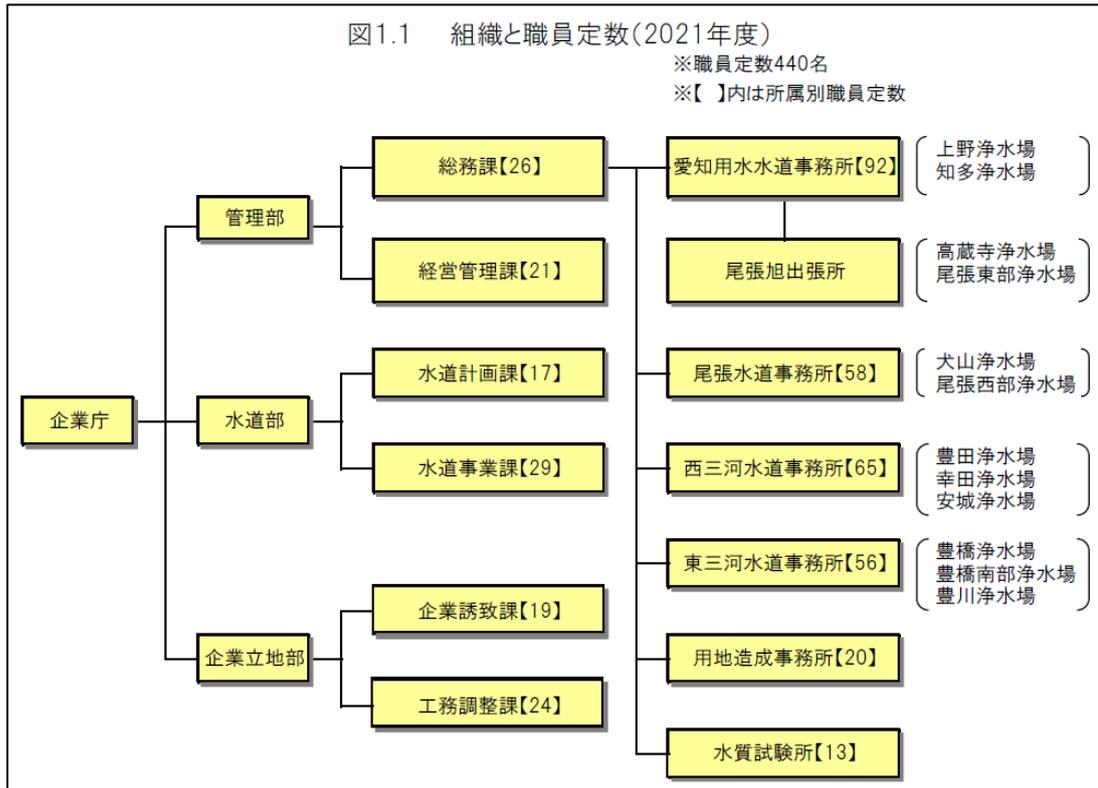
建設改良事業については、愛知用水工業用水道事業、東三河工業用水道事業、西三河工業用水道事業及び尾張工業用水道事業で、新規需要等に対応する配水管布設工事等を実施する予定である。

名古屋臨海工業用水道事業は、需要の未発生により事業休止となっている。

(6) 企業庁の職員配置図と定数(2021年度、企業庁経営戦略より)

ア 組織と職員定数

企業庁の職員定数は、各事業を進めるために必要な業務量を算定し、必要な業務量に応じた適切な人員配置を行い、経営の健全化に向けて適正な管理を行っている。2021年度は、企業庁長を公営企業管理者として、企業庁長を補佐する企業次長、技術監を配置し、本庁は3部6課で136名、出先機関は5事務所1試験所で304名の体制により事業を運営している。



出典:愛知県企業庁 企業庁経営戦略(2016年度～2025年度(改訂版))

イ 職員定数の年度別推移

工業用水道事業の職員定員は2011年度では88人であった。2014年度より数年間は84人と職員定数の削減が見られたが、2018年度より定員増加があり2021年度時点で89人が職員定員となっている。

(単位：人)

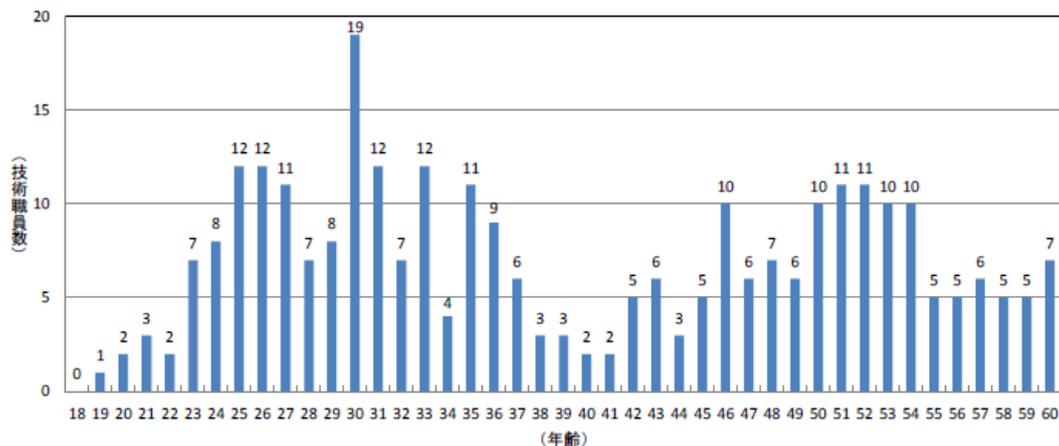
| 事業 \ 年度 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 水道事業 | 280 (220) | 280 (220) | 283 (222) | 285 (225) | 286 (227) | 286 (227) | 286 (227) | 284 (225) | 281 (223) | 281 (222) | 280 (222) |
| 工業用水道事業 | 88 (77) | 88 (77) | 86 (75) | 84 (72) | 84 (73) | 84 (73) | 84 (74) | 86 (76) | 88 (78) | 88 (77) | 89 (77) |
| 用地造成事業 | 122 (62) | 117 (60) | 106 (54) | 99 (53) | 96 (52) | 95 (51) | 94 (50) | 94 (51) | 95 (54) | 95 (55) | 71 (38) |
| 企業庁全体 | 490 (359) | 485 (357) | 475 (351) | 468 (350) | 466 (352) | 465 (351) | 464 (351) | 464 (352) | 464 (355) | 464 (354) | 440 (337) |
| 対前年 (企業庁全体) | △ 14 | △ 5 | △ 10 | △ 7 | △ 2 | △ 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | △ 24 |

注：括弧内数字は技術職員数で内数

出典：愛知県企業庁 企業庁経営戦略（2016年度～2025年度（改訂版））

ウ 水道、工業用水道事業における技術職員の年齢構成（2020年度末）

水道、工業用水道事業における技術職員の年齢構成は、職員採用が2000年代前半頃に抑制された影響を受けて30代後半から40代前半の技術職員が極端に少なくなっている。また、団塊世代職員の大量退職の補充を新規採用枠で補ったことから経験豊かな職員が減少し、経験の浅い若手職員が増加しており、年齢構成に偏りが生じている。



出典：愛知県企業庁 企業庁経営戦略（2016年度～2025年度（改訂版））

2 各工業用水道事業の事業案内

(1) 愛知用水工業用水道事業概要

名古屋市南部及び名古屋南部臨海工業地帯の工場に工業用水を給水するため、愛知用水事業の一環として1958年度に日量86,400m³の第1期事業に着手し、1961年12月から愛知県営工業用水道として初めて給水を開始した。その後、相次ぐ企業進出に伴う水需要増加に対処するため、1961年度～1964年度、1973年度の第2期事業、1965年度～1972年度の第3期事業と順次事業を拡張し、1970年度から第4期事業に着手して、現在では、牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、矢作ダムを水源として、日量845,600m³の施設能力で給水する一方、1990年2月に大府・阿久比地区、2004年4月に豊田・三好地区、2005年4月には東浦地区にも給水を開始した。

| | | | | | | |
|---|----------|---|------------------------------|----------------|----------------------------|------------------------------|
| 水 | 源 | 木曾川 矢作川 | | | | |
| 取 | 水 | 木曾川 岐阜県加茂郡八百津町、犬山市大字犬山 矢作川 豊田市築平町 | | | | |
| 給 | 水 | 名古屋市港区のうち堀川以東の区域及び南区のうち東海道本線以西の区域、 豊田市（H17.3.31における豊田市の区域）、東海市、大府市、知多市、 みよし市、阿久比町、東浦町（101事業所） | | | | |
| | | 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 | 合 計 |
| 工 | 期 | 昭和 33～35年度 | 昭和 36～39年度 | 昭和 40～47年度 | 昭和 45年度～ | |
| 事 業 費 | 水源共用施設 | 百万円 584 | 百万円 3,169 | 百万円 5,131 | 百万円 67,195 | 百万円 76,079 |
| | 専用施設 | 889 | 6,917 | 3,289 | 28,705 | 39,800 |
| | 計 | 1,473 | 10,086 | 8,420 | 95,900 | 115,879 |
| 執 行 状 況 | 平成25年度まで | 百万円 1,473 | 百万円 10,086 | 百万円 8,420 | 百万円 91,738 | 百万円 111,717 |
| | 平成26年度 | - | - | - | 165 | 165 |
| | 平成27年度以降 | - | - | - | 3,997 | 3,997 |
| 浄 水 場 別 施 設 能 力 及 び 給 水 量 | 浄水場名 | 現在能力 | 計画能力 | 年 度 | 年間給水量 | 契約水量 |
| | 上野 | m ³ /日 172,800 | m ³ /日 172,800 | 平成24年度 | 千m ³ 271,400 | m ³ /日 743,088 |
| | 知多 | 472,800 | 472,800 | 平成25年度 | 270,875 | 740,472 |
| | 尾張東部 | 200,000 | 200,000 | | | |
| | 計 | 845,600 | 845,600 | 平成26年度 (予定) | 271,059 | 742,628 |

出典：事務概要 令和7年度（愛知県企業庁）

(2) 西三河工業用水道事業概要

衣浦臨海部の工業立地とともに、この背後地域の内陸部における工業用水の需要に大幅な増加が見込まれたため、矢作ダムに水源を求め、1970年度から専用工事に着手した。当初計画では衣浦臨海部及びその背後値に給水する計画で専用工事を進めてきたが、その後豊田市を中心とする西三河内陸部においても、産業の急速な発展に伴い、工業用水の需要が年々増加するとともに地下水位の低下などから県営による工業用水道事業の実施が要請された。矢作ダムで確保されている日量 300,000 m³のうちから衣浦臨海部へ 200,000 m³を、豊田市を中心とする西三河内陸部へ 100,000 m³を給水する計画に変更し、豊田市を始め 3 市 1 町に工業用水の給水区域を拡大し、1974 年度から工事に着手した。その後、1975 年 5 月から衣浦臨海部に給水を開始し、1977 年 5 月から西三河内陸部にも一部給水を開始、さらに企業立地が進んだ矢作川左岸の内陸地域にも新たに給水区域に編入し今日に至っている。

| | | | | | | |
|---|-----------|---|------------------------------|---------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 水 | 源 | 矢作川 | | | | |
| 取 | 水 | 豊田市水源町 | | | | |
| 給 | 水 | 岡崎市のうち矢作川以東で一般国道 1 号以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市 (H17.3.31 における豊田市の区域)、安城市、西尾市 (H23.3.31 における西尾市及び旧吉良町の区域)、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 (137 事業所) | | | | |
| 工 | 期 | 昭和 45 年度～平成 9 年度 | | | | |
| 事 業 費 | 水源共用施設 | 百万円 5,974 | | | | |
| | 専用施設 | 39,025 | | | | |
| | 計 | 44,999 | | | | |
| 執行 状況 | 平成 9 年度まで | 百万円 44,999 | | | | |
| 浄 水 場 別 施 設 能 力 及 び 給 水 量 | 浄水場名 | 現在能力 | 計画能力 | 年 度 | 年間給水量 | 契約水量 |
| | 安 城 | m ³ /日 300,000 | m ³ /日 300,000 | 平成 24 年度 | 千・m ³ 104,057 | m ³ /日 288,336 |
| | | | | 平成 25 年度 | 105,388 | 287,336 |
| | | | | 平成 26 年度 (予 定) | 104,342 | 285,868 |

出典：事務概要 令和 7 年度 (愛知県企業庁)

(3) 東三河工業用水道事業概要

東三河地域は、1964年度に工業整備特別地域の指定をうけ、新しい工業地帯として発展してきた。重要港湾である三河港においては、東三河臨海工業地帯として工業用地の造成が進められている。水不足に悩むこの地域に、豊川用水事業によって確保された工業用水を供給するため、1968年度～1969年度の第1期事業により日量27,000 m³の給水施設を完成し、1970年度から蒲郡地区に対し給水を開始、1971年度から蒲郡及び大崎・田原地区を対象に日量128,000 m³の規模（蒲郡地区17,000 m³、大崎・田原地区111,000 m³）で第2期事業に着手し、蒲郡地区は1975年4月から給水を開始した。大崎地区は豊橋南部浄水場より1978年7月に、田原地区は1981年6月に一部給水を開始した。さらに、御津地区を給水区域に編入し、1999年4月に一部給水を開始した。

| | | | | | | |
|---|----------|--|-----------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 水 | 源 | 豊川 | | | | |
| 取 | 水 | 新城市大野 新城市一嶽田 | | | | |
| 給 | 水 | 豊橋市、豊川市（旧御津町の区域）、蒲郡市、田原市（旧田原町の区域） （55事業所） | | | | |
| | | 第 1 期 | 第 2 期 | 合 計 | | |
| 工 | 期 | 昭和 43～44年度 | 昭和 46年度～ | | | |
| 事 業 費 | 水源共用施設 | 百万円 633 | 百万円 3,487 | 百万円 4,120 | | |
| | 専用施設 | 581 | 31,813 | 32,394 | | |
| | 計 | 1,214 | 35,300 | 36,514 | | |
| 執 行 状 況 | 平成25年度まで | 百万円 1,214 | 百万円 23,474 | 百万円 24,688 | | |
| | 平成26年度 | - | 41 | 41 | | |
| | 平成27年度以降 | - | 11,785 | 11,785 | | |
| 浄 水 場 別 施 設 能 力 及 び 給 水 量 | 浄水場名 | 現在能力 | 計画能力 | 年 度 | 年間給水量 | 契約水量 |
| | 蒲 郡 | m ³ /日 44,000 | m ³ /日 44,000 | 平成24年度 | 千m ³ 33,553 | m ³ /日 81,456 |
| | 豊 橋 南 部 | 74,000 | 111,000 | 平成25年度 | 29,394 | 80,064 |
| | 計 | 118,000 | 155,000 | 平成26年度 （ 予 定 ） | 29,924 | 81,984 |

出典：事務概要 令和7年度（愛知県企業庁）

(4) 尾張工業用水道事業概要

尾張地域は良質で豊富な地下水に恵まれ、古くから繊維工業が地場産業として発達してきたが、戦後の経済発展に伴う地下水使用量の増加により地盤沈下が顕著となり、その区域の広さと沈下量が全国一といわれる程激しくなった。そのため、地盤沈下の防止対策として、愛知県条例等による地下水揚水量の厳しい規制とともに、地下水揚水量の約3分の2を占めていた工業用水について代替水源確保のため、日量 290,000 m³の尾張工業用水道第1期事業を計画し、1977年度から専用工事に着手して1985年8月から給水を開始した。その後、事業所の廃業により契約水量が減少したため、尾張工業用水道第1期改築事業では、日量 150,000 m³での改築を実施し、2017年度に完了した。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|--------|---|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------------|------------------------------|------|
| 水 | 源 | 木曾川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取 | 水 | 地 | 点 | 稲沢市祖父江町 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給 | 水 | 区 | 域 | 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市（旧清洲町の区域）、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村（83事業所） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 | 期 | 昭和52年度～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 | 業 | 費 | 水源共用施設 | 百万円 4,130 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 専用施設 | 56,770 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 60,900 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執 | 行 | 状 | 況 | 平成25年度まで | 百万円 57,191 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 平成26年度 | 58 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 平成27年度以降 | 3,651 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浄 | 水 | 場 | 別 | 設 | 施 | 設 | 能 | 力 | 及 | び | 給 | 水 | 量 | 浄水場名 | 現在能力 | 計画能力 | 年 | 度 | 年間給水量 | 契約水量 |
| | | | | | | | | | | | | | | | m ³ /日 | m ³ /日 | 平成24年度 | 千m ³ 45,840 | m ³ /日 125,256 | |
| | | | | | | | | | | | | | | 尾張西部 | 290,000 | 290,000 | 平成25年度 | 45,915 | 125,256 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成26年度 (予定) | 46,716 | 127,988 | |

出典：事務概要 令和7年度（愛知県企業庁）

3 工業用水道事業の詳細

(1) 企業庁が行う工業用水道事業

愛知県では、産業活動の発展と地盤沈下の防止のため 1961 年度から工業用水の給水を開始し、現在では愛知県内 32 市町村を 4 つの事業に分けて、木曾川、矢作川、豊川の各水系の上流にあるダムを水源とし、7 つの浄水場から各事業所へ給水している。

現在、給水している事業所は、375 事業所（2025 年 3 月 31 日現在）あり、承認基本受水量（契約水量）は、1 日あたり約 1,220,000 m³となっている。

(2) 工業用水道事業の給水能力

ア 愛知用水工業用水道事業

名古屋市南部及び名古屋南部臨海工業地帯の工場に工業用水を給水するため、愛知用水事業の一環として 1958 年度に日量 86,400 m³の第 1 期事業に着手し、1961 年 12 月から愛知県営工業用水道として初めて給水を開始した。

その後、相次ぐ企業進出に伴う水需要増加に対処するため、1961 年度～1964 年度、1973 年度の第 2 期事業、1965 年度～1972 年度の第 3 期事業と順次事業を拡張し、1970 年度から第 4 期事業に着手して、現在では、牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、矢作ダムを水源として、日量 845,600 m³の施設能力で給水する一方、1990 年 2 月に大府・阿久比地区、2004 年 4 月に豊田・三好地区、2005 年 4 月には東浦地区にも給水を開始した。

(ア) 計画施設能力

| | |
|-------------|---------------------------|
| 計画施設能力 | 845,600 m ³ /日 |
| 浄水場及び施設能力 | |
| 上野浄水場 | 172,800 m ³ /日 |
| 知多浄水場 | 472,800 m ³ /日 |
| 尾張東部浄水場（東郷） | 200,000 m ³ /日 |

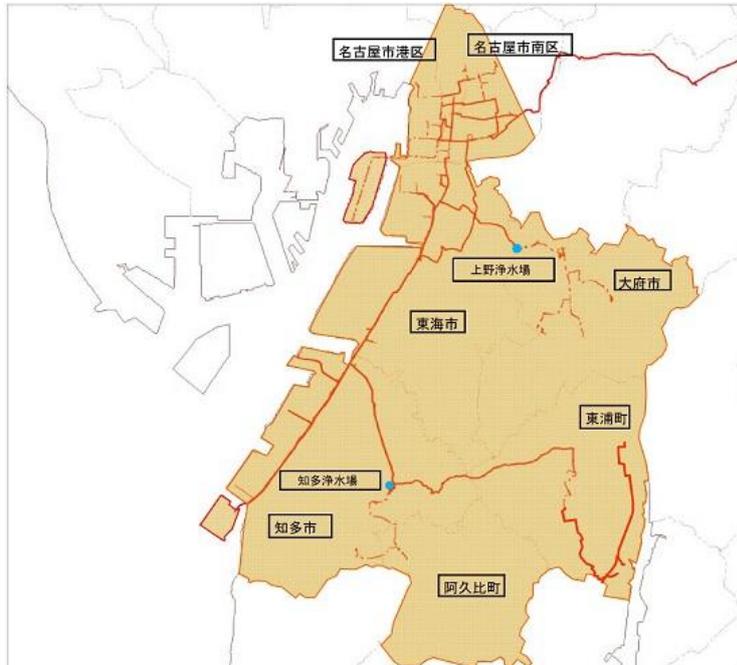
出典：愛知県営水道・工業用水道事業概要図 2025 年（令和 7 年）4 月

(イ) 給水区域

名古屋市港区のうち堀川以東の区域、名古屋市南区のうち東海旅客鉄道株式会社東海道本線以西の区域、豊田市（2005 年 3 月 31 日における豊田市の区域）、東海市、大府市、知多市、みよし市、知多郡阿久比町及び東浦町の区域。

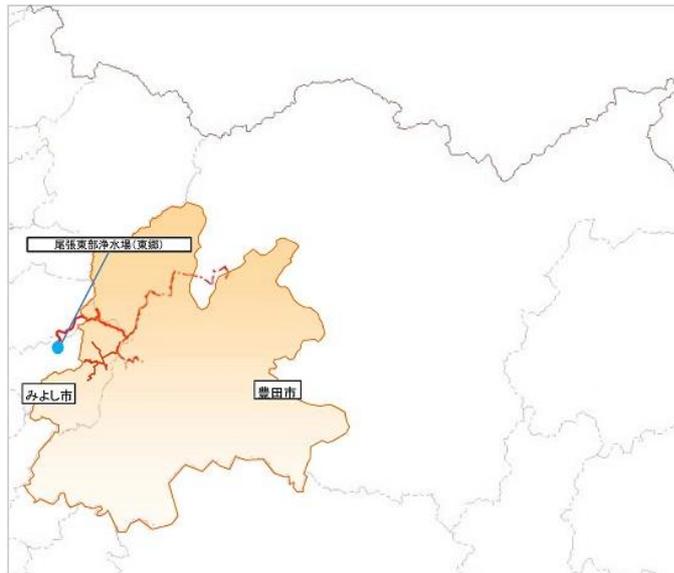
(ウ) 概要図

名古屋市港区のうち堀川以東の区域、名古屋市南区のうち東海旅客鉄道株式会社東海道本線以西の区域、東海市、大府市、知多市、知多郡阿久比町、知多郡東浦町。



出典：愛知県 Web サイト 愛知用水工業用水道事業

豊田市（2005年3月31日における豊田市の区域）、みよし市。



出典：愛知県 Web サイト 愛知用水工業用水道事業

イ 西三河工業用水道事業

衣浦臨海部並びにその背後地域における既存工場及び新規工場が使用する工業用水の需要量は、大幅な増加が見込まれたうえ、従来、当地域が工業用水の水源として依存していた地下水は、年々水位の低下と水質悪化が進み、引き続き地下水に依存することは困難な見通しとなった。

このため愛知県では、地下水位低下の防止及び産業基盤整備の面から、衣浦臨海部及びその後背工業用地を給水区域として、1966年度に水源を矢作ダムに求め日量 300,000 m³の西三河水道事業を実施することとし、1970年度から浄水場の建設、配水管等専用施設の建設に着手した。

一方、豊田市を中心とする西三河北部地域においても、産業の急速な発展に伴い、工業用水の需要が年々増加するとともに地下水位の低下が著しく、揚水量の減少などから愛知県営による工業用水道事業の実施が要請され、1974年度から新たに西三河北部区域を給水区域に加え、日量 300,000 m³のうち 195,000 m³を衣浦臨海部へ、105,000 m³を西三河北部地域へ給水する計画に変更した。

その後、一部完成した安城浄水場から 1975年度に衣浦臨海部へ、1977年度には西三河北部地域に給水を開始した。

さらに、1985年度に岡崎市（矢作川以東のうち国道 1 号以南及び矢作川以西の区域）、西尾市、旧幡豆郡吉良町（現：西尾市）及び額田郡幸田町を新たに給水区域に加えた。

(ア) 計画施設能力

| | |
|-----------|---------------------------|
| 計画施設能力 | 300,000 m ³ /日 |
| 浄水場及び施設能力 | |
| 安城浄水場 | 300,000 m ³ /日 |

出典：愛知県営水道・工業用水道事業概要図 2025 年(令和 7 年)4 月

(イ) 給水区域

岡崎市のうち矢作川以東で一般国道 1 号以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市のうち 2005 年 3 月 31 日における豊田市の区域、安城市、西尾市のうち 2011 年 3 月 31 日における西尾市及び旧幡豆郡吉良町の区域、高浜市、みよし市、知多郡東浦町、武豊町、額田郡幸田町【9 市 3 町】。

(ウ) 概要図



出典：愛知県 Web サイト 県営工業用水道事業について

ウ 東三河工業用水道事業

東三河地域は、1964年度に工業整備特別地域の指定を受け、新しい工業地帯として発展してきた。重要港湾である三河港においては、東三河臨海工業地帯として工業用地の造成が進められている。

このような状況から水不足に悩むこの地域に、豊川用水事業によって確保された工業用水を供給するため、1968年度に豊川用水事業が完成したのと同時に蒲郡市の既存事業所を主な対象とした、東三河工業用水道（第1期）事業に着手した。

引き続き、1971年度からは豊橋市（大崎地区）、田原市（田原地区）、蒲郡市の新規需要に対して、東三河工業用水道（第2期）事業に着手し、1975年度から一部給水を開始し、その後、1993年度には豊川市（御津地区）を給水区域に含めて、需要動向に沿って施設の拡充を進め、1999年度から給水を開始した。

（ア）計画施設能力

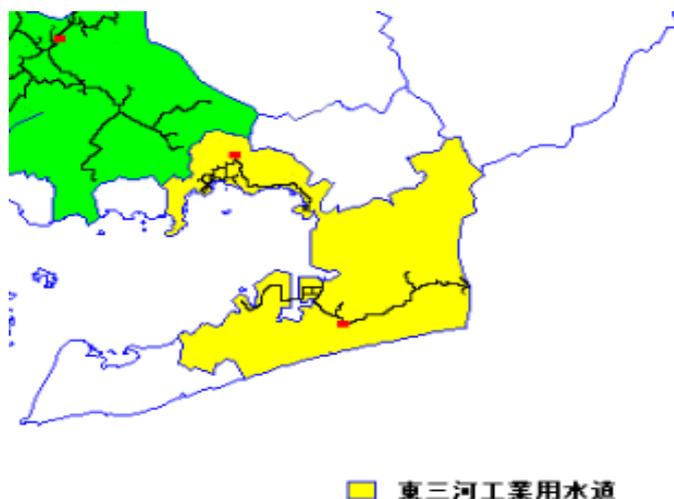
| | |
|-----------|---------------------------|
| 計画施設能力 | 155,000 m ³ /日 |
| 浄水場及び施設能力 | |
| 蒲郡浄水場（工水） | 44,000 m ³ /日 |
| 豊橋南部浄水場 | 111,000 m ³ /日 |

出典：愛知県営水道・工業用水道事業概要図 2025年（令和7年）4月

（イ）給水区域

豊橋市、蒲郡市、田原市（2003年8月19日における旧田原町の区域）、豊川市（2008年1月14日における旧御津町の区域）、4市。

(ウ) 概要図



出典：愛知県 Web サイト事業概要（工業用水道事業）

エ 尾張工業用水道事業

尾張地域は良質で豊富な地下水に恵まれ、古くから繊維産業を地場産業として発展してきた。しかしながら、戦後の経済発展に伴い、地下水の使用量が大幅に増加して年々地盤沈下が顕著になり、その地域が濃尾平野全体に拡大した。

そのため、1974年度より地盤沈下防止対策として愛知県独自の条例を制定して、地下水の汲み上げ規制を実施した。

地下水揚水の約3分の2を占めていた工業用水については、木曾川総合用水事業を水源として、1977年度から尾張工業用水道第一期事業に着手、1985年8月から給水を開始した。

なお、尾張工業用水道の給水区域は、尾張地域の8市2町1村となっている。

(ア) 計画施設能力

| | |
|-----------|---------------------------|
| 計画施設能力 | 290,000 m ³ /日 |
| 浄水場及び施設能力 | |
| 尾張西部（尾西） | 150,000 m ³ /日 |

出典：愛知県営水道・工業用水道事業概要図 2025年(令和7年)4月

(イ) 給水区域

一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市のうち2005年7月6日における旧清洲町の区域、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】

(ウ) 概要図



出典：愛知県 Web サイト 県営工業用水事業について

(3) 営業実績などの概要

ア 浄水場別給水能力と給水料金

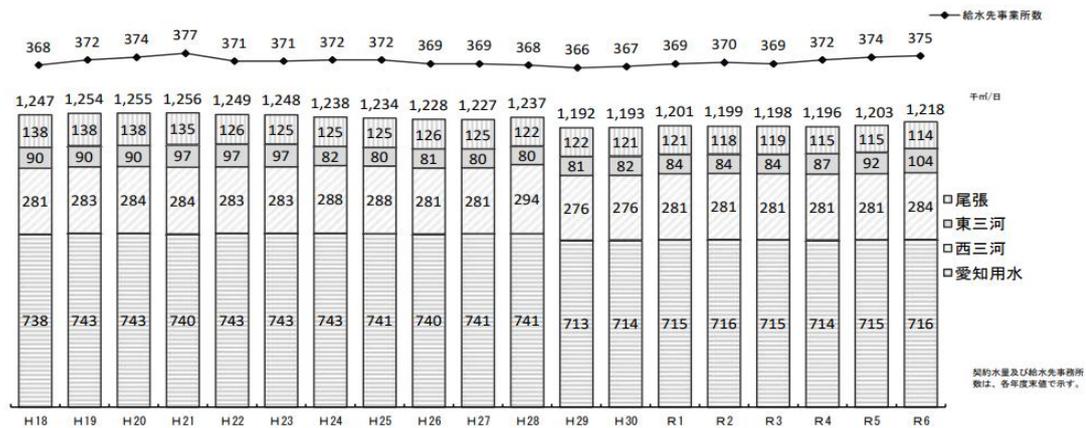
| 給水開始 | 給水対象区域 | 浄水場給水能力 | | 給水先事業所 | 契約水量 | 給水料金 | 水 源 |
|------|--|-----------------------|-------------------|----------------------|-------------------------------------|------------------------|--|
| | | | [計画給水能力] | | | | |
| 愛知用水 | 名古屋市港区のうち堀川以東、名古屋市南区のうちJR東海道本線以西、豊田市(H17.3.31における豊田市の区域)、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町 6市2町 | 上野 | 172,800 [172,800] | (0) 107 | m ³ /日 (0) 715,776 | 1-3期 26.5円 4期 29.5円 | 愛知用水 (牧尾ダム) 阿木川ダム 味噌川ダム 矢作ダム |
| | | 知多 | 472,800 [472,800] | | | | |
| | | 尾張東部 | 200,000 [200,000] | | | | |
| | | 計 | 845,600 [845,600] | | | | |
| 西三河 | 岡崎市のうち矢作川以東で一般国道1号以南及び矢作川以西、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市(H17.3.31における豊田市の区域)、安城市、西尾市(H23.3.31における西尾市及び旧吉良町の区域)、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 9市3町 | 安城 | 300,000 [300,000] | (1) 132 | (3,120) 283,848 | 32円 | 矢作ダム |
| | | | - | | | | |
| | | | - | | | | |
| | | 計 | 300,000 [300,000] | | | | |
| 東三河 | 豊橋市、豊川市(H20.1.14における旧御津町の区域)、蒲郡市、田原市(H15.8.19における旧田原町の区域) 4市 | 蒲郡 | 44,000 [44,000] | (1) 60 | (120) 104,112 | 1期 27円 2期 32円 | 豊川用水 (宇連ダム) |
| | | 豊橋南部 | 111,000 [111,000] | | | | |
| | | | - | | | | |
| | | 計 | 155,000 [155,000] | | | | |
| 尾張 | 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市(H17.7.6における旧清洲町の区域)、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 8市2町1村 | 尾張西部 | 150,000 [290,000] | (3) 76 | (240) 114,048 | 30円 | 木曾川総合用水 (岩屋ダム) |
| | | | - | | | | |
| | | | - | | | | |
| | | 計 | 150,000 [290,000] | | | | |
| 計 | 25市6町1村 = 32市町村 | 1,450,600 [1,590,600] | (5) 375 | (3,480) 1,217,784 | 事業所及び契約水量の()は、 休止分で内数 | | |

【参考】 1. 上記計画給水能力については、名古屋臨海工業用水道の200千m³/日を加えると、1,790.6千m³/日(≒1,790千m³/日)である。
2. 豊田市、みよし市、東浦町は、愛知用水工業用水道と西三河工業用水道で重複している。

出典：愛知県 Web サイト 事業概要 (工業用水道事業)

イ 契約水量の推移

事業別の契約水量の推移では、全体の約6割弱を愛知用水工業用水道事業が占めており、次いで西三河工業用水道事業、尾張工業用水道事業、東三河工業用水道事業となっている。最近の動向では東三河工業用水道事業の給水先事業所が増加しており、尾張工業用水道事業の給水先事業所が減少傾向となっている。



出典：愛知県 Web サイト 事業概要（工業用水道事業）

ウ 業種別契約水量比率

愛知県工業用水道事業の業種別契約水量比（2025年3月末現在）は、愛知用水工業用水道事業では鉄鋼業と化学工業の合計が75%以上となっている。一方、西三河工業用水道事業では輸送用機械器具が半数近くを占めている。東三河工業用水道事業では輸送用機械器具、電気・ガス供給が上位となっている。尾張工業用水道事業ではパルプ・紙製品、繊維工業が上位となっている。

| 愛知県合計 | | 愛知用水 | | 西三河 | | 東三河 | | 尾張 | |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 鉄鋼業 | 29.2% | 鉄鋼業 | 45.2% | 輸送用機械器具 | 48.8% | 輸送用機械器具 | 29.4% | パルプ・紙製品 | 30.7% |
| 化学工業 | 20.9% | 化学工業 | 30.7% | 電気・ガス供給 | 15.5% | 電気・ガス供給 | 24.2% | 繊維工業 | 29.9% |
| 輸送用機械器具 | 16.6% | 石油石炭製品 | 9.4% | 化学工業 | 7.4% | 鉄鋼業 | 12.9% | 石油石炭製品 | 8.1% |
| 石油石炭製品 | 7.1% | 食料品 | 5.2% | 窯業土石製品 | 6.8% | 化学工業 | 10.0% | 食料品 | 6.0% |
| 電気・ガス供給 | 7.1% | 輸送用機械器具 | 4.0% | 鉄鋼業 | 5.3% | 繊維工業 | 6.4% | 雑用水 | 4.9% |

出典：愛知県 Web サイト 事業概要（工業用水道事業）

4 地方公営企業の会計制度

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき経済性を発揮しながら本来の目的である公共の福祉を増進するために運営されており、住民生活に必要な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を担っている。

現在、我が国では人口減少やインフラの老朽化が大きな問題となっているが、地方公営企業においても、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラ設備等の老朽化やそれに伴う設備更新費用の増大、人口減少等に伴う料金収入の減少など経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中で、地方公営企業は必要な公共サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められている。

そのためには地方公営企業法の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、経営戦略の策定を通じて将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定など地方公営企業の基盤強化に取り組むことが不可欠であり、これらの取組みを進めるためには、地方公営企業会計の適用により得られる情報が必須となる。

併せて、減価償却費等を含むコストを「見える化」し、正確な損益計算を行うことにより、収益構造の分析や経費削減等の経営改善につなげていくことが求められる。

(1) 地方公営企業会計制度の見直し

地方公営企業会計制度については2014年度から見直しが実施されている。

見直しの主な内容として、①資本制度、②地方公営企業会計基準、③財務規定等の適用範囲の拡大等となっている。

ア 資本制度の見直し

法定積立金の積立義務を廃止、条例または議決により利益及び資本剰余金を処分可能、議決により資本金額の減額を可能とする。

イ 地方公営企業会計基準の見直し

借入資本金を負債に計上し、1年ルールに従って固定負債、流動負債に区分する。また、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金の計上義務化、たな卸資産の低価法義務付けなどとなっている。

ウ 財務規定等の適用範囲の拡大等

簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

(2) 地方公営企業の財務報告

ア 決算報告書等の提出期限

地方公営企業法第30条第1項には、管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならないとある。

イ 地方公共団体の長に提出する決算報告書等

地方公営企業法第30条1項及び第9項により、下記書類の提出が規定されている。

- ・ 事業報告書
- ・ 決算報告書
- ・ 損益計算書
- ・ 剰余金計算書または欠損金計算書
- ・ 剰余金処分計算書または欠損金処理計算書
- ・ 貸借対照表

ウ 決算に併せて提出すべき書類

地方公営企業法施行令第23条には、決算に併せて下記書類の提出が規定されている。

- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 収益費用明細書
- ・ 固定資産明細書
- ・ 企業債明細書

5 損益計算書及び貸借対照表の推移と財務諸表分析

工業用水道事業の損益計算書及び貸借対照表の2020年度から2024年度までの推移は下記のとおりである。

(1) 工業用水道事業・損益計算書の推移について

ア 愛知県工業用水道事業

(単位：円)

| 科目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 営業収益 | 12,720,329,820 | 12,730,076,657 | 12,696,269,866 | 12,770,571,638 | 12,939,385,318 |
| 給水収益 | 12,720,329,820 | 12,730,076,657 | 12,696,269,866 | 12,770,571,638 | 12,939,385,318 |
| 営業費用 | 11,355,265,240 | 11,479,955,798 | 11,761,035,968 | 11,890,206,532 | 11,998,404,596 |
| 原水及び浄水費 | 2,834,857,566 | 2,958,447,881 | 3,094,319,740 | 3,099,985,880 | 3,275,374,051 |
| 配水及び給水費 | 761,714,426 | 730,910,131 | 766,700,526 | 777,496,920 | 800,379,060 |
| 総係費 | 325,992,981 | 299,643,995 | 279,184,518 | 275,218,390 | 302,774,867 |
| 減価償却費 | 7,357,023,827 | 7,374,950,927 | 7,428,801,085 | 7,572,695,663 | 7,579,589,090 |
| 資産減耗費 | 75,676,440 | 116,002,864 | 192,030,099 | 164,809,679 | 40,287,528 |
| 営業利益 | 1,365,064,580 | 1,250,120,859 | 935,233,898 | 880,365,106 | 940,980,722 |
| 営業外収益 | 1,839,465,391 | 1,742,539,752 | 1,757,807,081 | 1,626,189,603 | 1,559,902,528 |
| 受取利息及び配当金 | 348,994 | 154,186 | 151,764 | 138,388 | 5,917,917 |
| 一般会計補助金 | 358,360,000 | 291,879,000 | 224,535,000 | 189,424,000 | 125,190,000 |
| 長期前受金戻入 | 1,455,709,512 | 1,432,724,452 | 1,422,632,731 | 1,421,787,955 | 1,399,556,506 |
| 雑収益 | 25,046,885 | 17,782,114 | 110,487,586 | 14,839,260 | 29,238,105 |
| 営業外費用 | 958,885,952 | 819,487,048 | 689,133,035 | 543,931,485 | 479,486,674 |
| 支払利息 | 958,878,200 | 819,472,416 | 676,487,458 | 543,060,705 | 479,470,619 |
| 雑支出 | 7,752 | 14,632 | 12,645,577 | 870,780 | 16,055 |
| 経常利益 | 2,245,644,019 | 2,173,173,563 | 2,003,907,944 | 1,962,623,224 | 2,021,396,576 |
| 特別利益 | 0 | 0 | 75,289,252 | 0 | 36,720,000 |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 | 6,169,252 | 0 | 0 |
| その他特別利益 | 0 | 0 | 69,120,000 | 0 | 36,720,000 |
| 当年度純利益 | 2,245,644,019 | 2,173,173,563 | 2,079,197,196 | 1,962,623,224 | 2,058,116,576 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 211,411 | 855,430 | 28,993 | 226,189 | 849,413 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | 2,158,000,000 | 2,306,000,000 | 2,245,000,000 | 2,174,000,000 | 2,079,000,000 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 4,403,855,430 | 4,480,028,993 | 4,324,226,189 | 4,136,849,413 | 4,137,965,989 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

イ 各事業の2024年度営業収益、営業費用及び営業損益

(単位：千円)

| 区 分 | 営業収益 | 営業費用 | 営業損益 |
|-----------|------------|------------|----------|
| 愛知用水工業用水道 | 7,174,101 | 6,659,765 | 514,336 |
| 西三河工業用水道 | 3,311,826 | 2,378,776 | 933,050 |
| 東三河工業用水道 | 1,188,552 | 1,242,293 | △53,741 |
| 尾張工業用水道 | 1,264,906 | 1,717,571 | △452,665 |
| 合 計 | 12,939,385 | 11,998,405 | 940,980 |

ウ 財務諸表分析（愛知県工業用水道事業・損益計算書）

(ア) 営業収益

給水収益は、前年度と比較して168,813,680円(1.3%)増加している。これは年間給水量が増加したことに伴う料金収入が増加したものによる。

(イ) 営業費用

a 原水及び浄水費は、前年度と比較して175,388,171円(5.7%)増加している。これは、主として維持修繕費が増加したものによる。

b 配水及び給水費は、前年度と比較して22,882,140円(2.9%)増加している。これは、主として施設維持管理委託費が増加したものによる。

c 総係費は、前年度と比較して27,556,477円(10.0%)増加している。これは、主として職員給与費が増加したものによる。

d 減価償却費は、前年度と比較して6,893,427円(0.1%)増加している。これは、主として構築物に係る減価償却費が増加したものによる。

エ 営業外収益

(ア) 一般会計補助金は、前年度と比較して64,234,000円(33.9%)減少している。

(イ) 長期前受金戻入の主なものは、国庫補助金長期前受金戻入1,126,221,994円である。

(ウ) 雑収益の主なものは、賃貸料12,454,864円である。

オ 営業外費用

(ア) 支払利息は、前年度と比較して63,590,086円(11.7%)減少している。これは、主として水源費として負担した共用施設負担金に係る支払利息が減少したことによる。

(2) 工業用水道事業・貸借対照表の推移について

ア 愛知県工業用水道事業

(単位：円)

| 科目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (資産の部) | | | | | |
| 固定資産 | 234,007,248,014 | 232,859,376,843 | 232,467,083,408 | 232,762,286,172 | 232,929,127,342 |
| 有形固定資産 | 79,499,777,371 | 81,961,080,694 | 85,062,841,913 | 88,697,474,458 | 92,290,963,173 |
| 土地 | 7,073,227,788 | 7,073,227,788 | 7,073,208,968 | 7,073,208,968 | 7,073,206,100 |
| 建物 | 1,939,445,920 | 1,872,448,138 | 1,907,000,757 | 1,925,920,234 | 1,847,778,987 |
| 構築物 | 52,116,444,446 | 52,846,169,695 | 54,683,742,157 | 54,681,758,790 | 54,958,459,411 |
| 機械及び装置 | 10,051,465,255 | 10,299,414,516 | 11,030,700,915 | 11,196,753,959 | 11,173,554,734 |
| 車両運搬具 | 2,609,249 | 2,250,964 | 1,531,279 | 1,100,779 | 844,638 |
| 船舶 | 109,000 | 109,000 | 109,000 | 109,000 | 109,000 |
| 工具、器具及び備品 | 13,221,180 | 12,197,579 | 10,453,077 | 9,304,742 | 8,228,396 |
| リース資産 | 20,851,308 | 13,282,956 | 5,714,604 | 26,810 | 604,600 |
| 建設仮勘定 | 8,282,403,225 | 9,841,980,058 | 10,350,381,156 | 13,809,291,176 | 17,228,177,307 |
| 無形固定資産 | 154,507,470,643 | 150,898,296,149 | 147,404,241,495 | 144,064,811,714 | 140,638,164,169 |
| ダム使用权 | 124,232,811,930 | 120,563,698,961 | 116,939,012,147 | 113,326,683,283 | 109,527,606,986 |
| 施設利用権 | 553,618,608 | 568,974,282 | 664,209,505 | 893,859,954 | 1,127,369,629 |
| 電話加入権 | 2,961,678 | 2,961,678 | 2,961,678 | 2,961,678 | 2,961,678 |
| ソフトウェア | 105,902,587 | 71,476,941 | 37,051,295 | 2,625,649 | 13,023,603 |
| 無形固定資産仮勘定 | 29,612,175,840 | 29,691,184,287 | 29,761,006,870 | 29,838,681,150 | 29,967,202,273 |
| 流動資産 | 14,366,000,144 | 13,377,648,924 | 12,901,803,209 | 12,544,117,816 | 13,832,699,555 |
| 現金・預金 | 12,981,554,865 | 12,009,580,422 | 11,401,109,737 | 10,462,162,474 | 12,359,453,252 |
| 未収金 | 1,320,100,640 | 1,211,931,522 | 1,332,006,770 | 1,850,995,940 | 1,343,991,867 |
| 貸倒引当金 | -6,231,000 | -5,870,000 | -5,870,000 | -6,111,000 | -246,000 |
| 貯蔵品 | 45,991,543 | 44,918,624 | 45,228,685 | 55,250,669 | 65,792,233 |
| 前払金 | 24,584,096 | 117,088,356 | 129,328,017 | 181,819,733 | 63,708,203 |
| 資産合計 | 248,373,248,158 | 246,237,025,767 | 245,368,886,617 | 245,306,403,988 | 246,761,826,897 |
| (負債の部) | | | | | |
| 固定負債 | 69,440,972,046 | 65,516,776,068 | 61,807,369,078 | 62,582,481,846 | 60,519,657,376 |
| 企業債 | 30,115,087,575 | 29,897,357,319 | 30,052,345,897 | 31,920,865,205 | 30,915,312,141 |
| 他会計借入金 | 24,594,774,298 | 24,661,647,003 | 24,746,226,673 | 24,823,900,953 | 24,895,608,830 |
| リース債務 | 14,347,939 | 6,173,191 | 29,491 | 0 | 523,028 |
| 引当金 | 799,236,231 | 797,967,190 | 722,692,649 | 672,473,097 | 686,096,566 |
| 年賦未払金 | 13,917,526,003 | 10,153,631,365 | 6,286,074,368 | 5,165,242,591 | 4,022,116,811 |
| 流動負債 | 10,970,064,155 | 10,299,648,586 | 10,515,883,725 | 7,309,208,321 | 8,779,620,727 |
| 企業債 | 2,829,968,208 | 2,793,730,256 | 3,445,011,422 | 2,960,820,692 | 2,896,537,443 |
| 他会計借入金 | 63,920,000 | 42,170,000 | 16,690,000 | 0 | 0 |
| リース債務 | 8,174,748 | 8,174,748 | 6,143,700 | 29,491 | 142,032 |
| 未払金 | 4,335,624,585 | 3,626,111,839 | 3,249,815,335 | 3,155,815,593 | 4,665,280,789 |
| 前受金 | 0 | 0 | 0 | 1,969,575 | 50,996 |
| 引当金 | 60,917,303 | 57,400,256 | 59,289,970 | 61,554,364 | 66,159,882 |
| 年賦未払金 | 3,663,098,109 | 3,763,894,638 | 3,730,894,915 | 1,120,831,777 | 1,143,125,780 |
| 預り金 | 8,361,202 | 8,166,849 | 8,038,383 | 8,186,829 | 8,323,805 |
| 繰延収益 | 39,042,354,382 | 38,296,623,975 | 37,726,597,346 | 36,940,322,129 | 35,943,172,114 |
| 長期前受金 | 103,922,934,153 | 104,279,630,008 | 104,900,709,150 | 105,387,465,264 | 105,751,847,022 |
| 収益化累計額 | -64,880,579,771 | -65,983,006,033 | -67,174,111,804 | -68,447,143,135 | -69,808,674,908 |
| 負債合計 | 119,453,390,583 | 114,113,048,629 | 110,049,850,149 | 106,832,012,296 | 105,242,450,217 |
| (資本の部) | | | | | |
| 資本金 | 119,844,791,349 | 123,033,737,349 | 126,455,603,349 | 129,893,335,349 | 133,054,204,349 |
| 剰余金 | 9,075,066,226 | 9,090,239,789 | 8,863,433,119 | 8,581,056,343 | 8,465,172,331 |
| 資本剰余金 | 2,365,210,796 | 2,365,210,796 | 2,365,206,930 | 2,365,206,930 | 2,365,206,342 |
| 国庫補助金 | 1,536,991,502 | 1,536,991,502 | 1,536,987,636 | 1,536,987,636 | 1,536,987,048 |
| 受贈財産評価額 | 828,219,294 | 828,219,294 | 828,219,294 | 828,219,294 | 828,219,294 |
| 利益剰余金 | 6,709,855,430 | 6,725,028,993 | 6,498,226,189 | 6,215,849,413 | 6,099,965,989 |
| 減債積立金 | 1,581,000,000 | 1,682,000,000 | 2,056,000,000 | 2,079,000,000 | 1,962,000,000 |
| 建設改良積立金 | 725,000,000 | 563,000,000 | 118,000,000 | 0 | 0 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 4,403,855,430 | 4,480,028,993 | 4,324,226,189 | 4,136,849,413 | 4,137,965,989 |
| 資本合計 | 128,919,857,575 | 132,123,977,138 | 135,319,036,468 | 138,474,391,692 | 141,519,376,680 |
| 負債資本合計 | 248,373,248,158 | 246,237,025,767 | 245,368,886,617 | 245,306,403,988 | 246,761,826,897 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

イ 各事業の2024年度の資産及び負債の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 資 産 | 負 債 |
|-----------|-------------|-------------|
| 愛知用水工業用水道 | 124,155,594 | 29,373,505 |
| 西三河工業用水道 | 41,878,480 | 25,778,755 |
| 東三河工業用水道 | 22,122,866 | 12,852,078 |
| 尾張工業用水道 | 16,335,028 | 8,152,494 |
| その他 | 29,910,389 | 28,601,542 |
| 調整 | 12,359,470 | 484,076 |
| 合 計 | 246,761,827 | 105,242,450 |

(注1) その他は、未稼働となっている水源施設に係るものである。

(注2) 調整は、全体で共通管理しているものである。

ウ 財務諸表分析（愛知県工業用水道事業・貸借対照表）

(ア) 固定資産

当年度末における固定資産は、前年度末と比較して166,841,170円(0.1%)増加している。これは、主として有形固定資産の建設仮勘定が増加したものである。

(イ) 流動資産

当年度末における流動資産は、前年度末と比較して1,288,581,739円(10.3%)増加している。これは、主として現金・預金が増加したものである。

(ウ) 固定負債

当年度末における固定負債は、前年度末と比較して2,062,824,470円(3.3%)減少している。これは、主として年賦未払金が減少したことによる。

(エ) 流動負債

当年度末における流動負債は、前年度末と比較して1,470,412,406円(20.1%)増加している。これは、主として未払金が増加したことによる。

(オ) 繰延収益

当年度末における繰延収益は、前年度末と比較して997,150,015円(2.7%)減少している。これは、長期前受金収益化累計額が増加したものである。

(カ) 資本金

当年度末における資本金は、前年度末と比較して3,160,869,000円(2.4%)増加している。これは、主として未処分利益剰余金を資本金に組み入れたことによる。

(キ) 剰余金

当年度末における剰余金は、前年度末と比較して115,884,012円(1.4%)減少している。これは、主として利益剰余金が減少したことによる。

6 経営分析

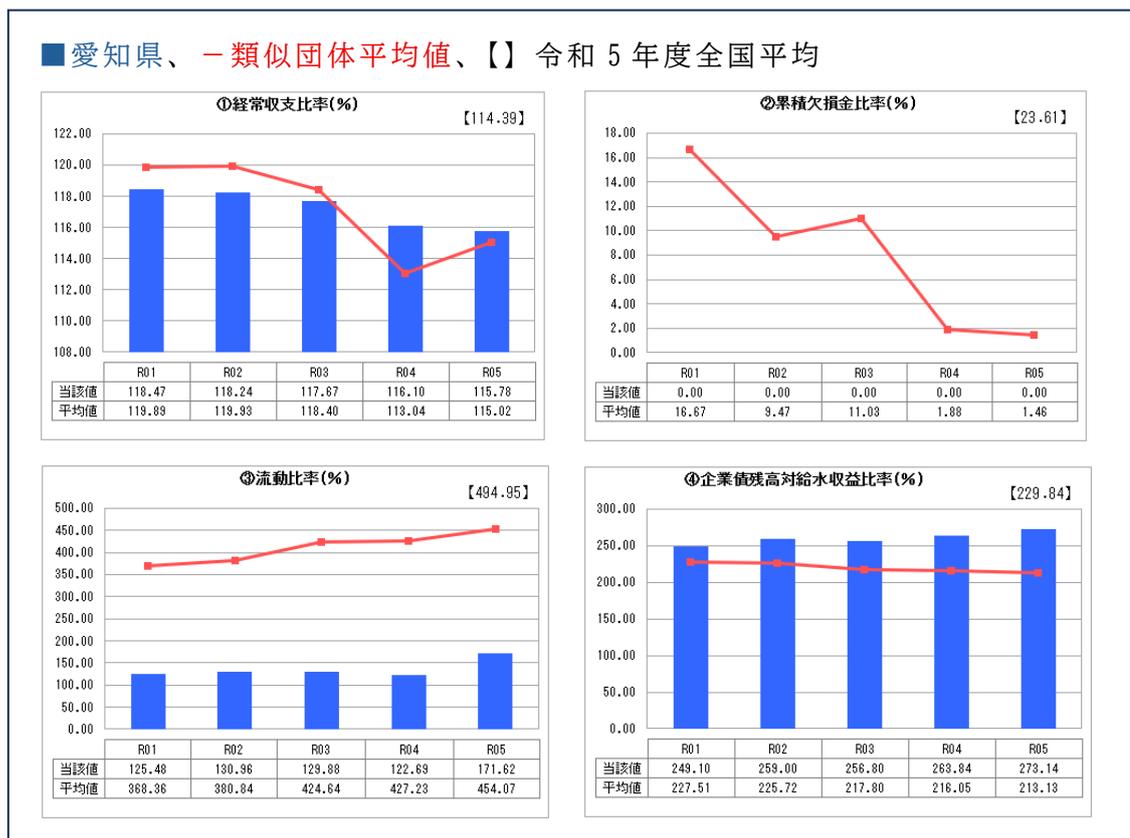
(1) 愛知県の経営分析

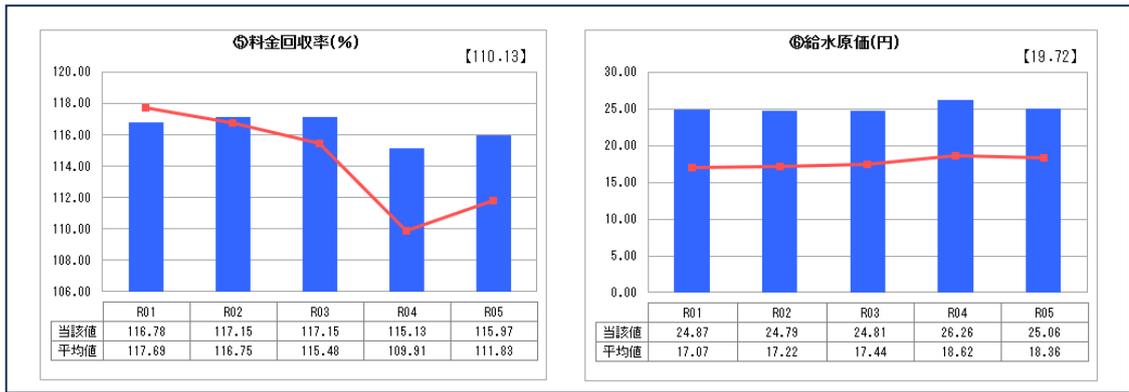
ア 経営の健全性

愛知県工業用水道事業は、企業債等の借換えや繰上償還による支払利息の軽減等、経営の合理化に努めてきたことから、①経営収支比率、及び⑤料金回収率は100%を超えて推移し、②累積欠損金は発生していない。しかし、水源の大半を遠隔地のダムに依存し、施設建設に多額の費用を要しているため、⑥給水原価は類似団体(※)平均を上回って推移している。また、2022年度以降は燃料価格の高騰に伴う電気料金の増額や物価上昇があったため、⑥給水原価が上昇していることから、①経営収支比率及び⑤料金回収率は減少傾向にある。

一方、④企業債残高対給水収益比率が概ね横ばいで推移しており、③流動比率も100%を超えていることから、経営状況については健全な状態である。

※ 類似団体：配水能力規模により分類されており愛知県は大規模区分となる。

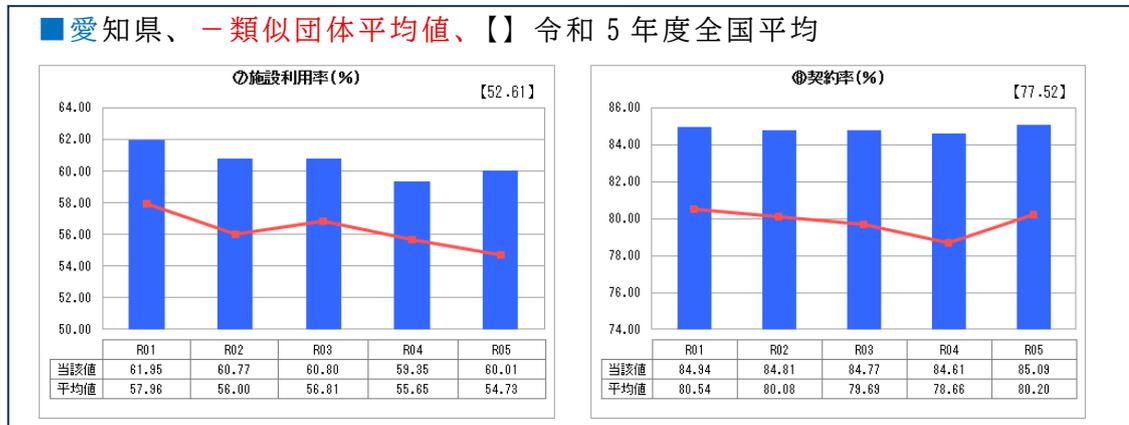




出典：愛知県 Web サイト 企業庁経営比較分析表

イ 経営の効率性

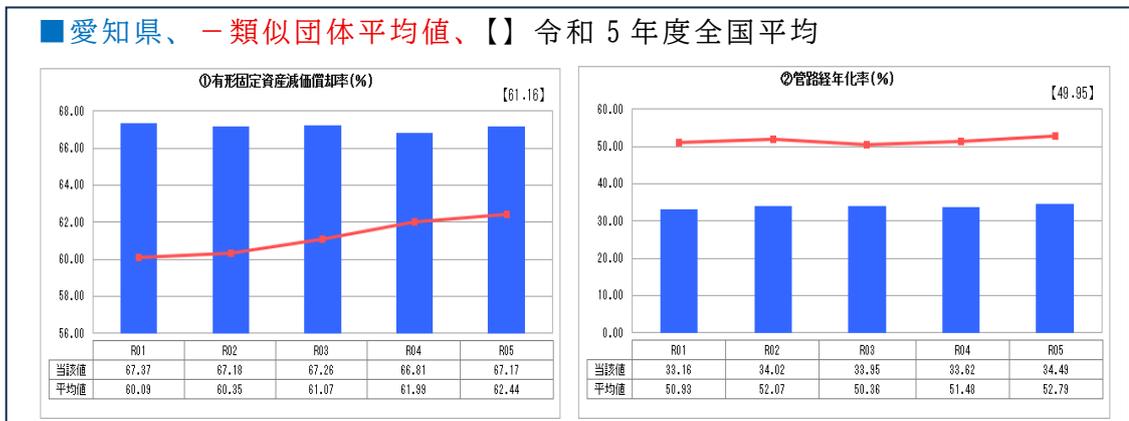
施設の利用状況については、⑦施設利用率及び⑧契約率がともに類似団体平均を上回っており、効率的な施設利用ができています。



出典：愛知県 Web サイト 企業庁経営比較分析表

ウ 施設・設備の老朽化状況

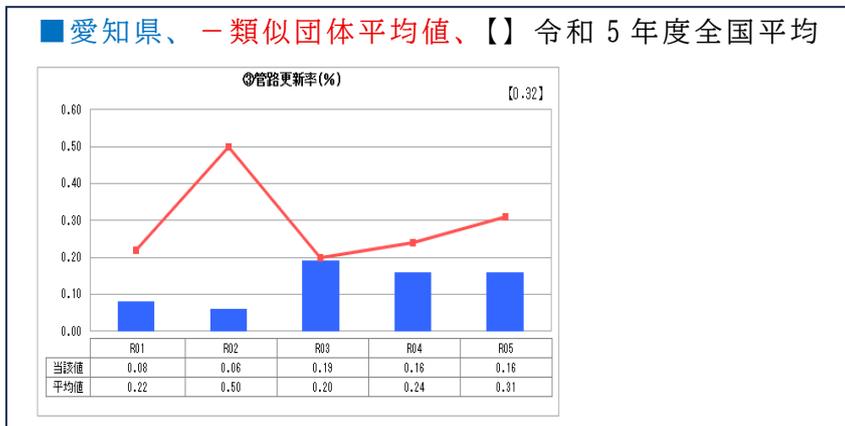
1950年代から順次建設されたことから、老朽化が進んでおり、①有形固定資産減価償却率は類似団体平均より高めの割合を示している。一方、建設年度が比較的新しい管路もあることから、②管路経年化率は、類似団体平均より低めの割合を示している。



出典：愛知県 Web サイト 企業庁経営比較分析表

エ 管路の更新状況

「老朽化施設更新計画」（計画期間：2018年度～2030年度）等に基づき計画的に更新を行っているが、管路更新工事は複数年にかけて行われ、単年度に更新した管路延長の割合を示す③管路更新率は年度により数値にばらつきを生じており、2023年度は類似団体平均値をやや下回っている。



出典：愛知県 Web サイト 企業庁経営比較分析表

オ まとめ

愛知県工業用水道事業の経営状況は健全であるが、物価上昇の継続及び地震防災対策、老朽化施設更新の実施により、費用が増加する見込みであることから、引き続き効率化等を推進し、今後とも健全経営に努めることが求められる。

7 企業庁経営戦略

(1) 企業庁経営戦略の策定と改訂

ア 企業庁経営戦略策定と背景

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その目的である公共の福祉を増進していくためには、中長期的な視点から事業運営基盤を強化して経営の健全化に取り組む必要がある。

このため、企業庁では、2006年3月に「企業庁中期経営計画」（計画期間：2006年度～2010年度）を、2011年3月に「第2次企業庁中期経営計画」（計画期間：2011年度～2015年度）を、さらに2014年度に行われた地方公営企業会計基準の見直しなど、地方公営企業を取り巻く環境の変化に対応するため、2016年3月に「企業庁経営戦略」（計画期間：2016年度～2025年度）を策定し、経営の効率化、適正化など、経営基盤の強化に向けた取組を進めている。

経営戦略の中間年度にあたる2021年度には、豊橋浄水場の全面更新や東三河工業用水道事業管路更新計画の策定・推進等の新たな投資需要の発生など、経営戦略策定後に生じた状況変化を踏まえ、経営戦略後半期間においても引き続き健全な経営を維持していくため経営戦略の改訂が行われた。

イ 経営戦略の目的

企業庁経営戦略は工業用水道の安定供給を継続できるよう、中長期的な視点に立って計画的かつ合理的な経営を行うために、事業の現状と課題を把握し、投資計画と財政計画が収支均衡するよう、今後の経営状況を見通すとともに、より一層健全で効率的な経営に向けた取組方針を明示することにより、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ることを目的とする。

ウ 計画期間

2016年度から2025年度までの10年間

(2) 企業庁経営戦略の取組事項及び取組内容

企業庁経営戦略の効果的な推進と実効性を確保するため、主要取組事項及び取組内容について、数値目標を定め、毎年度事業の進捗管理を行う。

ア 安定供給の確保

【地震対策】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) | |
|---------------|---|---------------------------|-----------------|
| 水源施設の 地震対策 | 豊川用水二期事業の進捗に向けて国等関係 機関との調整を図る。 | 事業期間 ～2030年度 | |
| | 矢作川総合第二期事業の進捗に向けて国等 関係機関との調整を図る。 | 事業期間 ～2029年度 | |
| 地震防災対 策の強化 | 大規模な水管橋の 基礎補強工事や落 橋防止装置の設置 を進める。 | 愛知用水 8 橋 | 事業期間 ～2024年度 |
| | | 西三河 13 橋 (2025年度まで12橋) | 事業期間 ～2026年度 |
| | | 東三河 5 橋 | 事業期間 ～2017年度 |
| | | 尾張 10 橋 | 事業期間 ～2022年度 |

【老朽化対策】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) | |
|----------------------|--|--|-----------------|
| 老朽化施設 の計画的な 更新 | 更新の必要性和優先度を基に需要に見合った必要最小限の設備にとどめ、国の改築補助制度を最大限に活用して老朽化施設の更新を実施。 | <愛知用水> 愛知用水工業用水道第 3・4期改築事業 (51億円) | 事業期間 ～2019年度 |
| | | 老朽化施設更新計画 (90億円) | 事業期間 ～2030年度 |
| | | <西三河> 西三河工業用水道第2 次改築事業 (305億円) | 事業期間 ～2022年度 |
| | | 老朽化施設更新計画 (56億円) | 事業期間 ～2030年度 |
| | | <東三河> 東三河工業用水道第2 期改築事業 (14億円) | 事業期間 ～2017年度 |
| | | 老朽化施設更新計画 (30億円) | 事業期間 ～2030年度 |

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| | | <尾張> 尾張工業用水道第1期 改築事業 (61億円) | 事業期間 ~2017年度 |
| | | 老朽化施設更新計画 (11億円) | 事業期間 ~2030年度 |
| | 老朽劣化度及び重要度等から管路更新計画を策定し、老朽管対策を進める。 | <愛知用水> (10路線) (2025年度まで5路線) | 事業期間 ~2030年度 |
| | | <西三河> (-) | 事業期間 2023年度~ |
| | | <東三河> (9路線) (2025年度まで2路線) | 事業期間 ~2035年度 |
| | | <尾張> (-) | 事業期間 2024年度~ |

【安定した工業用水の供給】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|-----------------------|---|--------------|
| 浄水場等の点検・維持管理 | 計画的に洗管を行い、安定した水質の確保を図る。 | 毎年度実施 |
| | ユーザーとの意見交換会を定期的に行い、情報の提供・共有化を図り、ユーザーからの要望を踏まえた事業運営に努める。 | 毎年度実施 |
| 西三河工業用水道事業での新規水需要への対応 | 水需要の動向を注視しながら、給水能力を超える新規水需要が発生した場合の対応策の検討を進める。 | 毎年度実施 |

イ 健全経営に向けた効率化の推進

【組織の見直し】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|---------------|----------------------------------|--------------|
| 組織の見直し・業務の効率化 | 事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に組織の見直しを行う。 | 毎年度実施 |
| | 事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組む。 | 毎年度実施 |

【職員定数・給与の適正化】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|-------------|---------------------------------------|--------------|
| 職員定数・給与の適正化 | 事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努める。 | 毎年度実施 |
| | 社会情勢の変化に対応するよう、引き続き給与の適正化に取り組む。 | 毎年度実施 |

【民間的経営手法の実施】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|------------|--------------------------------|--------------|
| 民間的経営手法の実施 | 浄水場の排水処理等に導入した PFI 事業を着実に実施する。 | 毎年度実施 |
| | 民間的経営手法導入に関する調査・検討を進める。 | 毎年度実施 |

【D X の推進】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|---------|---------------------------|--------------|
| D X の推進 | 工業用水道事業の運営にデジタル技術の導入を進める。 | 毎年度実施 |

【収入確保の取組み】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|---------|---|--------------|
| 収入確保の取組 | 企業誘致活動と連携した新規ユーザーの開拓に努めると共に、地下水を使用する工場に対して工業用水への転換を促進など、広く需要開拓に努める。 | 毎年度実施 |

【企業債残高の抑制】

| 取組内容 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|----------|----------------------------------|--------------|
| 企業債残高の抑制 | 内部留保資金や積立金の活用により、企業債借入残高の増嵩を抑える。 | 毎年度実施 |

ウ その他取組

| 取組事項 | 個別内容 | 実施期間 (年度) |
|----------------|--|--------------|
| 未利用水源の有効活用 | 名古屋臨海工業用水道事業で確保している水源については、他用途での活用を含め、有効活用について引き続き関係局と協議・調整する。 | 毎年度実施 |
| 人材育成・確保及び技術の継承 | 研修制度の充実を図ることにより、技術・ノウハウの継承を図る。 | 毎年度実施 |
| | 新規採用職員の確保に努めるとともに、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組を整備する。 | 毎年度実施 |
| 環境に配慮した事業運営 | 浄水処理の過程で発生した汚泥については、PFI 事業を活用して有効利用促進を図る。 | 毎年度実施 |
| | 浄水場設備の施設更新の際には省エネルギーに配慮した設備にする。 | 毎年度実施 |

第3章 他都道府県の工業用水道事業との比較

1 愛知県と他都道府県との経営状況比較

愛知県と同等規模自治体であり大規模団体区分である、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、及び関西圏の同等規模自治体である大阪市も含め、2019年度から2023年度までを比較した。(大阪市のみ市データ使用、大阪市は中規模団体区分)

(1) 比較都道府県の人口及び1日平均配水量

| 県名 | 愛知県 | 大阪市 | 埼玉県 | 千葉県 | 兵庫県 | 静岡県 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人口(人) | 7,500,882 | 2,525,153 | 7,378,639 | 6,310,158 | 5,426,863 | 3,606,469 |
| 1日平均配水量(m ³) | 848,307 | 58,338 | 103,290 | 743,999 | 403,723 | 396,770 |

(2024年1月1日現在 総務省統計局都道府県別人口データに基づき監査人が作成)

【参考：大規模団体 類似団体区分一覧より抜粋】

| 団体コード | 都道府県・団体名称 | 業務名称 | 業種名称 | 類似団体区分 |
|--------|--------------|------|---------|--------|
| 010006 | 北海道 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 020001 | 青森県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 040002 | 宮城県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 050008 | 秋田県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 070009 | 福島県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 080004 | 茨城県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 100005 | 群馬県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 110001 | 埼玉県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 120006 | 千葉県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 150002 | 新潟県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 160008 | 富山県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 220001 | 静岡県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 230006 | 愛知県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 240001 | 三重県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 280003 | 兵庫県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 300004 | 和歌山県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 330001 | 岡山県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 349194 | 広島県水道広域連合企業団 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 350001 | 山口県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 360007 | 徳島県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |
| 440001 | 大分県 | 法適用 | 工業用水道事業 | 大規模 |

出典：総務省地方公営企業類似団体一覧

(2) 経営の健全性

ア 経常収支比率（全国平均 114.39%）

愛知県工業用水道事業の経常収支比率は 2023 年度実績で 115.8% となり、全国平均の 114.39% より僅かに上回っている。比較都道府県と比べてもとりわけ経常収支比率が低いわけではなく、常に 100% を超えて推移しているが直近では減少傾向にある。

比較都道府県では、埼玉県を除きすべての都道府県で 100% を超えて推移しており経常収支比率は堅調である。

埼玉県の経常収支比率の悪化原因は、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加等によるとされており、愛知県の経常収支比率も減少傾向であり、今後の推移には注意する必要がある。

| 経常収支比率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 愛知県 | 118.5 | 118.2 | 117.7 | 116.1 | 115.8 |
| 大阪市 | 127.0 | 131.9 | 122.6 | 119.3 | 123.6 |
| 埼玉県 | 114.9 | 101.2 | 101.7 | 107.3 | 90.6 |
| 千葉県 | 111.0 | 112.6 | 113.1 | 103.6 | 109.4 |
| 兵庫県 | 137.0 | 146.8 | 136.9 | 127.6 | 130.8 |
| 静岡県 | 104.3 | 100.8 | 99.2 | 98.7 | 109.4 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【経常収支比率 (%)】

経常収支 / 経常費用 × 100

【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

イ 流動比率（全国平均 494.95%）

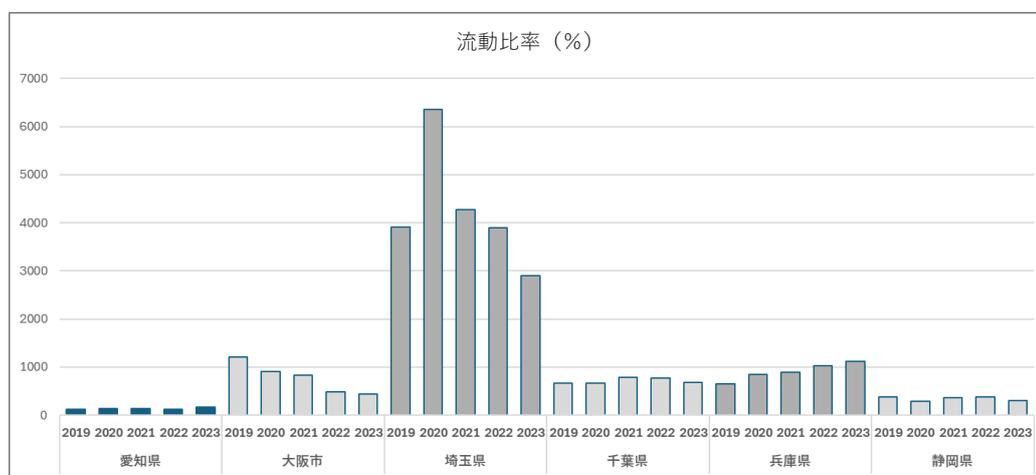
愛知県の当座の支払い能力を表す流動比率は 2023 年度 171.6%と短期支払い能力は 100%を超えており良好ではあり、2023 年度は大きく改善されているが、比較都道府県のなかでは一番低くなっている。

大阪市の流動比率は 100%を大幅に超えているが、2019 年度の 1,201%から 2023 年度の 443%へ急激に減少してきている。

埼玉県の流動比率は比較都道府県の中でも突出して高く、2019 年度では 3,910%となっていたが、2023 年度では 2,901%とこちらも急激に減少している。

流動比率の全国平均が 494.95%であることを考慮すると、愛知県も更なる改善を考慮しても良いと思われる。

| 流動比率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 愛知県 | 125.5 | 131.0 | 129.9 | 122.7 | 171.6 |
| 大阪市 | 1,201.0 | 901.5 | 836.2 | 485.9 | 443.1 |
| 埼玉県 | 3,910.9 | 6,361.0 | 4,272.8 | 3,892.3 | 2,901.7 |
| 千葉県 | 662.7 | 662.5 | 782.4 | 775.0 | 677.4 |
| 兵庫県 | 653.6 | 843.7 | 890.1 | 1,032.4 | 1,115.2 |
| 静岡県 | 372.3 | 279.8 | 361.7 | 373.7 | 308.7 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【流動比率 (%)】

$$\text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$$

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

ウ 企業債残高対給水収益比率（全国平均 229.84%）

愛知県の企業債残高対給水収益比率は、比較都道府県にくらべて高く推移している。類似団体である埼玉県、千葉県、兵庫県は共に改善傾向にあるが、愛知県は逆に企業債残高対給水収益比率は増加している。これには企業債の償還よりも金利の高い年賦未払金の返済を計画的に優先しているという方針も企業債残高対給水収益比率を高くしていることを考慮する必要がある。

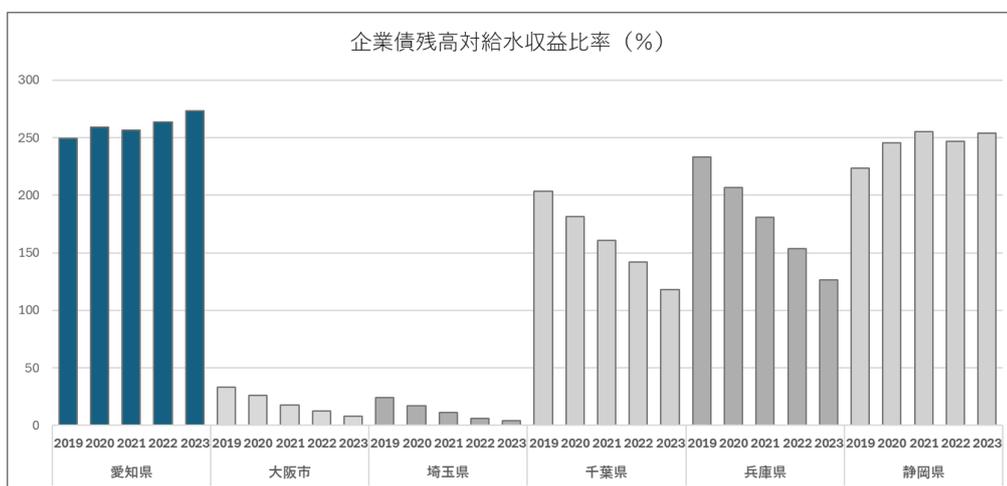
大阪市の企業債残高対給水収益比率は、2019年度の33.3%から2023年度には7.9%と10%を切る水準にまで企業債残高を減少させている。

埼玉県も同様に、2019年度の23.9%から2023年度の4.0%へとこちらも10%を切る水準にまで減少してきている。

その他、千葉県、兵庫県も全国平均の229%を下回る水準にまで低下させてきている。

愛知県は2019年度より増加傾向にあり、給水収益に対する企業債残高の改善を図る必要がある。

| 企業債残高対給水収益比率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 愛知県 | 249.1 | 259.0 | 256.8 | 263.8 | 273.1 |
| 大阪市 | 33.3 | 26.2 | 17.7 | 12.6 | 7.9 |
| 埼玉県 | 23.9 | 17.4 | 11.3 | 6.2 | 4.0 |
| 千葉県 | 203.3 | 181.6 | 160.5 | 142.2 | 118.2 |
| 兵庫県 | 233.0 | 206.8 | 181.1 | 153.6 | 126.3 |
| 静岡県 | 223.7 | 245.7 | 255.5 | 247.1 | 253.7 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【企業債残高対給水収益比率 (%)】

企業債残高合計 / 給水収益 × 100

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

エ 料金回収率（全国平均 110.13%）

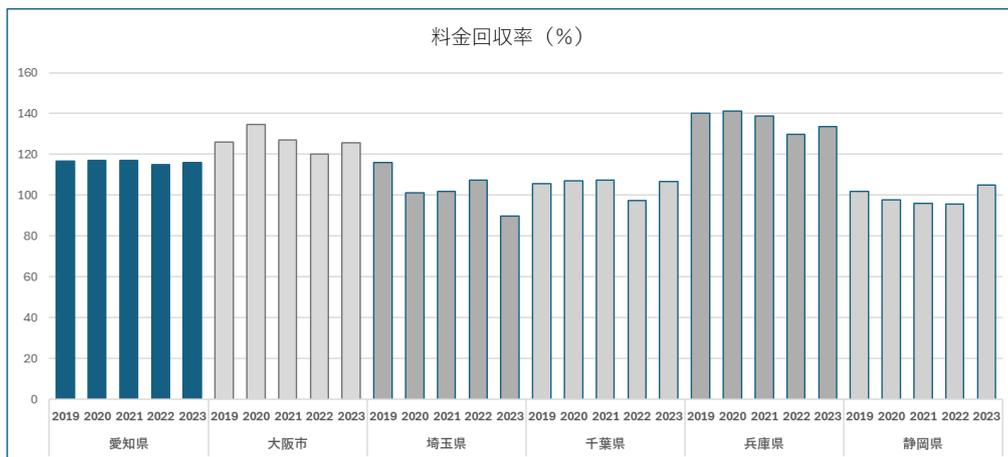
愛知県の料金回収率は 2023 年度 116.0%と全国平均をやや上回っており、比較都道府県と比べて良好に推移している。

一方、埼玉県では 2023 年度に 100%を下回り経営に必要な経費を料金収入で賄えていない状況になっている。

千葉県、静岡県は 2022 年度に 100%を下回っていたが、2023 年度に 100%を上回る改善を見せている。

その他、埼玉県を除くすべての比較都道府県で 2022 年度に比べ 2023 年度で大きく改善を見せている中で、愛知県は改善しているものの伸び率は微増にとどまっている。

| 料金回収率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 愛知県 | 116.8 | 117.2 | 117.2 | 115.1 | 116.0 |
| 大阪市 | 126.0 | 134.6 | 127.1 | 120.2 | 125.7 |
| 埼玉県 | 115.9 | 101.0 | 101.9 | 107.5 | 89.6 |
| 千葉県 | 105.6 | 106.9 | 107.2 | 97.5 | 106.7 |
| 兵庫県 | 140.1 | 141.3 | 138.7 | 130.0 | 133.7 |
| 静岡県 | 101.9 | 97.8 | 95.9 | 95.7 | 105.1 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【料金回収率 (%)】

$$\text{供給単価} / \text{給水原価} \times 100$$

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

オ 給水原価（全国平均 19.72 円）

愛知県の給水原価は 25 円前後で推移しており、全国平均の 19.72 円に比べて 3 割弱高くなっている。比較都道府県の中では高い給水原価となっている。

愛知県は水源が愛知県外にあるダム等に依存しており水源費用の負担が多いことから、給水原価が高い傾向が見られる。

大阪市は給水原価が 40 円前後で推移し、全国平均の 2 倍の原価となっている一方で、兵庫県に関しては 10 円前後で推移し、両県の間には 4 倍の差が生じている。ただし、すべての比較都道府県で微増ではあるが上昇傾向がみられる。

今後も物価の上昇が進むとみられており給水原価の上昇を抑える経営効率化が必要と思われる。

愛知県は全国平均より高く推移していることから経営改善を行うことが望まれる。

| 給水原価（円） | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 24.9 | 24.8 | 24.8 | 26.3 | 25.1 |
| 大阪市 | 38.3 | 35.5 | 38.0 | 40.1 | 39.0 |
| 埼玉県 | 20.3 | 23.2 | 22.9 | 21.7 | 26.0 |
| 千葉県 | 24.9 | 24.6 | 24.6 | 27.0 | 26.1 |
| 兵庫県 | 9.5 | 9.6 | 9.7 | 10.4 | 10.1 |
| 静岡県 | 15.0 | 16.2 | 17.6 | 21.3 | 19.8 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【給水原価（円）】

経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入／年間総有収水量（料金算定分）

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

(3) 経営の効率性

ア 施設利用率（全国平均 52.61%）

愛知県の施設利用率は 60%前後で推移しており、全国平均の 52%と比べても高く推移しているが、近年は少しずつ低下傾向となっている。比較団体である埼玉県、兵庫県、静岡県についても、愛知県同様に毎年度施設利用率が低下している傾向である。

愛知県は現時点では、全国平均に比べ優良ではあるが、施設の利用状況の確認や適正規模の検証による改善を行うことが望まれる。

| 施設利用率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 62.0 | 60.8 | 60.8 | 59.3 | 60.0 |
| 大阪市 | 42.6 | 37.4 | 35.7 | 34.0 | 38.6 |
| 埼玉県 | 45.2 | 43.8 | 43.3 | 41.4 | 40.8 |
| 千葉県 | 66.7 | 65.6 | 67.8 | 66.7 | 65.6 |
| 兵庫県 | 63.5 | 61.3 | 60.5 | 60.4 | 56.9 |
| 静岡県 | 31.2 | 29.6 | 29.6 | 28.7 | 27.1 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【施設利用率 (%)】

一日平均配水量 / 一日配水能力 × 100

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

イ 契約率（全国平均 77.52%）

愛知県の契約率は 85%前後で推移しており、全国平均の 77%を上回っている。静岡県は 2023 年度では 2019 年度に比べ、49%から 37.3%へと急落しており、静岡県では今後の施設更新時に 2016 年度に策定した「水道施設更新マスタープラン」に基づき、施設規模の適正化を進め、効率的な経営に努めるとしている。

一方、千葉県では継続的に 95%以上を堅持しており、2023 年度には 96.5%へとさらに向上している。

兵庫県でも、2019 年度以降絶えず 90%以上で推移しており、兵庫県の分析では、毎年の継続的な企業訪問等の実施が良好な契約率の一因であるとしている。

大阪市の契約率は 60%前後で推移しており、僅かながら減少傾向にある。

愛知県は 85%前後を維持しているとはいえ、今以上に兵庫県の様に継続的な企業訪問等を期待したい。

| 契約率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 84.9 | 84.8 | 84.8 | 84.6 | 85.1 |
| 大阪市 | 60.4 | 59.5 | 58.8 | 59.2 | 58.7 |
| 埼玉県 | 72.5 | 72.1 | 72.0 | 72.2 | 72.2 |
| 千葉県 | 94.8 | 95.0 | 96.4 | 96.4 | 96.5 |
| 兵庫県 | 91.5 | 90.8 | 90.9 | 90.9 | 90.9 |
| 静岡県 | 49.0 | 43.4 | 42.2 | 37.7 | 37.3 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【契約率 (%)】

契約水量 / 一日配水能力 × 100

【指標の意味】

収益性及び未売水の状況を判断する指標である。

(4) 老朽化の状況

ア 有形固定資産減価償却率（全国平均 61.16%）

愛知県の有形固定資産減価償却率は 67%前後で推移しており、全国平均の 61%を超えており施設の老朽化が進んでいる。

また埼玉県、静岡県は 70%前後に達しており、比較団体も同様に老朽化が進んでいる傾向である。これは全国的に 1950 年代より順次施設・設備の建設が進んだことが要因である。

愛知県は、2019 年から比べても有形固定資産減価償却率は 67%前後を推移しており改善傾向はみられていない。

昨今、全国的に下水道管等の破裂に伴う道路陥没、崩落事故が多発しており施設の老朽化対策は喫緊の優先事項の一つである。

| 有形固定資産減価償却率 (%) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 67.4 | 67.2 | 67.3 | 66.8 | 67.2 |
| 大阪市 | 66.1 | 66.6 | 67.0 | 67.3 | 65.8 |
| 埼玉県 | 69.2 | 67.8 | 68.9 | 69.1 | 70.0 |
| 千葉県 | 64.2 | 65.4 | 66.1 | 66.5 | 67.0 |
| 兵庫県 | 57.6 | 59.1 | 60.5 | 62.2 | 64.4 |
| 静岡県 | 69.9 | 70.2 | 69.9 | 69.0 | 69.2 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【有形固定資産減価償却率 (%)】

有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

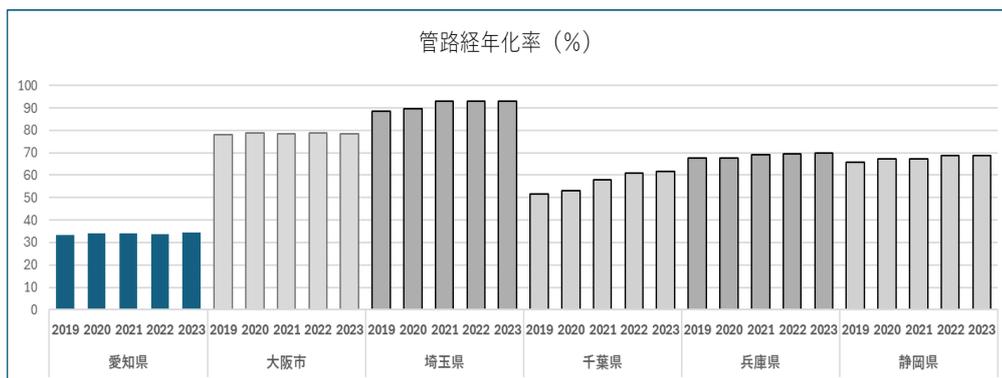
イ 管路経年化率（全国平均 49.95％）

愛知県の管路経年化率は 34％前後で推移しており、全国平均の 49％と比べても低くなっている。これは建設年度が比較的新しい管路があることが考えられ、比較都道府県と比べても低い数字となっている。

なお、2019 年度から 2023 年度を比較すると、その他の比較団体と同様に改善傾向はみられない。

愛知県は全国平均よりは低く推移してはいるが、モノづくり愛知という日本経済の根幹にあることを考えると改善が急務と言える。（昨今、全国的に下水道管等の破裂に伴う道路陥没、崩落事故が多発しており管路の老朽化対策は喫緊の最優先事項の一つである。）

| 管路経年化率（％） | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 33.2 | 34.0 | 34.0 | 33.6 | 34.5 |
| 大阪市 | 78.2 | 78.9 | 78.6 | 78.8 | 78.6 |
| 埼玉県 | 88.7 | 89.4 | 93.1 | 93.1 | 93.0 |
| 千葉県 | 51.4 | 53.1 | 57.8 | 60.8 | 61.8 |
| 兵庫県 | 67.5 | 67.8 | 69.2 | 69.6 | 69.8 |
| 静岡県 | 65.9 | 67.3 | 67.3 | 68.6 | 68.7 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【管路経年化率（％）】

法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。

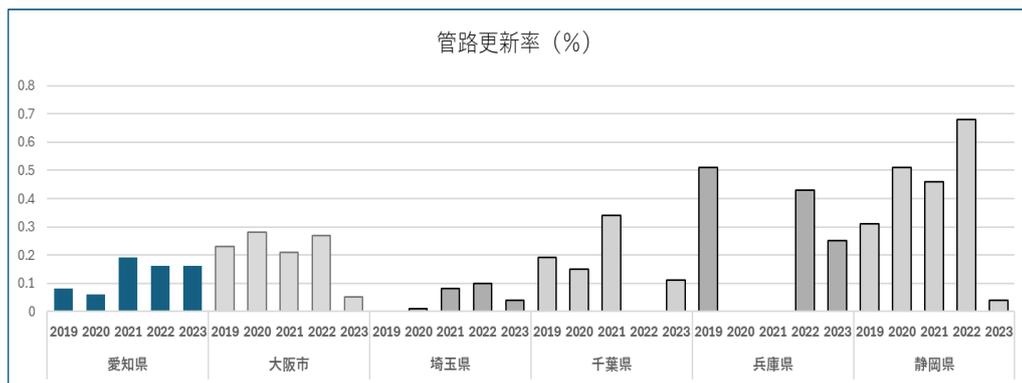
ウ 管路更新率（全国平均 0.32％）

管路更新工事は複数年にかけて行われているため、単年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は年度により数値にばらつきが生じる。

愛知県の管路更新率は 0.1％前後で推移しているが、やはり年度によりばらつきがある。また比較都道府県と比べても管路更新率は低くなっている。

昨今、全国で生じている水道管破裂、水漏れ等による社会生活に与える影響などを鑑みると、愛知県の管路更新率を大幅に改善していく視点が必要である。

| 管路更新率（％） | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 愛知県 | 0.08 | 0.06 | 0.19 | 0.16 | 0.16 |
| 大阪市 | 0.23 | 0.28 | 0.21 | 0.27 | 0.05 |
| 埼玉県 | 0 | 0.01 | 0.08 | 0.1 | 0.04 |
| 千葉県 | 0.19 | 0.15 | 0.34 | 0 | 0.11 |
| 兵庫県 | 0.51 | 0 | 0 | 0.43 | 0.25 |
| 静岡県 | 0.31 | 0.51 | 0.46 | 0.68 | 0.04 |



（総務省 Web サイト経営比較分析表に基づき監査人が作成）

【管路更新率（％）】

当該年度に更新した管路延長／管路延長×100

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

2 愛知県の『強み』と『弱み』

愛知県の工業用水道事業は、ゲリラ豪雨に代表される自然災害、南海トラフ地震への備えや近年問題となっている人手不足等の様々な課題に直面している。工業用水道事業の直面する課題の中でも、建設から40年以上経過した施設の老朽化は大きな課題となっている。更に原材料費の高騰や人件費などの費用の増大が今後も見込まれている。

このように多くの課題を抱えている工業用水道事業において、費用の増大や収入の減少によって経営状況が悪化すると予想されている状況の中、様々な課題に対応し、工業用水の安定供給を継続維持する必要がある。

経営状況の改善には、料金の値上げや企業誘致などの収入増を目的とした取組、DX推進に代表される業務効率化や民間活用による支出減を目的とした取組を実施することが考えられる。

経営状況の改善を図るための愛知県工業用水道事業における『強み』と『弱み』を整理してみた。

『強み』『弱み』は以下のとおりである。

【愛知県工業用水道事業の『強み』と『弱み』】

| | 強み | 弱み |
|-----|--|--|
| 健全性 | <ul style="list-style-type: none">・ 経常収支比率・ 料金回収率 | <ul style="list-style-type: none">・ 流動比率・ 企業債残高対給水収益比率・ 給水原価 |
| 効率性 | <ul style="list-style-type: none">・ 施設利用率・ 契約率 | |
| 老朽化 | <ul style="list-style-type: none">・ 管路経年化率 | <ul style="list-style-type: none">・ 有形固定資産減価償却率・ 管路更新率 |

※ 本項では経営指標的に優良であっても相対的に判断している。

(1) 愛知県の『強み』

ア 健全性について

(ア) 経常収支比率

健全性の指標である経常収支比率は2023年度115.8%と100%を超えて推移しているが、近年は低下傾向になっている。

大阪市123.6%、兵庫県130.8%の様に愛知県よりも優良な都道府県もあることから、今後の老朽化、耐震化等の費用の増加に備え更なる経常収支比率の向上を図る必要がある。

(イ) 料金回収率

健全性の指標である料金回収率は2023年度116.0%と100%を超えて推移しているが、近年低下傾向にある。

経常収支比率と同様に大阪市 125.7%、兵庫県 133.7%の様に愛知県よりも優良な都道府県もあり、更なる料金回収率の向上を図る必要がある。

イ 効率性について

(ア) 施設利用率

効率性の指標である施設利用率は 2023 年度 60.0%と全国平均の 52.61%を上回っているが、近年低下傾向である。

今後更に経営の効率性を上げていくためにも施設利用の向上を図る必要がある。

(イ) 契約率

効率性の指標である契約率は 2023 年度 85.1%で推移し全国平均の 77.52%を上回っているが、契約率は横ばいとなっている。

今後の受水企業の業務効率化等により給水需要の低下も考えられることから、新規給水企業の開拓なども含め契約率の拡大を図る必要がある。

ウ 老朽化について

(ア) 管路経年化率

老朽化の指標でもある管路経年化率は 2023 年度 34.5%と全国平均の 49.5%に比べ優良であるが、近年は僅かではあるが上昇傾向にある。他都道府県のように顕著に増加してはいないが、管路経年化率が改善していないという事は、管路更新のスピードが法定耐用年数の経過スピードに追い付いていないと思われる。管路経年化率の更なる改善が必要である。

(2) 愛知県の『弱み』

ア 健全性について

(ア) 流動比率

健全性の指標である流動比率は 2023 年度 171.6%と 100%を超えており短期債務の支払い能力は優良であるが、全国平均 494.95%にくらべて大幅に低くなっている。これには資金を有効活用するために毎年度の利益を減債積立金として処分し、企業債の圧縮を図っていることも流動比率を押し下げている事情がある。

ただし、昨今の予測不能な自然災害や施設・設備の棄損などによる緊急時に対応できる体制にするために、流動比率の更なる改善を考慮してもよいと思われる。

(イ) 企業債残高対給水収益比率

健全性の指標である企業債残高対給水収益比率は 2023 年度 273.1%と比較都道府県の中では最も高い比率となっている。大阪市 7.9%、埼玉県 4.0%、千葉県 118.2%と比べても比率が高い。これには企業債の償還よりも金利の高い年賦未払金の返済を計画的に優先しているという方針も企業債残高対給水収益比率を高くしていることを考慮する必要がある。実際、年賦未払金

は固定負債、流動負債あわせて 2019 年度に比べ 2023 年度では 7 割以上削減されている。

しかし、経営の改善を図るうえでは引き続き年賦未払金、企業債の削減が必要である。

(ウ) 給水原価

健全性の指標である給水原価は 2023 年度 25.1 円と全国平均の 19.72 円に比べて 3 割弱高い水準で推移している。愛知県は全国屈指の工業地区であり工業用水道配水量も全国屈指の規模となっており、必然的に各設備やポンプ設備などの規模も大きくなる。また、水源地が遠隔地にあるという地理的条件もあるため、設備の建設・更新費用、維持管理費用等も莫大な費用がかかる事情がある。

しかし今後も各種費用や物価上昇は予想されており給水原価を抑制する総合的な経営改善が必要である。

イ 老朽化について

(ア) 有形固定資産減価償却率

老朽化の指標である有形固定資産減価償却率は 2023 年度 67.2%と全国平均の 61%を上回っている状況である。埼玉県、千葉県、兵庫県などは増加傾向である中、愛知県は横ばいで推移していることは評価できるが、老朽化が進んでいることには変わりなく、更なる改善を行うことが求められる。

(イ) 管路更新率

更新の指標である管路更新率は 2023 年度では 0.16%と全国平均の 0.32%を大幅に下回っている。全国平均自体も低いですが、昨今の水道管破裂の事故が多発している状況を見ると、管路更新率の改善は急務である。特に愛知県は全国の製造業の根幹であり、全国に及ぼす影響は甚大となる。

管路の総延長が膨大であり多くの管路を更新するのは多くの困難があることは想像できるがそうは言っていない状況にある。

(3) まとめ

愛知県工業用水道事業において、施設・設備の老朽化対策、耐震化対策は急務である。現在、企業庁が策定している企業庁経営戦略に沿って、経営の効率化、適正化など経営基盤の強化に向けた取組を進めている。

テーマ選定理由にもあるように、工業用水道事業は「モノづくり愛知」の基盤を支える重要な社会インフラであるが、高度経済成長時代にインフラ整備という方針のもと建設・施工の拡充が優先されてきた。それから半世紀近くたった現在、施設の老朽化の問題が顕在化している。

工業用水道事業に係る施設・設備は広域かつ巨大であるため短期的な経営計画ではなく、中長期的な視点をもって現在進行している。

しかし、半世紀に及ぶインフラ整備の施設・設備は資産量として膨大な量に達

しており短期的な改善は困難である。

そのような状況の中、愛知県工業用水道事業の『強み』『弱み』を把握することにより、企業庁の策定している経営戦略で計画されている施設・設備の老朽化対策、耐震化対策等の更なる拡充と進捗スピードの向上を期待するものである。

第4章 監査の実施

1 経営戦略

(1) 概要

「企業庁経営戦略」(計画期間：2016年度～2025年度)は2025年度に最終年度を迎え、現在新しい経営戦略を策定中である。工業用水道事業にかかる新しい経営戦略の策定に資するため、現行経営戦略の投資・財政計画について、実績値との比較分析を行った。

ア 前半期(2016年度～2020年度)実績と2021年度改訂計画

2016年3月に策定された「企業庁経営戦略」(計画期間：2016年度～2025年度)については、計画期間の中間年度にあたる2021年3月に、改訂計画(2021年度～2025年度)が策定されている。「現時点では計画と実績に大きな乖離は生じていないものの」経営環境の変化に対応するものとして、工業用水道事業の投資・財政計画が、以下の内容で見直された。経営戦略の投資・財政計画は、収益的収支と資本的収支から構成されており、2016年度～2020年度の実績をふまえた改訂計画の内容は次のとおりである。上段に当初計画数値(2016年策定)、中段に2016年度～2020年度の実績値、下段に改訂計画数値(2021年策定)を示している。

【収益的収支計画/収益】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 収益(計) | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 153 | 153 | 152 | 153 | 153 | 152 | 152 | 152 | 152 | 151 |
| 実績 | 179 | 151 | 148 | 148 | 146 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 145 | 145 | 144 | 144 | 144 |
| 給水収益 | 131 | 131 | 132 | 133 | 132 | 132 | 132 | 133 | 132 | 132 |
| | 131 | 128 | 127 | 128 | 127 | | | | | |
| | | | | | | 127 | 127 | 128 | 128 | 128 |
| 一般会計補助金 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | | | |
| | | | | | | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 長期前受金戻入 | 17 | 16 | 15 | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 17 | 16 | 15 | 16 | 15 | | | | | |
| | | | | | | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| その他収入 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 27 | 3 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | | | | | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

改訂後の収益計画では、当初計画からの減少が見込まれた。2016年度～2020年度の実績に基づき、給水収益が下方修正されたほか、一般会計補助金・長期前受金戻入額についても減額が見込まれた。

【収益的収支計画/費用】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 費用(計) | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 134 | 128 | 127 | 128 | 130 | 132 | 134 | 136 | 138 | 139 |
| 実績 | 130 | 126 | 125 | 125 | 128 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 130 | 120 | 121 | 120 | 122 |
| 減価償却費等 | 77 | 79 | 79 | 80 | 83 | 85 | 88 | 90 | 92 | 93 |
| | 77 | 76 | 74 | 76 | 74 | | | | | |
| | | | | | | 76 | 77 | 79 | 79 | 80 |
| 維持費 | 40 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 37 | 35 | 37 | 37 | 39 | | | | | |
| | | | | | | 46 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 支払利息 | 17 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 17 | 15 | 13 | 11 | 10 | | | | | |
| | | | | | | 9 | 7 | 7 | 6 | 5 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

費用についても、改訂計画では減少が見込まれた。減価償却費の見直しにより、当初計画の減価償却費の増加見込みの程度が下方修正されたことによる。

当初計画では、減価償却費について毎期の増額が見込まれており、結果として年間減価償却費は77億円(2016年度)から93億円(2025年度)へと大幅に増加している。減価償却費は設備投資額に連動して算定されるものであるため、減価償却費計画値の大幅な増加は、資本的支出である建設改良費計画値の相当の増額を意味するものである。しかし、前半5年間(2016年度～2020年度)の減価償却費実績値は、每期減少しており、計画との乖離は拡大傾向にある。減価償却費の計画実績乖離は、設備投資額の計画実績乖離につながることから、資本的支出における建設改良費とあわせて検討する必要がある。加えて、改訂計画の年間減価償却費は、当初計画の年間減価償却費から10億円以上減少しており、この点についても、設備投資計画の進捗をふまえて検討する必要がある。減価償却費に10億円以上もの金額的影響が出る場合、設備投資計画にも相当の金額的変更があると考えられる。

また、維持費については、実績値が当初計画値を上回る傾向にあるにもかかわらず、改訂計画では当初計画をおおむね踏襲する内容になっている。改訂計画初年度(2021年度)の数値は、単年度の予算数値を使用していることから、当初計画値から10億円以上の増加が見込まれ、46億円となっているが、2022

年度以降については直近実績値を下回る計画値となっている。実績値の傾向と2021年度計画値(単年度予算数値)にかんがみ、この将来見込みに懸念がある。

かかる収益・費用双方の見直しの結果、改訂計画における収益的収支の損益計画値は以下のとおりとなった。当初計画においては、利益の継続的な縮小が見込まれていたが、改訂計画は利益維持を見込む内容となった。なお、2016年度の実績値には、契約水量の変更に伴う特別利益約25億円の影響がある。

【収益的収支計画/損益】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 当年度損益(計) | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 19 | 24 | 25 | 25 | 23 | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 |
| 実績 | 50 | 25 | 22 | 23 | 22 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 14 | 24 | 23 | 24 | 22 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

改訂にあたり、2021年度改訂収益的収支計画について、以下のように記載されている。

「給水収益については、…(中略)…今後も横ばいで推移すると見込んでいます。一方、安定供給対策の実施等に伴う減価償却費等の増加により、費用は増加するものと見込んでいます。このため、計画期間が満了する収益的収支は、2016～2019年度では、約22～約49億円の黒字となりましたが、計画期間が満了する2025年度に向けて黒字額は徐々に減少すると見込んでいます。」

この記載は、当初計画における説明をおおむね踏襲した内容であり、当初計画の説明を実績値に置き換えた内容に留まっている。改訂計画値の当初計画からの大幅な減少や、当初計画値と実績値の乖離については顧みられていない。当初計画を修正し、改訂計画の数値に至った経緯や考え方が示されておらず、2021年度改訂の内容と趣旨を適切に記載する内容になっていない。

【資本的収支計画/資本的収入】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 資本的収入(計) | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 34 | 52 | 57 | 57 | 65 | 66 | 59 | 43 | 22 | 17 |
| 実績 | 30 | 36 | 27 | 44 | 59 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 56 | 72 | 66 | 40 | 39 |
| 企業債 | 13 | 27 | 37 | 36 | 43 | 44 | 38 | 26 | 11 | 7 |
| | 10 | 15 | 13 | 27 | 40 | | | | | |
| | | | | | | 36 | 47 | 48 | 23 | 23 |
| 国庫補助金 | 1 | 7 | 10 | 10 | 12 | 11 | 10 | 6 | 2 | 1 |
| | 1 | 2 | 3 | 6 | 7 | | | | | |
| | | | | | | 7 | 12 | 6 | 5 | 5 |
| 一般会計出資金 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 8 | 8 |
| | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | | | | | |
| | | | | | | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| その他収入 | 11 | 9 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 10 | 10 | 2 | 2 | 2 | | | | | |
| | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

資本的収入について、実績値は当初計画値を下回る結果となった。企業債発行額が抑えられたことが主な要因であるが、改訂計画では、企業債発行額に相応の増加が見込まれた。企業債の発行目的にかんがみ、改訂計画における企業債発行額の見直しは、資本的支出である建設改良費に連動するものと考えられる。また、国庫補助金についても、計画値と実績値に少なからぬ乖離があり、この点についても、資本的支出である建設改良費の影響があると考えられる。建設改良工事の進捗・完成をふまえ、過去の採択率等を勘案し、国庫補助金の計画値が算定されるころ、実績値は計画値を下回った。前述の減価償却費をはじめ、資本的支出である建設改良費計画値に連動して算定される科目(項目)は多く、建設改良費が経営戦略投資計画全体に及ぼす影響は大きいものである。

建設改良費を含めた資本的支出の予算実績比較の結果は、次頁のとおりであった。

【資本的収支計画/資本的支出】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 資本的支出(計) | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 128 | 137 | 139 | 152 | 159 | 156 | 145 | 148 | 105 | 91 |
| 実績 | 117 | 122 | 129 | 129 | 148 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 159 | 179 | 165 | 138 | 136 |
| 建設改良費 | 41 | 54 | 66 | 86 | 95 | 93 | 83 | 86 | 72 | 59 |
| | 31 | 36 | 46 | 63 | 82 | | | | | |
| | | | | | | 91 | 111 | 88 | 96 | 94 |
| 償還金等 | 86 | 83 | 74 | 66 | 64 | 63 | 62 | 62 | 32 | 32 |
| | 86 | 86 | 82 | 66 | 66 | | | | | |
| | | | | | | 68 | 68 | 76 | 42 | 42 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

資本的収入と同様、資本的支出についても、当初計画値を下回る実績値であった。毎期 10 億円以上の乖離が生じており、その要因は建設改良費にある。2016 年度～2020 年度の建設改良費の実績値は、計画値を約 10 億円以上、2019 年度には 20 億円を超えて継続的に下回り、前半期の 5 年間で約 84 億円の実績乖離が生じている。前半期 5 年間の建設改良投資計画計約 342 億円に対し、実績値は計約 258 億円であった。こうした当初計画と実績値との乖離について企業庁は、「現時点では計画と実績に大きな乖離は生じていないものの」としているが、実態は異なる。この計画実績の乖離について、担当部署である水道事業課に確認したところ、主には工事計画および工事費用の見直しによるものであり、一部には工事費用削減努力の効果による旨の回答であった。

一方、経営戦略（2016 年度～2025 年度）の後半期 5 年間の建設改良投資額は、当初計画約 393 億円に対し、改訂計画において約 479 億円まで積み増しがされている。前半期の計画実績乖離額とほぼ同額の積み増しがなされており、企業債の発行額と国庫補助金についても同様の後ろ倒しの見直しがなされている。この改訂内容を客観的にとらえれば、建設改良工事の進捗に懸念が生じるところである。

工業用水道事業設備の老朽化は社会的な問題でもあり、維持・更新にかかる建設改良工事の円滑な遂行が望まれる。しかし、この計画実績の乖離及び工事計画の見直しについて、改訂時に特段の説明はなされていない。改訂計画における建設改良費に関する記載は、以下の内容に留まっている。

「・・・(中略)・・・東三河工業用水道事業管路更新計画の策定・推進等、新たな投資需要の発生など経営戦略策定後に生じた状況変化を踏まえ、計画期間後半においても引き続き健全な経営を維持していくため「企業庁経営戦略」を改訂することとしました。」

改訂計画の建設改良費の策定にあたり、2016 年度～2020 年度の実績値をふ

まえてどのように見直しが行われたかについては記載されていない。

建設改良工事費は、工業用水道事業を支える設備投資として経営戦略の中核をなすものである。その見直しは、経営戦略の見直しにつながるものであり、十分な説明が求められる。改訂計画においては、見直し内容について十分な分析を行い、改訂理由について説明を記載する必要がある。

また、2021年度改訂計画における資本的収支に関する記載は次のとおりであった。

「資金面では、地震防災対策の強化や老朽化対策の更新等に多額の資金が必要となることから、将来の負担に配慮しながら企業債を活用するなど、安定的な事業運営に必要な資金を確保します。」

資本的収支計画の記載についても、当初計画の記載内容をほぼ踏襲したものになっており、改訂計画の趣旨と内容が明らかにされていない。なお、資本的収支計画に基づいた企業債等残高の推移は、以下のとおりである。

【資本的収支計画/企業債等残高】

(単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 企業債等残高 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 698 | 643 | 608 | 579 | 560 | 541 | 518 | 482 | 460 | 435 |
| 実績 | 705 | 636 | 568 | 531 | 507 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 478 | 459 | 432 | 414 | 396 |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

2016年度～2020年度の企業債の状況として、発行額が抑えられ、かつ当初計画どおりの償還額であったことから、債務残高の圧縮が進んでいる。実績値をふまえ、改訂計画では当初計画よりも早期の減縮が見込まれている。企業債の圧縮と財務の健全性確保が経営戦略の財政計画の目標のひとつと考えられるが、その点については一定の達成がなされている。他方、投資計画の目的である安定的な工業用水の供給を支える設備の維持・更新については、投資額の計画実績乖離が懸念されるところである。改訂計画における建設改良工事の内容について、次に検証した。

イ セグメント計画

2020年度に公表された企業庁経営戦略改訂計画(2021年度～2025年度)は、2016年度～2020年度の実績をふまえ、新しい投資需要・経営環境の変化を織り込んで策定されたものである。工業用水道事業の計画においては、減価償却費や建設改良費等、設備投資に関して相当に金額的影響のある見直しが行われたため、改訂時の建設改良工事の状況を検証した。

企業庁経営戦略(2016年度～2025年度)工業用水道事業の建設改良投資については、工事内容別・地域別に、セグメント計画が作成・開示されている。こ

のセグメント計画は、水道事業課が策定している「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」・「老朽化施設更新計画」等の計画を反映したものである。工業用水道事業計画として、地震防災対策計画・設備更新計画・管路更新計画が策定され、地域別の管理に基づき、建設改良工事が実施されている。経営戦略の投資計画は、かかるセグメント計画の積みあげとしてまとめられており、セグメント計画は、経営戦略財政・投資計画の建設改良費の根拠として重要である。

水道事業課による上記の各事業計画は、経営戦略とは異なる計画期間で策定されている。地震防災対策計画期間は2003年度～2030年度にわたっており、老朽化施設更新計画の期間は2018年度～2030年度である。いずれも長期にわたる実施計画であるところから、進捗状況をふまえた将来工事費用の見直しが定期的に行われ、長期収支計画としてまとめられている。経営戦略における建設改良投資は、各事業計画のいわば経営戦略期間のきりとりであり、戦略策定時点での各事業計画の最新の工事費用の見積りに基づく内容になっている。将来工事の見積りに基づいて計画値の更新がなされているが、改訂版の経営戦略には計画値の更新について明文化されているものはない。

セグメント計画の内容は次のとおりであるが、このセグメント計画に関しては、設備数や路線数等で進捗管理は行っているが、計画投資額に対応する金額ベースでの実績の乖離原因については十分な分析が行われていない。投資額・支出額に基づく実績対比分析は、管理上重要な情報と考えられるため、進捗管理に改善を行う必要がある。

次頁のセグメント計画では、上段に当初計画値、下段に改訂計画値を示している。

【建設改良費のセグメント計画（工事別）】

（単位：億円）

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 建設改良工事計 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 40 | 53 | 65 | 86 | 95 | 92 | 82 | 85 | 72 | 58 |
| 改訂計画 | | | | | | 91 | 111 | 88 | 96 | 94 |
| 地震防災対策 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 3 | 1 | 7 | 12 | 10 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| 改訂計画 | | | | | | 2 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 設備更新 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 17 | 26 | 22 | 31 | 38 | 33 | 30 | 34 | 31 | 22 |
| 改訂計画 | | | | | | 13 | 27 | 19 | 22 | 16 |
| 管路更新 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 1 | 2 | 4 | 5 | 9 | 11 | 10 | 9 | 18 | 18 |
| 改訂計画 | | | | | | 31 | 32 | 29 | 39 | 42 |
| 水源事業費 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 5 | 18 | 28 | 29 | 30 | 36 | 34 | 32 | 13 | 8 |
| 改訂計画 | | | | | | 22 | 38 | 30 | 29 | 28 |
| その他 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 14 | 6 | 3 | 8 | 8 | 6 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 改訂計画 | | | | | | 23 | 12 | 8 | 4 | 4 |

（経営戦略投資財政計画に基づき監査人が作成）

地震防災対策計画・設備更新計画・管路更新計画の3つの工事計画は、水道事業課が策定している。また、水源事業費については、事業主体である国及び水資源機構の事業計画に基づいて投資額が算出されている。経営戦略の建設改良投資計画は、これら各事業計画を基礎としており、経営戦略（2016年度～2025年度）当初計画における建設改良費計約734億円のうち、企業庁が主体的に策定する地震防災対策計画・設備更新計画・管路更新計画の投資額は、約434億円程度の規模である。当初計画では、この3計画について前半期（2016年度～2020年度）約190億円、後半期（2021年度～2025年度）約244億円が計上されていたが、改訂計画では後半期投資額が約280億円に修正された。改訂計画は、管路更新工事に重点をおく内容となっており、当初計画に比し、管路更新計画に每期約20億円以上の増額が見込まれ、計100億円以上の積み増しがなされた。他方、設備更新計画に計約50億円程度の削減が行われている。金額的影響の大きさにも拘わらず、いずれの計画についても見直しに関する記載はない。

【建設改良費のセグメント計画（地域別）】

（単位：億円）

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------|------|------|------|------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 建設改良工事計 | | | | | | | | | | |
| 当初計画 | 40 | 53 | 65 | 86 | 95 | 92 | 82 | 85 | 72 | 58 |
| 改訂計画 | | | | | | 91 | 111 | 88 | 96 | 94 |
| 愛知用水 | 7 | 11 | 17 | 22 | 21 | 24 15 | 23 19 | 36 31 | 28 32 | 20 26 |
| 西三河 | 17 | 30 | 44 | 55 | 65 | 59 49 | 52 73 | 37 45 | 26 52 | 22 52 |
| 東三河 | 7 | 5 | 4 | 7 | 6 | 7 23 | 7 17 | 10 8 | 11 7 | 10 8 |
| 尾張 | 10 | 6 | 1 | 1 | 2 | 2 3 | 1 1 | 2 2 | 7 3 | 6 7 |

（経営戦略投資財政計画に基づき監査人が作成）

建設改良費の地域別計画をみたところ、三河地域（西・東）の建設改良費計画を中心に見直しが入っている。西三河の建設改良工事費当初計画については、後半5年間（2021年度～2025年度）に計約197億円が計上されていたが、改訂計画では計約272億円に積み増しされた。

前述のとおり、セグメント計画については計画投資額に対応する実績の十分な分析が行われておらず、こうした見直しの詳細な経緯は明らかではない。セグメント計画の実績把握については、経営戦略における「安定供給の確保」の項目として、地震防災対策計画・設備更新計画・管路更新計画それぞれの、毎期の完了工事数にもとづく進捗報告がなされている。経営戦略計画期間で完成される施設数を100%として、毎年度末時点における進捗率を示すものである。

経営戦略前半期5か年（2016年度～2021年度）の進捗報告は、次のとおりであった。

【進捗報告「安定供給の確保」地震防災対策2016年度～2020年度】

地震防災対策計画の前半期5年間の投資計画額は、計約34億円である。

| 地震防災対策 | 対象施設数（カッコ内は、見直しがあった場合の見直し後の対象施設数） | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|--------|-----------------------------------|------|------|------|------|------|
| 愛知用水 | 8橋 | 25% | 38% | 38% | 63% | 63% |
| 西三河 | 12橋 | 33% | 67% | 67% | 92% | 92% |
| 東三河 | 5橋 | 60% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 尾張 | 10橋 | 40% | 80% | 80% | 80% | 80% |

（進捗報告に基づき監査人が作成）

【進捗報告「安定供給の確保」設備更新 2016 年度～2020 年度】

設備更新計画の前半期 5 年間の投資計画額は計約 134 億円である。

| 設備更新 | 対象施設数（カッコ内は、見直しがあった場合の見直し後の対象施設数） | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|------|-----------------------------------|------|------|------|------|------|
| 愛知用水 | 4（13）設備 | 25% | 50% | 23% | 31% | 54% |
| 西三河 | 7 路線（6 路線+7 設備） | 0% | 0% | 8% | 31% | 46% |
| 東三河 | 2（10）設備 | 50% | 100% | 30% | 40% | 40% |
| 尾張 | 10（13）設備 | 50% | 80% | 77% | 77% | 77% |

（進捗報告に基づき監査人が作成）

【進捗報告「安定供給の確保」管路更新 2016 年度～2020 年度】

管路更新計画の前半期 5 年間の投資計画額は計約 22 億円である。

| 管路更新 | 対象施設数（カッコ内は、見直しがあった場合の見直し後の対象施設数） | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|------|-----------------------------------|------|------|------|------|------|
| 愛知用水 | 8（5）路線 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 西三河 | - | - | - | - | - | - |
| 東三河 | -（2）路線 | - | - | - | - | - |
| 尾張 | - | - | - | - | - | - |

（進捗報告に基づき監査人が作成）

進捗率は、工事対象設備・施設等の数を母数として、工事が完成した設備・施設数の割合を示している。完了ベースでの把握であり、進捗状況として毎期報告されている。地震防災対策計画・設備更新計画・管路更新計画のいずれについても、概ね「計画どおり」との報告内容であった。管路更新計画について、進捗率 0% が「計画どおり」であるのは、管路工数の多くが、複数年度にまたがる長期工事であることによる。完成までに 10 年以上の長期にわたる工事もあるが、管路が未完成である以上、当該工事の進捗率は 0% の表記になるとの説明であった。

なお、進捗率の算定については、計画工事母数に適宜見直し・追加等があり、結果として、設備更新計画においては、母数のリセットに伴う進捗率の一時的な低下がみられる。前半期 5 年間（2016 年度～2020 年度）において当初計画にどのような見直しが行われていたのかの詳細な資料が入手できず、改訂計画以前の工事内容の見直しのプロセスを明らかにすることはできなかった。

一方、地域別セグメント計画については、提供された根拠資料のうち、西三河の管路更新計画について、経営戦略計画と整合的でない内容が含まれていた。

前述のとおり、西三河の建設改良費計画は改訂計画において見直しがなされている。なかでも西三河の管路更新計画については、当初計画では後半期（2021

年度～2025年度)に計約11億円の計上であったところ、改訂計画では計約123億円が計上されている。100億円以上の見直しとなった改訂計画の根拠として提供された資料には次の内容が含まれていた。

【西三河管路更新計画根拠資料（抜粋）】 (単位：億円)

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 当初計画 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.2 | 0.3 | 5.3 | 5.3 |
| (実績値) | 3.8 | 6.8 | 17.2 | 29.9 | 21.6 | | | | | |
| 改訂計画 | | | | | | 21 | 28 | 20 | 26 | 28 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

最上段の当初計画値及び最下段の後半期間改訂計画値が、経営戦略投資・財政計画の建設改良費セグメント内訳に記載された内容である。一方、中段数値は、前半期間(2016年度～2020年度)の実績値として記載されていたものである。金額にもとづくセグメント実績資料は作成されていないとのことであったが、水道事業課の作成資料に一部記録されていた内容であった。前半期(2016年度～2020年度)の当初計画値が0であったところ、計約80億円の実績値が計上されている。この状況について確認したところ、セグメント(工事別)の変更による旨の回答を得た。西三河の管路更新については、2013年度から2022年度まで国からの補助金を受け入れるため、設備を含めた2次改築事業としてまとめられていたが、計画改訂時には、2次改築事業の未実施工事が管路更新工事のみという状況であったため、管路更新計画として整理された。前半期(2016年度～2020年度)の設備更新計画の総額は約134億円であり、ここに含まれていた工事内容について、実績値約80億円以上が管路更新工事に計上されたというものである。報告セグメントの変更は、会計情報の比較可能性を損なうことから、相当の金額的影響がある変更にあたってはその理由等の説明が必要である。

ウ 後半期(2021年度～2025年度)実績

2021年度改訂計画の実績比較は、次頁のとおりである。

【収益的収支の計画実績対比】

(単位：億円)

| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 収益(計) | | | | | |
| 計画 | 145 | 145 | 144 | 144 | 144 |
| 実績 | 145 | 145 | 144 | 145 | |
| 給水収益 | 127 | 127 | 128 | 128 | 128 |
| | 127 | 127 | 128 | 129 | |
| 一般会計補助金 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 3 | 2 | 2 | 1 | |
| 長期前受金戻入 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 14 | 14 | 14 | 14 | |
| その他収入 (特別利益含む) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 費用(計) | | | | | |
| 計画 | 130 | 120 | 121 | 120 | 122 |
| 実績 | 123 | 125 | 124 | 125 | |
| 減価償却費等 | 76 | 77 | 79 | 79 | 80 |
| | 75 | 76 | 77 | 76 | |
| 維持費 | 46 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 40 | 42 | 42 | 44 | |
| 支払利息 | 9 | 7 | 7 | 6 | 5 |
| | 8 | 7 | 5 | 5 | |
| 損益 | | | | | |
| 計画 | 14 | 24 | 23 | 24 | 22 |
| 実績 | 22 | 21 | 20 | 21 | |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

収益的収支の収益実績値については、概ね計画とおりの推移となった。一方、費用実績値については、直近3か年は計画値を上回る推移となっており、主に維持費の計画値との乖離に起因する。経営戦略前半期(2016年度～2020年度)において、維持費は計画値を上回る傾向にあったが、後半期(2021年度～2025年度)も同様である。また、減価償却費の実績値は、計画値を下回る横ばいの状況であるが、これについては、資本的支出計画における建設改良投費の状況に照らして検討する必要がある。

資本的収支の実績値比較は、次頁のとおりであった。

【資本的収支の計画実績対比】

(単位：億円)

| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 資本的収入（計） | | | | | |
| 当初計画 | 56 | 72 | 66 | 40 | 39 |
| 実績 | 45 | 55 | 66 | 43 | |
| 企業債 | 36 | 47 | 48 | 23 | 23 |
| | 26 | 36 | 48 | 26 | |
| 国庫補助金 | 7 | 12 | 6 | 5 | 5 |
| | 5 | 7 | 4 | 5 | |
| 一般会計出資金 | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| | 10 | 11 | 12 | 10 | |
| その他収入 （特別利益含む） | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 4 | 1 | 2 | 2 | |
| 資本的支出（計） | | | | | |
| 当初計画 | 159 | 179 | 165 | 138 | 136 |
| 実績 | 137 | 145 | 163 | 125 | |
| 建設改良費 | 91 | 111 | 88 | 96 | 94 |
| | 70 | 76 | 86 | 84 | |
| 償還金 | 68 | 68 | 76 | 42 | 42 |
| | 67 | 69 | 77 | 41 | |

(経営戦略投資財政計画及び決算報告に基づき監査人が作成)

資本的収支の実績値については、前半期（2016年度～2020年度）と同様、建設改良費に関する計画値との乖離がある。建設改良費の実績値は増加傾向にあるが、計画値に比しては継続して下回る状況である。前半期（2016年度～2020年度）の建設改良費実績値は計画値を約84億円下回っていたが、後半期（2021年度～2025年度）についても2024年度末時点で、約70億円の不振が生じている。改訂にもとづく経営戦略期間（2016年度～2025年度）の総建設改良費は計約821億円と計画されているが、2024年度末時点の実績額（2016年度～2024年度）は計約574億円である。この乖離の直接の要因が具体的に明らかでない。

経営戦略の進捗については、2024年度に通期（2016年度～2024年度）進捗報告が作成されている。地震防災対策計画・老朽化施設更新計画・管路更新計画に関する経営戦略計画（2016年度～2025年度）達成率は、次頁のように報告されている。

【進捗報告「安定供給の確保」地震防災対策計画 2024 通期】

経営戦略(2016 年度～2025 年度)における地震防災対策計画投資額は計約 45 億円である。

| 地震防災対策 | 対象施設数 | 2016～2024 実績 |
|--------|-------|--------------|
| 愛知用水 | 8 橋 | 88% |
| 西三河 | 12 橋 | 92% |
| 東三河 | 5 橋 | 100% |
| 尾張 | 10 橋 | 100% |

(経営戦略進捗報告に基づき監査人が作成)

【進捗報告「安定供給の確保」老朽化施設更新計画 2024 通期】

経営戦略(2016 年度～2025 年度)における設備更新計画投資額は計約 231 億円である。

| 設備更新 | 対象施設数 | 2016～2024 実績 |
|------|-------------|--------------|
| 愛知用水 | 13 設備 | 92% |
| 西三河 | 6 路線 + 7 設備 | 100% |
| 東三河 | 10 設備 | 90% |
| 尾張 | 13 設備 | 100% |

(経営戦略進捗報告に基づき監査人が作成)

【進捗報告「安定供給の確保」管路更新計画 2024 通期】

経営戦略(2016 年度～2025 年度)における管路更新計画投資額は計約 193 億円である。

| 管路更新 | 対象施設数 | 2016～2024 実績 |
|------|-------|--------------|
| 愛知用水 | 5 路線 | 20% |
| 西三河 | - | - |
| 東三河 | 2 路線 | 50% |
| 尾張 | - | - |

(経営戦略進捗報告に基づき監査人が作成)

進捗状況に関し、管路更新計画を除いて「計画どおり」であるが、管路更新計画については、2023 年度以降「進捗に遅れがみられる」と報告されている。管路更新計画では、改訂計画において、西三河の管路更新計画に計約 100 億円以上の積み増しが行われたが、進捗報告では「計画期間内に更新完了予定の路線がないことから目標を定めていない」とされ、進捗結果の報告が行われていない。水道事業課の策定による「老朽化施設更新計画」(2018 年度～2030 年度)

を参照しているため、経営戦略期間（2016年度～2025年度）内に完了する管路更新工事はゼロであるとの意味合いからこうした報告になったと解釈されるが、経営戦略の進捗報告の趣旨に照らし、かかる報告の実質的な意義に懸念がある。

エ 施設利用年数・使用限度年数

経営戦略の財政・投資計画における建設改良費投資額は、前述のとおり、水道事業課の策定による「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」・「老朽化施設更新計画」等の事業計画にもとづいている。このうち、設備更新計画・管路更新計画においては、施設利用年数及び使用限度年数として、それぞれ以下の期間が設定されている。

【法定耐用年数と施設利用年数】

| 対象設備等 | 法定耐用年数（年） | 施設利用年数（年） |
|----------|-----------|-----------|
| 導送水ポンプ | 15 | 25 |
| 沈殿池機械 | 17 | 25～30 |
| 特高・受配電設備 | 20 | 25～30 |
| 蓄電池設備 | 6 | 20 |
| 通信・計装設備 | 9～17 | 15～20 |

（「老朽化施設更新計画について」に基づき監査人が作成）

【法定耐用年数と使用限度年数】

| 対象設備等 | 法定耐用年数（年） | 使用限度年数（年） |
|-------|-----------|-----------|
| 管路 | 40 | 80 |

（「老朽化施設更新計画について」に基づき監査人が作成）

施設利用年数及び使用限度年数は、「県営水道・工業用水道事業の老朽化施設更新計画」に記載されている。2018年度の時点では、工業用水道事業の管路更新について「老朽化している箇所が限定的なため、老朽化更新計画には織り込まない」とされていたが、今回確認をしたところ、工業用水道事業の管路更新計画においても、使用限度年数を80年として更新計画を策定している旨の回答を得た。

この施設利用年数及び使用限度年数に対し、法定耐用年数は、固定資産の減価償却費算定の基礎となるものであり、有形固定資産の減価償却について、地方公営企業法施行規則に次のように規定されている。

地方公営企業法施行規則

(有形固定資産の減価償却額)

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）*（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に依り別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

*（二重下線は監査人による）

企業庁における減価償却費の算定は、上記施行規則第15条に基づき、法定耐用年数を用いて算定されている。これは、経営戦略の投資・財政計画における減価償却費の算定についても同様である。一方、経営戦略の建設改良費投資額が参照する設備更新計画・管路更新計画においては、法定耐用年数よりも長く設定されている施設利用年数及び使用限度年数を前提に工事計画が策定され、更新工事投資額が算定されている。

前述のとおり、経営戦略改訂計画（2021年度～2025年度）では、管路更新計画について計100億円以上の見直しが行われている。使用限度年数80年を前提として設備の重要度等を考慮の上、実施すべき工事を決定し管路更新計画に建設改良費を計上している一方で、管路更新工事にとりなす資産計上額については、法定耐用年数40年として減価償却費が算定されている状況である。こうした状況について、経営戦略に特に説明はされていない。加えて、使用限度年数の設定は、進捗報告における老朽化の経営指標にも影響を及ぼすものである。

経営戦略の進捗報告では、前述の進捗率等の数値目標のほか、経営指標として老朽化の状況を示す指標を開示している。老朽化指標にかかる報告内容は次頁のとおりである。

【経営戦略進捗報告/老朽化の状況】

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有形固定資産 | 65.42 | 66.39 | 67.10 | 67.37 | 67.18 | 67.26 | 66.81 | 67.17 | 67.61 |
| 減価償却率 | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 管路の | 19.52 | 23.20 | 30.89 | 33.16 | 34.02 | 33.95 | 33.62 | 34.49 | 38.14 |
| 経年化率 | % | % | % | % | % | % | % | % | % |

(経営戦略進捗報告に基づき監査人が作成)

上記の有形固定資産減価償却率・管路経年化率は、いずれも法定耐用年数にもとづいて算定された結果である。施設の経年化を把握でき、他の自治体等との比較が可能な情報ではあるが、実際の利用年数は、企業庁において設定されており、更新計画は施設利用年数・使用限度年数に基づいて進められている。法定耐用年数に基づく老朽化指標が、経営指標として実質的な意義を有するかという点に懸念がある。とくに管路経年化率については、使用限度年数が法定耐用年数の倍にあたる 80 年と設定されているところから、報告されている経年化率がどのような目安になり得るか、明確でない。

そして、施設利用年数・使用限度年数の設定に関して検討されるべき最も基本的な事項として、設定された年数は何を根拠としているかという問題がある。水道事業課に確認したところ、管路使用限度年数の設定根拠資料として「管路使用限界年数を 80 年としたことに関する考察」とする資料が提供された。2013 年 3 月に作成されている同資料の内容は次のとおりである。

【「管路使用年数を 80 年としたことに関する考察」(抜粋)】

| 仮定 | 予測漏水件数 | |
|-------------------------------------|---------|------|
| 管路使用限界年数 80 年 年間 10km 程度更新する場合 | 2012 年度 | 7 件 |
| | 2021 年度 | 13 件 |
| | 2031 年度 | 20 件 |
| | 2041 年度 | 30 件 |
| | 2051 年度 | 41 件 |
| 管路使用限界年数 100 年 年間 6.8km 程度更新する場合 | 2012 年度 | 7 件 |
| | 2021 年度 | 13 件 |
| | 2031 年度 | 23 件 |
| | 2041 年度 | 38 件 |
| | 2051 年度 | 63 件 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

同資料は、水道技術研究センターの漏水事故率予測式に基づいて企業庁自ら算定した漏水事故の予測件数を示したものである。管路使用限度年数を 80 年と 100 年のいずれとすべきかについて、予測される漏水件数に基づいて比較検討しており、使用限度年数 80 年とした場合の漏水件数を維持管理が可能な範囲として、施設限度年数 80 年と結論している。法定耐用年数 40 年との対比については、水道事業課によれば、法定耐用年数を超えて現在も使用している旧来設備が実際にあり、法定耐用年数を超えた使用が可能な事実に基づいているとのことであった。加えて製造技術の向上による管路の耐久性の向上、さらには文献等を参照のうえ、結論に至ったとのことであった。

上記予測に対し、直近 10 年（2016 年度～2025 年度）の漏水事故実績件数の推移は以下のとおりである。現在のところ、上記の見込件数との大きな乖離はない。

【漏水事故件数の実績/2016 年度～2025 年度】

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 漏水事故件数（件） | 6 | 7 | 8 | 7 | 7 | 14 | 10 | 10 | 8 | *5 |

（提供資料に基づき監査人が作成）

*2025 年度の漏水事故件数は、資料提供を受けた 2025 年 9 月 22 日時点の件数である

水道事業施設設備の耐用年数に関しては、国土交通省及び厚生労働省が地方自治体に提供しているアセットマネジメントツールに、設備更新の期間に関する参考事例が示されている。国土交通省アセットマネジメント参考資料によれば、水道事業者を、その資産の管理成熟度によって 4 タイプに区分し、施設設備の更新期間の目安を、次のように整理している。

【国土交通省/更新基準の設定例】

| 水道事業者における資産管理成熟度別タイプ | 更新の考え方 |
|----------------------|--|
| タイプ 1（初歩） | 法定耐用年数を採用する。管路 40 年で更新基準を設定する。 簡易な更新計画。 |
| タイプ 2（基準） | 法定耐用年数をベースに一律倍率（×1.5 倍）で耐用年数を延長する。 管路 60 年程度に設定可能。 |
| タイプ 3（発展） | 実使用年数や事故率データを反映した耐用年数を設定する。 管種別に差異を設定する。 普通鋳鉄管 50 年、鋼管 70 年、ダクタイル鋳鉄管 80～100 年など。 |
| タイプ 4（高度） | 詳細診断（腐食性土壌調査、事故率予測式）を用いて個別設定を行う。 耐震継手付きダクタイル鋳鉄管は 100 年、ポリエチレン管も 100 年寿命試験に基づき設定可能。 |

（国土交通省「参考資料：更新基準の設定例」に基づき監査人が作成）

かかる更新基準はあくまでも参考資料であり、水道事業施設設備の長期的な管理をどのように行うかについては、水道事業者及び各地方自治体の考え方にもとづくときられている。

事例の考え方に従えば、企業庁はタイプ3以上のカテゴリに属するものとして、実質的耐用年数の設定を行い、施設設備更新計画を策定している。総額約2,300億円超の工業用水道事業資産の管理責任を負う大規模団体として、経営戦略の投資計画について十分な説明責任を果たされたい。

(2) 監査手続

経営戦略に関する検討にあたり、以下の手続きを実施した。

ア 予算実績比較及び差異分析

経営戦略（2016年度～2025年度）及び改訂版経営戦略（2021年度～2025年度）の財政・投資計画について、実績対比を行った。

イ 担当者へのヒアリング

経営戦略にかかる予算実績差異要因及び経営戦略改訂プロセスについて、水道事業課・経営管理課の各担当者にヒアリングを行った。

ウ 根拠資料の確認

経営戦略及び改訂経営戦略の策定根拠資料を確認した。

(3) 監査結果

ア 経営戦略財政・投資計画について【指摘】

企業庁工業用水道事業の経営戦略(2016年度～2025年度)及び改訂計画(2021年度～2025年度)の財政・投資計画について検討を行った。以下のとおり、適切な実績把握や改訂内容の説明が十分になされていない点について、金額的影響にかんがみ指摘事項とする。

(ア) 概要ア：前半期（2016年度～2020年度）実績と改訂計画

建設改良費を中心とする計画と実績の乖離について、十分な分析がなされていない。前半期の建設改良投資計画額計約342億円に対し、実績値は約258億円であった。この乖離について把握されておらず、要因分析がなされていない。

(イ) 概要イ：セグメント計画

経営戦略財政・投資計画の建設改良費の根拠となるセグメント計画について計画投資額に対応する実績の十分な分析が行われておらず、実績値の把握がどの程度なされているかについても明らかでない。管路更新計画については、改訂計画において計約100億円以上の積み増しがなされているが、その経緯及びセグメントの変更に関して、改訂計画に記載がない。

(ウ) 概要ウ：後半期（2021年度～2025年度）実績

建設改良費の計画について、後半期にも計約 75 億円以上の計画実績乖離があり、管路更新計画の進捗の遅れが報告されている。前半期の検証を経た適切な改訂プロセスが必要である。

建設改良費は、経営戦略における支出項目のうち、もっとも金額が大きく、経営戦略投資・財政計画の中心にあるものである。安定的な工業用水道事業を支える施設設備投資として、社会的関心の高い内容でもある。経営戦略においても、計画と実績の乖離の概要を把握・分析し、次の計画作成につなげてゆく PDCA サイクルの構築が望まれる。

イ 施設利用年数・使用限度年数について【意見】

企業庁では、工業用水道事業設備施設の耐用年数について、施設利用年数・使用限度年数を設定している。当該施設利用年数・使用限度年数に基づいて老朽化工事計画が策定され工事が実施されている実態にかんがみ、進捗報告においてもかかる施設利用年数・使用限度年数を基礎とすることが合理的と考える。

2 工業用水道の料金

(1) 工業用水道の料金設定

企業庁が行う工業用水道事業の料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものとして設定される。

料金の算定にあたっては、総括原価方式が用いられ、事業運営に必要な費用に見合った金額を工業用水道料金として設定し回収することとなっている。事業運営に必要な費用には、原水及び浄水費、配水及び給水費等の工業用水道施設を維持管理していくために必要な費用のほか、支払利息や減価償却費、資産維持費の資本費用も含まれている。

総括原価方式による具体的な料金単価設定の算式は以下のとおりである。

総括原価 = 営業費用 + 営業外費用 + 法人税等 + 資産維持費 + 配当金 - 控除項目

営業費用 = 人件費 + 動力費 + 薬品費 + 修繕費 + 受水費

+ 負担金その他の維持管理費 + 減価償却費

営業外費用 = 支払利息 + ダム等水源施設費引当金

企業庁の工業用水道事業の料金は、承認基本受水量（契約水量）に応じて支払う責任水量制を採用している。承認基本受水量（契約水量）を超えて受水した場合、超過料金を支払うこととなっており、事業別の料金は以下のとおりとなっている。

| 工業用水道の区分 | 基本料金（円） | 超過料金（円） |
|-----------|---------|---------|
| 愛知用水工業用水道 | 29.5 | 59.0 |
| 西三河工業用水道 | 32.0 | 64.0 |
| 東三河工業用水道 | 32.0 | 64.0 |
| 尾張工業用水道 | 30.0 | 60.0 |

工業用水道の区分ごとの基本料金は 2000 年度に改定が行われており、改定時には 2000 年度から 2002 年度の総括原価の見込み額を根拠として料金計算が行われている。

各工業用水道の区分ごとの 2000 年度から 2002 年度の総括原価の総額及び契約水量の見込み額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 営業費用 | 営業外費用 | 控除項目 | 総括原価 |
|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| 愛知用水工業用水道 | 16,657,920 | 13,195,414 | 5,455,919 | 24,397,415 |
| 西三河工業用水道 | 7,544,867 | 3,227,515 | 53,328 | 10,719,054 |
| 東三河工業用水道 | 3,359,546 | 2,744,276 | 1,094,573 | 5,009,249 |
| 尾張工業用水道 | 6,726,634 | 4,480,125 | 339,884 | 7,990,619 |

各工業用水道の区分ごとの2000年度から2002年度の総括原価の契約水量の見込み額及びそこから算出される料金単価は以下のとおりである。

| | 契約水量(千 m^3) | 料金単価(円) |
|-----------|-----------------------|---------|
| 愛知用水工業用水道 | 827,875 | 29.47 |
| 西三河工業用水道 | 298,262 | 35.94 |
| 東三河工業用水道 | 100,599 | 49.79 |
| 尾張工業用水道 | 228,526 | 34.97 |

(2) 監査手続

ア 料金設定の方針について、担当者へのヒアリングを実施した。

イ 直近の施設別損益計算書から料金単価を算出して、基本料金との比較を実施することにより、料金設定の妥当性の検証を実施した。

(3) 監査結果

ア 料金設定の定期的な見直しについて【意見】

現状の料金設定は、上述のとおり2000年度に設定されたものであり、2024年度まで24年間改定が行われていない。

直近3年間の施設別損益計算書と設定料金を比較すると、尾張工業用水道は設定料金が実績を上回っている状況にある。

| | 2022年度 | | | | 2023年度 | | | | 2024年度 | | | |
|-------------------------|-----------|----------------|----------------|----------------|-----------|----------------|----------------|----------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| | (単位：千円) | | | | (単位：千円) | | | | (単位：千円) | | | |
| | 愛知用水 | 東三河 | 西三河 | 尾張 | 愛知用水 | 東三河 | 西三河 | 尾張 | 愛知用水 | 東三河 | 西三河 | 尾張 |
| 1. 総収益 | 8,158,852 | 1,184,479 | 3,501,055 | 1,684,981 | 7,924,448 | 1,223,447 | 3,565,641 | 1,683,225 | 7,874,551 | 1,434,285 | 3,553,238 | 1,673,934 |
| (1) 営業収益 | 7,191,660 | 974,235 | 3,245,766 | 1,284,609 | 7,190,513 | 1,020,592 | 3,292,452 | 1,267,015 | 7,174,101 | 1,188,552 | 3,311,826 | 1,264,906 |
| ア 給水収益 | 7,191,660 | 974,235 | 3,245,766 | 1,284,609 | 7,190,513 | 1,020,592 | 3,292,452 | 1,267,015 | 7,174,101 | 1,188,552 | 3,311,826 | 1,264,906 |
| (2) 営業外収益 | 891,902 | 210,244 | 255,289 | 400,372 | 733,935 | 202,855 | 273,189 | 416,210 | 700,450 | 209,013 | 241,412 | 409,028 |
| ア 受取利息及び配当金 | 86 | 12 | 39 | 15 | 77 | 11 | 36 | 14 | 3,279 | 538 | 1,515 | 586 |
| オ 他会計補助金 | 178,205 | 39,985 | 6,068 | 277 | 106,674 | 37,436 | 31,903 | 13,411 | 66,130 | 39,077 | 19,823 | 160 |
| カ 長期前受金戻入 | 624,909 | 168,657 | 229,348 | 399,719 | 620,600 | 164,723 | 234,037 | 402,428 | 619,423 | 167,871 | 213,650 | 398,613 |
| ク 雑収益 | 88,702 | 1,590 | 19,834 | 361 | 6,584 | 685 | 7,213 | 357 | 11,618 | 1,527 | 6,424 | 9,669 |
| 2. 総費用 | 7,008,385 | 1,066,965 | 2,643,660 | 1,731,159 | 6,909,421 | 1,185,333 | 2,582,336 | 1,757,048 | 6,864,991 | 1,328,758 | 2,534,437 | 1,749,706 |
| (1) 営業費用 | 6,579,133 | 979,594 | 2,508,262 | 1,694,047 | 6,628,722 | 1,101,516 | 2,437,528 | 1,722,441 | 6,659,765 | 1,242,293 | 2,378,776 | 1,717,571 |
| ア 原水及び浄水費 | 1,467,648 | 294,971 | 895,539 | 436,162 | 1,511,875 | 328,022 | 835,951 | 424,138 | 1,543,602 | 407,015 | 900,918 | 423,839 |
| イ 配水及び給水費 | 206,648 | 60,953 | 336,221 | 162,879 | 222,992 | 86,205 | 286,072 | 182,408 | 236,359 | 94,878 | 267,714 | 201,428 |
| ウ 受託工事費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| エ 業務費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オ 総係費 | 163,616 | 19,049 | 66,406 | 30,113 | 160,965 | 19,056 | 65,807 | 29,390 | 176,376 | 22,203 | 72,210 | 31,986 |
| カ 減価償却費 | 4,660,152 | 578,256 | 1,126,807 | 1,063,586 | 4,702,846 | 661,709 | 1,156,017 | 1,052,124 | 4,689,726 | 702,623 | 1,130,656 | 1,056,584 |
| キ 資産減耗費 | 81,069 | 26,365 | 83,289 | 1,307 | 30,044 | 6,704 | 93,681 | 34,381 | 13,702 | 15,574 | 7,278 | 3,734 |
| ク その他営業費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 営業外費用 | 429,252 | 87,371 | 135,398 | 37,112 | 280,699 | 83,817 | 144,808 | 34,607 | 205,226 | 86,465 | 155,661 | 32,135 |
| ア 支払利息 | 422,082 | 86,397 | 132,161 | 35,847 | 280,497 | 83,815 | 144,802 | 33,946 | 205,217 | 86,464 | 155,657 | 32,133 |
| オ その他営業外費用 | 7,170 | 974 | 3,237 | 1,265 | 202 | 2 | 6 | 661 | 9 | 1 | 4 | 2 |
| 3. 経常利益 | 1,075,177 | 117,514 | 857,395 | 0 | 1,015,027 | 38,114 | 983,305 | 0 | 1,009,560 | 68,807 | 1,018,801 | 75,772 |
| 4. 経常損失(△) | 0 | 0 | 0 | 46,178 | 0 | 0 | 0 | 73,823 | | | | |
| 基本料金 円/m ³ | 29.50 | 32.00 | 32.00 | 30.00 | 29.50 | 32.00 | 32.00 | 30.00 | 29.50 | 32.00 | 32.00 | 30.00 |
| 超過料金 円/m ³ | 59.00 | 64.00 | 64.00 | 60.00 | 59.00 | 64.00 | 64.00 | 60.00 | 59.00 | 64.00 | 64.00 | 60.00 |
| 給水能力 m ³ /日 | 40万以上 | 10万以上 20万未満 | 20万以上 40万未満 | 10万以上 20万未満 | 40万以上 | 10万以上 20万未満 | 20万以上 40万未満 | 10万以上 20万未満 | 40万以上 | 10万以上 20万未満 | 20万以上 40万未満 | 10万以上 20万未満 |
| 契約水量 m ³ /日 | 713,640 | 86,760 | 280,992 | 114,672 | 714,840 | 91,824 | 280,992 | 115,176 | 715,776 | 104,112 | 283,848 | 114,048 |
| 契約水量 千m ³ /年 | 260,479 | 31,667 | 102,562 | 41,855 | 260,917 | 33,516 | 102,562 | 42,039 | 261,258 | 38,001 | 103,605 | 41,628 |
| 料金 総括原価+契約水量(年) | 23.14 | 26.19 | 22.44 | 31.73 | 23.55 | 29.11 | 21.60 | 31.06 | 23.54 | 29.06 | 22.06 | 32.12 |
| 基本料金との比較 | 6.36 | 5.81 | 9.56 | -1.73 | 5.95 | 2.89 | 10.40 | -1.06 | 5.96 | 2.94 | 9.94 | -2.12 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

尾張工業用水道の料金設定については、昨今の物価高騰など厳しい社会情勢を考慮すると、直ちに料金改定を実施することは、受水企業に大きな負担を強いることになることから、まずは新規需要開拓による収入増や一層の事務事業の効率化による経費節減に取組み、現行料金の維持に努めるとの回答を得た。

現行料金において工業用水道事業会計全体での黒字が維持できる見込みであることは、年度初め、決算時、予算編成時において検証されており、当面の経営上の問題がないことが確認されているものの、将来の総括原価の増加への対応が遅くなるリスクが存在する。

昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰など今後厳しい経営状況となることも予想され、工業用水道事業の収支見通しにおいては2029年度から赤字に転ずることも見込まれており、慎重な検討が必要である。

妥当性の検証にあたっては、2000年度時点では将来3年間の総括原価を見積り料金改定を行っているが、2017年3月に経済産業省地域産業基盤整備課公表の「工業用水道料金算定要領の説明書」が改定されており、料金設定の算出期間において標準的な期間は5年間と定められたことから、合理的な理由がない限り、将来5年間の総括原価を見積もることが望まれる。

イ 資産維持費の料金単価への反映について【意見】

工業用水道料金算定要領の説明書によると、総括原価には資産維持費を含むこととなっている。説明書では資産維持費について以下の文言がある。

資産維持費は、将来にわたり必要な規模で、工業用水道事業を維持するために、事業用資産の建設、改良又は再構築等に充当されるべき額とし、適正かつ効率的、効果的な事業計画に基づいて算定するものとする。なお、資産維持費を総括原価に加えるに当たっては、不断の経営効率化努力、経営状態等の公開、適正かつ効率的、計画的な更新・耐震化計画及び資金計画の策定並びにこれらに伴う料金改定に関する需要者への説明と理解を前提とすることとする。

2000年度の料金改定時に参考とした見積りにおいては、資産維持費の項目での原価は存在せず、将来の修繕費等に備えるための修繕引当金繰入額が営業費用に含まれているのみである。

設備の老朽化に伴う水道管事故が頻発する昨今の状況から、将来の設備を維持するための資産維持費は増加している状況にあると推測される。

一方で、資産維持費の導入事例は工業用水道事業者の中でも2割程度と導入事例が非常に少ないという現状があり、導入が進まない背景には資産維持費の算定方法についての考え方や算定のノウハウがないことが産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会において挙げられている。

このような状況の下、愛知県営工業用水道事業においては、収支見通しの上、現行の料金で計画的な施設更新等を行うことが可能であると試算しており、現在のところでは資産維持費を導入する必要はないとの判断を行っているが、収支見通しにおいては資産維持費が考慮されているわけではなく、計画的な施設更新等を行うことが可能ということに留まっている。

資産維持費の算定方法の考え方や算定のノウハウがない中では、そもそも資産維持費を確保すべき事業体なのか否かも判断が困難である。

資産維持費の算定方法の考え方や算定のノウハウを収集したうえで、資産維持費を含んだ総括原価を算出して、現状の料金設定が妥当であるか否か検証を行うことが望まれる。

3 特別修繕引当金

(1) 概要

特別修繕引当金は、数年に一度行われるような大規模な修繕に対して計上される引当金である。

企業庁においては、大型水管橋の塗装塗替え（塗替え面積 700 m²以上）を特別修繕引当金対象としている。また工業用水道事業では、以下の 18 か所の水管橋を特別修繕引当金の対象としている。

| 対象事務所 | 対象水管橋 |
|-----------|-------------|
| 愛知用水水道事務所 | 第 1 天白水管橋 |
| | 第 2 天白水管橋 |
| | 第 1 大江水管橋 |
| | 第 1 大田川水管橋 |
| | 第 1 横須賀港水管橋 |
| | 第 2 横須賀港水管橋 |
| | 名和水管橋 |
| 尾張水道事務所 | 日光川下切水管橋 |
| | 日光川新日光橋水管橋 |
| | 筏川新筏橋水管橋 |
| 西三河水道事務所 | 大浜港水管橋 |
| | 半田港水管橋 |
| | 下羽角水管橋 |
| | 小川橋添架水管橋 |
| | 鹿乗川水管橋 |
| | 逢妻川水管橋 |
| | 高浜川水管橋 |
| 東三河水道事務所 | 大崎水管橋 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

(2) 監査手続

特別修繕引当金に関する検討にあたり、以下の手続を実施した。

ア 担当者へのヒアリング

特別修繕引当金の算定方法、修繕工事の予定時期及び見積額並びに各事業年度への配分方法について、ヒアリングを行なった。

イ 会計方針の確認

地方公営企業会計に準拠して、将来の特別修繕工事の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を計上する方針であることを確認した。

ウ 根拠資料の確認

特別修繕引当金の算定資料を閲覧するとともに、塗装修繕工事に関する契約書を閲覧することにより、過年度における引当額と塗装修繕工事金額を比較検討した。

2024 年度における水管橋塗装修繕工事

| | | 引当計上額 | 実績額 (工事契約額) | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----------------|------|
| 西三河水道 事務所 | 小川橋添架 水管橋 | 29,840 千円 | 29,840 千円 | 0 千円 |

2023 年度における水管橋塗装修繕工事

| | | 引当計上額 | 実績額 (工事契約額) | 差額 |
|--------------|--------|-----------|----------------|------------|
| 西三河水道 事務所 | 半田港水管橋 | 85,602 千円 | 103,360 千円 | ▲17,758 千円 |

2022 年度における水管橋塗装修繕工事

| | | 引当計上額 | 実績額 (工事契約額) | 差額 |
|-------------|----------------|-----------|----------------|------|
| 尾張水道 事務所 | 日光川新日光 橋水管橋 | 48,040 千円 | 48,040 千円 | 0 千円 |

2023 年度における半田港水管橋塗装修繕工事に関する差額について、ヒアリングしたところ、過去からの計上方法を踏襲してきたが、引当計上額と実績額に差異が生じたことから、前事業年度より計上方法を改めたとの回答を得た。具体的には、塗装修繕工事の実施時期（原則 10 年周期）に基づき、過去の実績などから各塗装修繕工事の見積額を算出し、当該見積額を各事業年度に均等に配分する方法に変更している。

(3) 監査結果

特別修繕引当金に関して、特に指摘すべき事項は検出されなかった。

なお、2023年度半田港水管橋塗装修繕工事における引当計上額と実績に差が生じていた件に関しては、前事業年度において既に改善されていることから、今回の検出事項とはしていない。

4 退職給付引当金

(1) 概要

退職給付引当金は、職員の退職に伴い発生する退職手当の将来支出に備えるため、当該年度末までの勤務に対応する退職給付見込額を合理的に見積り、その発生年度に費用配分するものである。

地方公営企業会計においては、企業会計原則及び地方公営企業会計制度実務指針等に基づき、退職給付債務を合理的に見積り計上することが求められている。

企業庁においても、退職者の勤続年数や給料月額、支給割合等に基づいて計算された期末要支給額を基礎に、退職給付引当金が計上されている。

(2) 監査手続

本件に関しては、以下の監査手続を実施した。

ア 担当者へのヒアリング

退職給付引当金の算定方法、使用している基礎データ（人員表・勤続年数・支給割合等）、会計処理の流れについて説明を受けた。

イ 会計方針の確認

(ア) 地方公営企業会計制度実務指針に準拠して、退職給付引当金が見積計上されていることを確認した。

(イ) 計上額の見積り方法は、退職者に支給される退職金計算書を基礎とし、期末における要支給額を合理的に算定する方式であることを確認した。

ウ 根拠資料の確認

(ア) 添付された「退職手当額計算資料及び勤続年数」と「2024年度退職者の退職金がわかる資料」を突合し、算定の正確性を確認した。

(イ) さらに「2024年度退職者の2023年度期末要支給額」と実際の支給額を比較し、差異が勤続年数増加や退職理由（定年退職・自己都合退職等）の違いに基づくものであることを確認した。

(3) 監査結果

上記の監査手続の結果、退職給付引当金は、基礎となる人員情報、勤続年数、給料月額、支給割合をもとに合理的に算定されており、会計処理は適正に実施されていた。

また、実際の退職金支給額と期末要支給額の差異は、勤続年数増加や退職理由の相違等によるものであり、引当金計上の方法自体に不適切な点は認められなかった。

したがって、退職給付引当金については、適切に会計処理が実施されており、特に指摘すべき事項は検出されなかった。

5 賞与引当金及び法定福利費引当金

(1) 概要

地方公営企業会計制度の見直しにより、2014年度から賞与及びこれに伴う法定福利費（共済負担金等）について引当金を計上することが義務化された。これは、職員の労務提供に対応して発生する費用を、発生年度に適切に配分し、財務諸表に正しく反映させるためのものである。

企業庁においても、期末勤勉手当について、当年度12月から翌年3月分に対応する金額を算定し、賞与引当金として計上している。また、これに伴う共済負担金（短期・介護・長期分等）を法定福利費引当金として計上している。実際の支給額資料や実支給額に係る法定福利費資料と突合することで、計上額の妥当性が検証可能となっている。

(2) 監査手続

賞与引当金及び法定福利費引当金に関する検討にあたり、以下の手続を実施した。

ア 担当者へのヒアリング

賞与引当金及び法定福利費引当金の算定方法、算定対象期間、基礎データの確認手続、過年度からの一貫性についてヒアリングを行った。

イ 会計方針の確認

地方公営企業会計基準に則り、12月から翌年3月分の賞与及び関連する法定福利費を引当金として計上し、翌年度に支給時点で取り崩す方針であることを確認した。

ウ 根拠資料の確認

算出資料（賞与引当金及び法定福利費引当金算定資料）と、期末勤勉手当の実支給額及び法定福利費実支給額を照合した。

| 区分 | 引当金算定額 (2024末時点) | 実支給額×4/6 | 差額 | 差異要因 |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------|
| 賞与引当金 | 55,371,997円 | 53,989,043円 | 1,382,954円 | 人事異動等 |

| 区分 | 引当金算定額 (2024末時点) | 実支給額×4/6 | 差額 | 差異要因 |
|----------|---------------------|-------------|----------|-------|
| 法定福利費引当金 | 10,787,885円 | 10,359,569円 | 428,316円 | 人事異動等 |

【確認結果】

算定額と実支給額に一定の差異があるが、これは職員の人事異動、年度途中の退職・採用、昇給等によるものであり、合理的に説明可能であった。

引当金算定額は、将来支給額を見積もる性質上、ある程度の乖離は避けられ

ないが、いずれも許容範囲内であった。

(3) 監査結果

賞与引当金及び法定福利費引当金については、適切に会計処理が実施されており、問題となる事項は認められなかった。算定根拠資料に基づく引当額は合理的であり、財務諸表における表示も妥当と判断される。

6 減損会計

(1) 概要

地方公営企業会計制度においては、固定資産について減損の兆候がある場合、回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる「減損会計」の適用が求められている。これは、資産が将来において十分なキャッシュ・フローを生まない場合に、その価値を適切に財務諸表に反映するためのものである。

愛知県の工業用水道事業については、令和4年度決算、令和5年度決算及び令和6年度予算に基づき「業務活動から生じる損益」を算定した結果、事業全体としては営業活動による損益がプラスで推移しており、減損の兆候は認められなかった。また、尾張工業用水事業については単年度で赤字が生じているが、工業用水道事業全体での財政調整が機能しているため、減損の兆候には該当しないと整理されている。

これらのことから、愛知県の工業用水道事業においては、現時点で減損処理を要する状況にはないと判断されている。

(2) 監査手続

減損会計に関する検討について、以下の手続を実施した。

ア 担当者へのヒアリング

減損処理に関する企業庁の内部検討体制、判断基準、過年度との比較についてヒアリングを実施した。

イ グルーピングの検討

資産のグルーピングが合理的に行われているかを確認した。その結果、工業用水道事業ごとに適切に区分されており、妥当と判断した。

ウ 兆候の有無の検討

「業務活動から生じる損益」の分析に基づき、各事業における継続的な赤字の有無等を確認した。

各グルーピング別の業務活動から生じる損益

(単位：千円)

| 事業名 | R4 決算 | R5 決算 | R6 決算 | 判定 |
|-------------|-----------|-----------|----------|----------------------|
| 愛知用水工業用水道事業 | 1,421,883 | 1,295,447 | 799,107 | 兆候なし |
| 東三河工業用水道事業 | 203,899 | 121,918 | 82,650 | 兆候なし |
| 西三河工業用水道事業 | 989,517 | 1,128,071 | 989,796 | 兆候なし |
| 尾張工業用水道事業 | △10,346 | △39,891 | △262,935 | 単独では赤字だが会計全体で調整→兆候なし |

(提供資料に基づき監査人が作成)

※ 尾張工業用水道事業でマイナスがあるが、工水会計全体で財政調整が行われることから減損の兆候には該当しないと整理されている。

(3) 監査結果

減損の兆候の有無については、企業庁において営業活動損益を中心に判断しており、その結論は妥当であると考えられる。しかし、兆候判定において「市場価格の著しい下落」の観点については具体的な検討が実施されていなかった。

減損会計においては、損益のマイナスや経営環境の悪化のみならず、資産の市場価格の下落も重要な判定要素である。現時点では減損の兆候がないと判断されたが、今後も資産の市場価格の推移について定期的に確認することが必要である。

7 貸倒引当金

(1) 概要

貸倒引当金は、将来起こり得る金銭債権の貸倒れに備えて計上する引当金である。

企業庁においても、債権を3つに区分し、各々の債権区分に対して下記のような算出方法で貸倒引当金を計上している。

債権の区分基準

| 債権の区分 | 区分基準 |
|----------|--|
| ①一般債権 | ・ 貸倒懸念債権又は破産更生債権等以外の債権 |
| ②貸倒懸念債権 | ・ 債務の弁済が概ね1年以上延滞している債権 ・ 弁済期間の延長など債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている債権 ・ その他債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権 |
| ③破産更生債権等 | ・ 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

算出方法

| 債権の区分 | 算出方法 |
|----------|---|
| ①一般債権 | 未収金残高×不納欠損実積率を計上する。 N年度の不納欠損実積率(小数第4位を切り上げ) $= \left[\frac{\text{不納欠損の合計額 (N-2年度)}}{\text{未収金年度末残高 (N-3年度)}} + \frac{\text{同 (N-1年度)}}{\text{同 (N-2年度)}} + \frac{\text{同 (N年度)}}{\text{同 (N-1年度)}} \right] \div 3$ |
| ②貸倒懸念債権 | 債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いたものに50%を掛けた金額 |
| ③破産更生債権等 | 債権額から当該債権に対する担保又は保証額を差し引いた金額の全額を計上 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

2024年度の貸倒引当金計上額は、以下のとおりである。

<不納欠損実積率の算出>

$$\begin{aligned} &= \left[\frac{\text{不納欠損の合計額 (2022年度)}}{\text{未収金年度末残高 (2021年度)}} + \frac{\text{同 (2023年度)}}{\text{同 (2022年度)}} + \frac{\text{同 (2024年度)}}{\text{同 (2023年度)}} \right] \div 3 \\ &= \left[\frac{0}{1,191,744,377} + \frac{848,573}{1,204,132,116} + \frac{0}{1,203,919,122} \right] \div 3 \\ &= 0.0002 \end{aligned}$$

<一般債権の貸倒引当額>

$$\begin{aligned} &2024年度未収金残高 \quad \times \quad \text{不納欠損実積率} \\ &= 1,228,106,017 \quad \times \quad 0.0002 \quad = \quad 245,621 \\ &\approx 246,000 \end{aligned}$$

貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、債権額がゼロのため計上していない。

(2) 監査手続

貸倒引当金に関する検討にあたり、以下の手続を実施した。

ア 担当者へのヒアリング

貸倒引当金の計上根拠となる債権の区分基準及び算出方法並びに不納欠損実積率の算出方法について、ヒアリングを行なった。

イ 会計方針の確認

地方公営企業会計に準拠して、実積率等による回収不能見込額を計上していることを確認した。

ウ 根拠資料の確認

不納欠損実積率の算出根拠となる不納欠損処分調書（様式第33）及びその他関連資料を閲覧した。

(3) 監査結果

ア 不納欠損実積率の算出について

不納欠損実積率の算出にあたり、2023年度の不納実績額 848,573 円に、電力小売業を営むH社（2023年11月24日破産手続終結決定）に対する違約金及び損害賠償金が含まれていた。

具体的には、同社に対する違約金及び損害賠償金から、2022年3月分の電気料金を相殺し、残額を不納欠損として処理している。

工業用水道事業会計における不納欠損額

(単位：円)

| | 金額 | 電気料金と相殺 | 残額 |
|----------------------|-----------|-----------|---------|
| 違約金 | 542,743 | 542,743 | 0 |
| 賠償金 (2022.3.16~3.25) | 1,455,612 | 1,455,612 | 0 |
| 賠償金 (2022.3.26~3.31) | 848,573 | 0 | 848,573 |
| 合計 | 2,846,928 | 1,998,355 | 848,573 |

(提供資料に基づき監査人が作成)

一般債権に係る貸倒引当金は、その対象（工業用水道料金）となる未収金残高に不納欠損実積率を乗ずることで算出している。そのため、不納欠損実積率の算出にあたっては、引当金の対象となる未収金に係る不納欠損額を対象とすべきであり、損害賠償金を不納欠損額に含めて算出すべきではないと考える。

なお、当該検出事項については、2025年7月時点で、既に修正済みであるとの回答を得ている。

8 未収金に対する滞留債権

(1) 概要

各水道事務所において、未入金の状態を適時に把握できるようにシステムで設計されており、2024 年度末時点で各水道事務所では滞留債権は存在しなかった。しかし、尾張水道事務所管轄内において、過去に未収金に対する滞留債権が存在したため、滞留債権に対する管理方法について検証した。

尾張水道事務所管轄内の工業用水利用状況に関する特徴として、下記があげられる。

- ・ 繊維系の中小企業が多い。
- ・ 尾張地区の産業で利用する水は、工業用水の利用が普及していなかった時代は、地下水が利用されていたが、地盤沈下対策により地下水から工業用水の利用に切り替えている。
- ・ 尾張工業用水道事業が開始された当初は、地場産業である繊維工産業が全体契約水量の約 8 割を占めていたが、産業構造の変化を一因とした契約水量の減少や受水廃止により 2024 年度末は約 3 割となっている。近年の新規受水契約は、繊維工業以外の事業所であり、毎年 1 社／年程度である。

(2) 監査手続

愛知用水水道事務所、西三河水道事務所、尾張水道事務所に往査し、滞留債権の状況について、ヒアリング及び関連証憑の閲覧及びその整合性を確かめるとともに滞留債権の管理方法について、適切に運用されているかを検証した。

(3) 監査結果

尾張水道事務所管轄内において、過去の滞留債権について、徴収猶予制度を利用した事例を 3 件把握した（A 社、B 社及び C 社とする）。また、未収金の納入期限を過ぎた状態が恒常的に続いていた事例を 1 件把握した（D 社とする）。

ア 工業用水道料金徴収猶予制度を利用した 3 社（A 社、B 社及び C 社）について

(ア) 猶予制度の概要

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営状況悪化により、一時的に工業用水道の支払い困難となった事業者について工業用水道料金の徴収を最大 3 か月猶予する。
- ・ 2020 年 4 月分の料金から対象としている。
- ・ 徴収猶予は 1 か月単位である。
- ・ 徴収の猶予後の納期限は、猶予期間の最終月の 25 日（土日祝は翌営業日）である。
- ・ 徴収の猶予による延滞金は発生しない。

工業用水道料金の減免及び徴収猶予については、以下のとおり愛知県公営企業の設置等に関する条例で定められている。

愛知県公営企業の設置等に関する条例

(水道料金等の減免及び徴収猶予)

第十条 管理者は、災害その他特別の理由がある者に対しては、水道料金及び工業用水道料金（以下「水道料金等」という。）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

(延滞金)

第十一条 水道料金等を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合（閏（じゆん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の減免については、前条の規定を準用する。

(イ) 猶予制度利用時の各社の状況

a A社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営状況悪化により、2020年5月分から2021年7月分まで徴収猶予制度を利用した。2021年11月に猶予分を完済した。

b B社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営状況悪化により、2020年6月分から2021年6月分まで徴収猶予制度を利用した。2021年10月に猶予分を完済した。

c C社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営状況悪化により、2020年4月分から2020年7月分まで徴収猶予制度を利用した。2020年8月5日に火災が発生し、操業再開まで工業用水道料金の減免及び猶予分の徴収を延期した。火災による影響は、新型コロナウイルスの影響による徴収猶予制度とは、切り離して対応（2020年8月20日付経営管理課通知）した。2021年8月に操業再開予定だったが、大半の取引が回復せず、給水再開時期を延期する（無期限）とすることで合意した。

給水再開時期の目途は立っておらず、年1回程度C社に状況確認を行う予定である。債権11,739,024円（2020年4月～2020年8月）については、2024年7月31日付けで完済された。

(ウ) 工業用水道料金徴収猶予制度を利用した3社についての監査結果

A社及びB社については、工業用水道料金（徴収猶予申請分）が全額納付されていることを確認した。

C社については、工場火災により2020年8月5日から2024年9月30日まで条例第10条に基づき減免されていた。その後、2024年10月1日から2025年3月31日まで事業休止した。徴収猶予していた2020年4月分から8月分工業用水道料金について、2024年7月31日付けで全額納付されていた。

また、2024年10月分をもって工業用水道料金の減免が終了し、同年同月に2025年3月31日までの受水休止届の提出があり、さらに2025年2月17日付で2025年4月1日から2026年4月30日までの受水休止届の再提出があり、現在に至る。受水休止届の提出理由としては火災による設備縮小のため、工業用水使用の見込みはないとのこととなっており、給水停止理由として妥当である。

また、2020年4月から8月まで、その月の工業用水道料金収入の調定を行う際に料金収入及びそれに係る消費税の収益認識及び、同額の未収金を認識する会計処理が行われていることを確認した。

さらに、2024年7月31日付けで猶予していた工業用水道料金が納入されたため、過年度給水未収金を当座預金に入金した旨の会計処理が正しく行われていた。

そのため、滞留債権及び未収金の貸倒の事実がないことを確認した。

イ 未収金の納入期限を過ぎた状態が恒常的に続いていた事例について（D社）

未収金に関する債権滞留に対する督促のスケジュールは、内規の方針に従い、運用している。

具体的なスケジュールとして、督促状を発送し、督促状の納期限以降も滞納する事業所があれば、事務所長はその処理について企業庁長と協議した上で、給水停止予告書を持参の上、滞納事業所を訪問し、給水停止日を了知させる。

（給水停止日は持参日の5日後）

依然として納入されない場合は、給水停止予告日前日に給水停止通知書を持参し、翌日に給水停止の実行を行う旨を了知させる。給水停止を実施した場合、停止日から1か月を目途に受水廃止について事業所と協議する。なお、滞納事業所から支払いがあった場合は、当該業務フローは停止する。

D社に対して、尾張水道事務所は、愛知県企業庁財務規程第31条に則り、督促事務を執行していたため、県の監査においては、指摘事項はなかったとのことである。

愛知県企業庁財務規程

(督促)

第 31 条 収支等執行者は、収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促状（様式第 32）を発して督促しなければならない。

2 前項の督促状には、これを発する日の翌日から起算して 10 日以内において納期限を指定しなければならない。

工業用水道料金徴収猶予制度の運用及び、未収金に関する債権滞留に対する管理状況に問題はなく、財務会計上適切に会計処理されていると判断する。

9 内部統制

(1) 概要

ア 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

2017年の地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられた。

この内部統制制度は、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたものであり、その背景には、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められているということがある。

内部統制とは、以下の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、以下の6つの基本的要素から構成される。

(ア) 内部統制の4つの目的

a 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。つまり、業務の3Eに努めるべく、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることである。

b 報告の信頼性の確保

報告の信頼性の確保とは、組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保することをいう。

c 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等の遵守とは、業務に関わる法令その他の規範を遵守することにある。公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。

d 資産の保全

資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含まれる。

税を財源として取得された資産が不正に誤って取得、使用、処分された場合には、地方公共団体の財産的基盤、社会的信用に損害、影響を与える。

(イ) 内部統制の6つの基本的要素

a 統制環境

組織に属するすべての者が、各々の権限と責任において、内部統制の整備・運用を行うための基礎となるもの。

b リスクの評価と対応

組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス。

c 統制活動

あらかじめ整備された体制やルールを実際の業務において適正に機能させるための方針、及び手続。

d 情報と伝達

内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境を作ること。

e モニタリング（監視活動）

以上のプロセスについて、日常的又は独立的な立場から監視し、必要に応じた見直しを行うこと。

f ICT（情報通信技術）への対応

すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続を定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。

以上を踏まえると地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することであると考えられる。

イ 愛知県における内部統制制度について

「愛知県内部統制基本方針」（以下、基本方針という。）は、次頁のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

愛知県では、

- ・ 知事の担任する事務のみでなく、各種行政委員会や公営企業等における事務を含め、県全体で内部統制に取り組む。
- ・ 総務局長を内部統制の推進責任者とし、人事局長を内部統制の評価責任者として、内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行うこととしている。

愛知県内部統制基本方針

1 基本的な考え方

一層の事務の適正な執行を確保し、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供できる体制を構築するため、地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針を定め、県民の皆様に信頼される行政運営を行ってまいります。

本県では、地方自治法による内部統制の対象である知事の担任する事務のみでなく、各種行政委員会や公営企業等における事務を含め、県全体で内部統制に取り組んでいくこととします。

2 内部統制の対象事務

財務に関する事務を内部統制の対象事務とします。

3 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

適正な手続きに基づき、情報の保存及び管理を行い、予算・決算を始めとした財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、業務に関わる法令等を理解し、遵守します。

(4) 資産の保全

適正な手続きにより資産の取得、使用及び処分を行い、保有する資産の保全を図ります。

4 内部統制の体制の整備

(1) 内部統制の推進

総務局長を内部統制の推進責任者とし、内部統制の整備及び運用を全庁的に推進します。

(2) 内部統制の評価

人事局長を内部統制の評価責任者とし、内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成します。

5 方針の見直し

本方針については、本県を取り巻く状況の変化や内部統制の整備及び運用状況の評価に応じて、必要な見直しを検討していきます。

2020年3月26日

愛知県知事

大村 秀章

そして、基本方針に基づき、内部統制を進めるに当たり基本的事項を定める目的で「愛知県内部統制実施要綱」（以下、実施要綱という。）を制定している。実施要綱は後掲のとおりであるが、概要として以下の事を定めている。

- ・ リスクとは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体としての組織目的についてその達成を阻害する事務上の要因としている。（第2条（6））
- ・ 内部統制推進責任者である総務局長が行う全庁的な内部統制の整備及び運用の推進の実務を担うため、内部統制推進局を置く。内部統制推進局は総務局をもって充てる。（第3条）
- ・ 内部統制評価責任者である人事局長が行う内部統制の整備及び運用状況についての独立的評価の実施及び内部統制評価報告書の作成の実務を担うため、内部統制評価局を置く。内部統制評価局は人事局をもって充てる。（第4条）
- ・ 各所属においてリスクの発現を抑制するための取組（以下、リスク管理という。）を行う。リスク管理の実施に関し必要な事項は内部統制責任者が別に定める。（第8条）
- ・ 内部統制責任者である各所属長は、当該所属のリスク管理について自己評価を行う。内部統制評価責任者は自己評価結果を把握した上で、内部統制の整備及び運用状況についての評価を行う。なお、企業庁及び病院事業庁における評価はそれぞれ企業庁長及び病院事業庁長が行う。これら評価対象期間は毎年度4月1日から3月31日とし、3月31日を評価基準日とする。（第10条）

愛知県内部統制実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条及び愛知県内部統制基本方針に基づき、財務事務の適正な執行を確保するための取組（以下「内部統制」という。）を進めるに当たり基本的な事項を定めることで、内部統制の体制整備及び適切な運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 財務事務 地方自治法第2編第9章に規定する財務に関する事務をいう。
- (2) 局等 知事の事務部局（愛知県局設置条例に定める局及び会計局をいう。以下この要綱において同じ。）、教育委員会事務局、議会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、企業庁及び病院事業庁をいう。
- (3) 所属 知事の事務部局、教育委員会事務局、議会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、企業庁及び病院事業庁の課、選挙管理委員会事務局、愛知県財務規則第2条第4号に定めるかい、愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関並びに愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院をいう。
- (4) 主管課 愛知県財務規則第2条第3号に定める主管課、企業庁管理部総務課及び病院事業庁管理課をいう。
- (5) 制度所管課 財務事務に係る全庁的な制度を所管する課をいう。
- (6) リスク 住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体としての組織目的について、その達成を阻害する事務上の要因をいう。

(内部統制推進局)

第3条 愛知県内部統制基本方針4(1)に基づき、内部統制の推進責任者（以下「内部統制推進責任者」という。）である総務局長が行う全庁的な内部統制の整備及び運用の推進の実務を担うため、内部統制推進局を置く。

2 内部統制推進局は、総務局をもって充てる。

(内部統制評価局)

第4条 愛知県内部統制基本方針4(2)に基づき、内部統制の評価責任者（以下「内

部統制評価責任者」という。)である人事局長が行う内部統制の整備及び運用状況についての独立的評価の実施及び内部統制評価報告書の作成の実務を担うため、内部統制評価局を置く。

2 内部統制評価局は、人事局をもって充てる。

(制度所管課による協力)

第5条 制度所管課は、内部統制の円滑な推進及び評価のため、内部統制推進局及び内部統制評価局に対し、必要な協力を行う。

(内部統制主管者)

第6条 局等に内部統制主管者を置く。

2 内部統制主管者は、知事の事務部局の局長、教育委員会教育長、議会事務局長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、企業庁長及び病院事業庁長をもって充てる。

3 内部統制主管者は、局等における内部統制に関して、内部統制責任者に必要な指示を行い、局等の内部統制を統括する。

(内部統制責任者)

第7条 所属に内部統制責任者を置く。

2 内部統制責任者は、当該所属の所属長をもって充てる。

3 内部統制責任者は、当該所属の職員に内部統制の目的や制度を理解させ、当該所属における内部統制を管理する。

(リスク管理)

第8条 業務レベルで財務事務の適正な執行を確保するため、所属において、リスクの発現を抑制するための取組(以下「リスク管理」という。)を行う。

2 リスク管理の実施に関して必要な事項は、内部統制推進責任者が別に定める。

(職員の責務)

第9条 職員は、規則・規程・マニュアル等で定められた手続に基づき事務を処理し、財務事務に関するリスクが発現しないよう努めなくてはならない。

(内部統制の評価等)

第10条 内部統制責任者は、当該所属におけるリスク管理について、自己評価を行う。

- 2 内部統制評価責任者は、前項の自己評価の結果を把握した上で、内部統制の整備及び運用状況についての評価を行う。
- 3 前項の規定に関わらず、企業庁及び病院事業庁における評価については、それぞれ企業庁長及び病院事業庁長が行う。
- 4 前3項の評価は、毎年度4月1日から3月31日までを評価対象期間とし、その最終日である3月31日を評価基準日として行う。

(内部統制連絡会議)

- 第11条 内部統制の目的や制度の理解を促進するとともに、必要な情報の伝達等を行うため、内部統制連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議は、総務局総務部総務課長、総務局総務部総務課担当課長（行政改革）及び主管課において内部統制を担当する課長補佐（班長）を構成員とする。
 - 3 会議は、必要の都度、総務局総務部総務課長が開催する。
 - 4 総務局総務部総務課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。
 - 5 会議の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、内部統制の実施に関して必要な事項は、内部統制推進責任者又は内部統制評価責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

ウ 全庁的な内部統制

内部統制の目的が達成されるためには、内部統制の6つの基本的要素が全て適切に整備・運用されていることが必要となる。そこで、愛知県では6つの基本的要素ごとの評価項目について「全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」として一覧化している。

そして、「全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」は、総務省が作成した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月(令和6年3月改定))」に基づいている。なお、「全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」は以下のとおり。

| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 |
|-------|--|---|
| 統制環境 | 1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 | 1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自ら指示、行動及び態度で示しているか。 |
| | | 1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等を定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。 |
| | | 1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。 |
| | 2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。 | 2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 |
| | | 2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。 |
| | 3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。 | 3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。 |
| | | 3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付 |

| | | |
|-----------|---|--|
| | | けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。 |
| リスクの評価と対応 | 4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。 | 4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。 |
| | | 4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。 |
| | 5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。 | 5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。 |
| | | 5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する |
| | | 5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。 |
| | 6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。 | 6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。 |

| | | |
|--|---|---|
| 統制活動 | 7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。 | 7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されていることを把握しているか。 |
| | | 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。 |
| | 8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。 | 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討 |
| | | 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。 |
| 情報と伝達 | 9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。 | 9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。 |
| | | 9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。 |
| | | 9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。 |
| | 10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。 | 10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。 |
| 10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。 | | |

| | | |
|---------|---|--|
| モニタリング | 11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。 | 11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。 |
| | | 11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。 |
| ICTへの対応 | 12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合は、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。 | 12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。 |
| | | 12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。 |
| | | 12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。 |
| | | 12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。 |

出典：愛知県内部統制評価計画

エ リスク管理

実施要綱第8条に定める各所属において行うリスク管理の実施に関し、必要な事項を定めるものとして「リスク管理実施要領」（以下、実施要領という。）を規定している。実施要領は後掲頁のとおりであるが、概要として以下の事を定めている。

- ・ 各所属におけるリスク管理は、以下4項目の取組を行うことにより実施する。（第3条）

- ① 管理するリスクの設定
 - ② リスク対応策の確認・整備
 - ③ リスク対応策の運用
 - ④ リスク管理の自己評価
- ・ 各所属におけるリスク管理に当たり、内部統制推進局である総務局が財務事務に係る全庁的なリスク（以下、全庁的リスクという。）及び全庁で統一的に管理するリスク（以下、全庁管理リスクという。）を設定する。設定した全庁的リスクは一覧化し、全庁的リスク一覧として明示する。（第4条）
 - ・ 内部統制責任者である各所属長は、全庁管理リスクに加え、各所属で個別に管理する必要があるリスク（全庁的リスクの内、各所属の業務等により当該所属において管理する必要があると判断したリスク及び当該所属の特定の業務に関するリスクの内、重要性が高いと判断したリスク）を各所属において管理するリスクとして設定する。（以下、所属管理リスクという。）所属管理リスクについては各所属のリスク評価シートに一覧化する。（第5条）
 - ・ 内部統制責任者である各所属長は、所属管理リスクを発現させないために定められている規則・規程・マニュアル等における事務処理の手続等（以下、リスク対応策という。）の確認を行うとともに、確認及び整備したリスク対応策はリスク評価シートに記載する。（第7条）
 - ・ 内部統制責任者である各所属長は、所属管理リスクの発現を認知した場合には、その原因を特定し、改善策を講ずるとともに、「認知したリスクの内容」・「発現理由」・「改善事項」をリスク評価シートに記載する。リスク管理の自己評価として、毎年度3月31日を基準日として、当該年度におけるリスク管理の結果を確認し、リスク評価シートにその確認日を記載する。（第9条）

リスク管理実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内部統制実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、所属におけるリスク管理の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この要領における用語は、要綱中の用語の使用の例による。

(リスク管理)

第3条 所属におけるリスク管理は、次に掲げる取組を行うことにより実施する。

- (1) 管理するリスクの設定（第5条・第6条関係）
- (2) リスクへの対応策の確認・整備（第7条関係）
- (3) リスクへの対応策の運用（第8条関係）
- (4) リスク管理の自己評価（第9条関係）

2 内部統制責任者は、当該所属におけるリスク管理を適切に実施するため、管理するリスクの内容、リスクへの対応策の整備状況、リスクの発現状況、リスク発現時の改善事項等を記録するリスク評価シート（様式1）を作成する。

(全庁的なリスクの設定等)

第4条 所属におけるリスク管理に当たり、予め財務事務に係る全庁的なリスク（以下「全庁的リスク」という。）及び全庁で統一的に管理するリスク（以下「全庁管理リスク」という。）を設定する。

- 2 前項の全庁的リスク及び全庁管理リスクの設定は、制度所管課によるリスクの識別及び評価を基に、内部統制推進局において行う。
- 3 内部統制推進局は、全庁的リスクについて取りまとめた上で、全庁的リスク一覧として、各局等に明示するものとする。
- 4 内部統制推進局は、全庁管理リスクについて、予めリスク評価シートに記載することで各局等に明示するものとする。

(管理するリスクの設定)

第5条 内部統制責任者は、前条第4項により明示された全庁管理リスク及び次に掲げるリスク（以下「個別管理リスク」という。）により、所属において管理するリスク（以下「所属管理リスク」という。）を設定する。

- (1) 全庁的リスクのうち、各所属の業務内容等により、当該所属において管理する必要性が高いと判断されるリスク
- (2) 当該所属の特定の業務に関するリスクのうち、重要性が高いと判断されるリスク
- 2 内部統制責任者は、前項各号のいずれかに該当する可能性のあるリスクがある場合、リスク重要性評価シート（様式2）により、当該リスクの重要性を評価した上で、個別管理リスクとすらかどうかの判断を行う。ただし、第6条第1項により年度（要綱第10条第4項の評価対象期間をいう。以下この要領において同じ。）中に個別管理リスクを所属管理リスクに追加する場合（同項第4号のリスクを追加する場合を除く。）及び当該年度の個別管理リスクを引き続き翌年度の個別管理リスクとする場合はこの限りではない。
- 3 内部統制推進責任者は、第1項の所属管理リスクの設定に当たり、当該年度の個別管理リスク（第6条1項により追加したリスクを含む。）について、リスク重要性評価シート（様式2）により、当該リスクの重要性の評価を行った上で、翌年度の個別管理リスクとしないことができる。
- 4 全庁管理リスクのうち、当該所属において執行されない財務事務に係るリスクがある場合、当該全庁管理リスクについては、所属管理リスクとしないものとする。
- 5 かい（愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関及び愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院を含む。以下この項において同じ。）における所属管理リスクの決定については、当該かいを所管する本庁の所属（又は主管課）の内部統制責任者において行うことができるものとする。
- 6 内部統制責任者は、年度末までに翌年度の所属管理リスクを設定した上で、リスク評価シートの「①リスク No.」から「⑩リスク記載日」までの欄を記載する。

（年度中のリスクの追加）

- 第6条 内部統制責任者は、年度中における次の各号のいずれかに該当するリスクについては、当該年度の個別管理リスクとして所属管理リスクに追加しなければならない。
- (1) 内部統制評価報告書における重大な不備
 - (2) 監査委員監査及び包括外部監査における指摘事項
 - (3) 制度所管課の検査等における指摘事項
 - (4) リスク評価シート未記載のリスクで、発現が認知されたもののうち、当該所属において追加の必要性が認められたリスク
- 2 内部統制責任者は、前項により所属管理リスクを追加した場合は、リスク評価シートの「①リスク No.」から「⑯認知したリスクの内容」までの欄を記載するとともに、当該リスクが発現した原因を特定した上で、再発防止のため、原因に応じた改善策を実施するものとする。

- 3 内部統制責任者は、前項により改善策を実施した場合は、リスク評価シートの「㉑リスクの区分」から「㉒改善事項」までの欄を記載する。

(リスクへの対応策の確認・整備)

第7条 内部統制責任者は、所属管理リスクについて、リスクを発現させないために定められている規則・規程・マニュアル等における事務処理の手続等（以下「リスク対応策」という。）の確認を行うとともに、リスク対応策に不足や不備が認められた場合は、関係する規則・規程・マニュアル等について改訂等を行うことでリスク対応策の整備を行う。

- 2 前項のリスク対応策の確認及び整備は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 第5条第1項により所属管理リスクを設定したとき
- (2) 第6条第1項により所属管理リスクを追加したとき
- (3) 所属管理リスクの発現を認知したとき

- 3 内部統制責任者は、第1項によりリスク対応策を確認及び整備した場合は、リスク評価シートの「㉓リスク対応策」から「㉔作成課」までの欄を記載する。

- 4 内部統制責任者は、第1項のリスク対応策の整備として、所管していない規則・規程・マニュアル等の改定等が必要と考えられる場合、それらを所管する者に対して、必要と考える具体的な整備内容を示した上で、リスク対応策の整備を要請することができる。

- 5 前項の要請が、財務事務に係る全庁的な規則・規程・マニュアル等に関するものである場合、要請は内部統制主管者を通じて内部統制推進責任者に対して行うものとする。

- 6 第4項の要請を受けた者及び前項の要請を受けた内部統制推進責任者は、リスク対応策の整備について検討し、第4項の要請を行った内部統制責任者及び前項の要請を行った内部統制主管者に対して対応を回答するものとする。

- 7 内部統制推進責任者における前項の検討は、内部統制推進局、制度所管課その他関係する所属が協力して行うものとする。

(リスク対応策の運用)

第8条 内部統制責任者は、当該所属の職員に対して、所属管理リスク及びリスク対応策の趣旨及び内容を理解させ、規則・規程・マニュアル等に則った財務事務の執行を励行させなければならない。

- 2 職員は、規則・規程・マニュアル等に則り日々の財務事務を執行することで、リスクを発現させないよう努めなければならない。

(リスク管理の自己評価)

- 第9条 内部統制責任者は、所属管理リスクの発現を認知した場合は、その都度、リスク評価シートの「⑰日付」及び「⑱認知したリスクの内容」の欄を記載する。
- 2 内部統制責任者は、発現した所属管理リスクについて、当該リスクが発現した原因を特定した上で、再発防止のため、原因に応じた改善策を実施するものとする。
- 3 内部統制責任者は、前項により改善策を実施した場合は、リスク評価シートの「⑲リスクの区分」から「㉑改善事項」までの欄を記載する。
- 4 内部統制責任者は、リスク管理の評価として、毎年度3月31日を基準日として、当該年度におけるリスク管理の結果を確認し、リスク評価シートの「㉒最終確認」の欄に、その確認日を記載する。
- 5 内部統制主管者は、自己評価の結果を局等で取りまとめの上、内部統制評価責任者に提出するものとする。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、リスク管理の実施に関して必要な事項は、内部統制推進責任者が別に定める。

附 則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

オ 全庁的リスク

実施要領第4条に基づき総務局が設定した全庁的リスク一覧を参考に企業庁が作成したものは後掲のとおりであり、企業庁が行う業務区分ごとに想定されるリスク、リスクの内容(具体例)、リスク対応策及びその根拠法令とマニュアル等を記述している。

| 業務区分：A 収入(事前調定) | | ※網掛けのリスクは全庁管理リスク | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------------------|------------------|---------------|-------------|------|-------------------|---|---|--|-------------------|--------------------|
| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容(具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| A-1 | 収入原因(処分・契約)の発生 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 調定根拠に関する誤り | 許可書又は契約書等に納入すべき金額等が正しく記載されていない。 | 許可又は契約等の手続を適正に行い、調定の根拠となる金額等が正しく記載された許可書や契約書を作成する。 | 地方自治法第231条 地方自治法施行令第154条 | | |
| A-2 | 調定 | 収入の通知 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 調定金額に関する誤り | 許可や契約等に基づく公共料金の実質算定など、調定金額を誤る。 | 法令又は契約等に定める算出基礎額や端数処理方法等を確認の上、調定金額を算出する。 | 財務規程第23条、様式第25 | | |
| A-3 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 調定金額に関する誤り | 同一の案件について重複して調定する。 | 一覧表を作成する等により、重複調定となっていないことを確認する。 | 財務規程第23条 | | |
| A-4 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 年度、会計、歳入科目に関する誤り | 会計年度、会計又は歳入科目を誤って調定する。 | 調定の内容や時期等から、会計年度所属区分、会計及び歳入科目を適切に判断する。 | 地方公営企業法施行令第10条 財務規程関係質疑応答集2-7-2-8 財務規程第23条、様式第25 | H182月策定 R54月改定 | |
| A-5 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入義務者に関する誤り | 納入義務者の住所、名称等を誤って調定する。 | 法令又は契約等の定めに従い、債務を負うべき者が納入義務者となっていることを確認する。 | 財務規程第23条 | | |
| A-6 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 調定期間に関する誤り | 調定を遅延、失念する。 | 法令又は契約等の定めに従い、案件ごとに調定が行われていることを確認する。 | 地方自治法第231条 地方自治法施行令第154条 | H182月策定 R54月改定 | |
| A-7 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入期限に関する誤り | 法令又は契約等に定めのない場合の納入期限を調定日の翌日から起算して15日を超えた日に設定する。 | 納入期限は法令又は契約等に定めがある場合を除き、調定日から15日以内の日(納入期限が土曜日及び12月31日とならないよう配慮)とする。 | 財務規程第25条 財務規程運用通知第25条関係 | H182月策定 R54月改定 | 財務規程関係質疑応答集3-8-3-9 |
| A-8 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 調定明書の作成に関する誤り | 調定明書に調定根拠等を明記しておらず、不適切な意思決定が行われる。 | 収入目的、算定の基礎その他の必要事項が記載された証換書を添付する。 | 財務規程第23条、様式第25 | 財務規程関係質疑応答集2-15 | |
| A-9 | 納入の通知 | 調定金額の取納 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入通知書発行手続に関する誤り | 特段の理由もなく、調定決議日から納入通知書の発行までに1ヵ月以上の期間を生ずる。 | 納入通知書の発行は、調定明書の決定後、直ちに発行日と納期を調定明書に記載する。 | 財務規程第26条、様式第27 | | |
| A-10 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入通知書発行手続に関する誤り | 財務規程に定めのない任意様式の納入通知書、又は公印を押ししていない納入通知書を発行する。 | 財務規程に定められた納入通知書を使用し、公印を押して通知する。 | 財務規程第26条、様式第27 | 財務規程関係質疑応答集3-10 | H182月策定 R54月改定 |
| A-11 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入通知書再発行手続に関する誤り | 納入通知書の再発行手続について、決裁を受けずに行う。 | 納入通知書の再発行、納付書の発行にあたっては、必ず収支等執行者の決裁を受ける。 | 財務規程第26条、26条の2、様式第27 | | |
| A-12 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 納入通知書の再発行手続に関する誤り | 納入通知書の再発行手続に当たっては、公印を押した納入通知書を再発行する。 | 納入義務者が納入通知書を紛失した場合、納付書に公印を押印せずに発行する。 | 財務規程第26条の2、様式第27 | | |
| A-13 | 【納期までに納付がない場合】 督促状の送付 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 督促に関する誤り | 納期までに納付されなかった場合の督促を口頭のみとし、督促状の発行を失念する。 | 収納状況を収納状況一覧表等により確認し、法令の特別な定めがなければ、納期後20日以内に督促状を発行する。 | 財務規程第26条の2、様式第32 | 財務規程関係質疑応答集3-25 | H182月策定 R54月改定 |
| A-14 | | 調定金額(元金)の取納 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 督促に関する誤り | 条例により延滞金を徴収することができる収入室について、督促状による督促を行っていない。 | 財務規程に定められた督促状を使用し、延滞金の徴収に関する記載していることを確認の上、発行する。 | 地方自治法第21条の3 財務規程第31条、様式第32 | 財務規程関係質疑応答集3-26 | H182月策定 R54月改定 |
| A-15 | 【延滞金を徴収する場合】 延滞金の調定・納入の通知 | 延滞金の取納 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 延滞金等に関する誤り | 条例の規定に基づき延滞金の算出を誤り、延滞金が発生しないものと誤認して、徴収を遅延、失念する。 | 条例の定めに従い、算出基礎額や端数処理に留意して延滞金額を算出し、すみやかに納入を通知する。 | 財務規程第31条、様式第32 | 財務規程関係質疑応答集3-26 | H182月策定 R54月改定 |
| A-16 | 【債権の管理】 貸付金整理簿、債権整理簿の作成 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 事前調定 | 債権管理等に関する誤り | 貸付金、債権について台帳、整理簿等を整備していない。 | 台帳、整理簿等に償還に係る時期、金額のほか、督促・延滞状況等を記載する。 | 財務規程第7条、様式第5 | | |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：B 収入（事後測定）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
|--------|--------|-------|---------------|---------------|------|------------------|---|--|----------------------------|-----------------|---------------------|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| B-1 | 納入の通知 | 現金の領収 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 口頭、掲示による通知に関する限り | 口頭、掲示による納入の通知ができない収入金を現金収納する。 | 生産物及び不用品の売却代金などの口頭、掲示による納入通知が認められている収入金であることを確認の上、現金収納する。 | 財務規程第26条 財務規程運用通知第26条関係 | 財務規程関係質疑応答集2-11 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-2 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 収納手続に関する限り | 生産物の売却金を領収の収入とする手続をせずに領収し、修繕費等に支出した残りを現金で保管する不適切な会計処理を行う。 | 法令又は契約等に基づき、地方自治法、財務規程等の定める会計手続に従い現金収納する。 | 財務規程第27条 財務規程運用通知第27条関係 | - | - |
| B-3 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 収納手続に関する限り | あらかじめ出納員の領収印が押印された領収書原符を作成し、領収書を交付する。 | 領収書は現金等の受領と引き換えの都度、出納員印を押印して納入事務者に交付する。 | 財務規程第27条、様式第27 | 財務規程関係質疑応答集3-17 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-4 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 収納手続に関する限り | 財務規程に定めのない任意様式の領収書原符を作成し、領収書を交付する。 | 領収書は財務規程の定める様式を用いて、出納員印を押印して納入事務者に交付する。 | 財務規程第27条、様式第27 | 財務規程関係質疑応答集3-17 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-5 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 収納手続に関する限り | 実際の領収日と相違した領収日付の領収書を交付する。又は領収書の交付自体を実際の領収日から遅延する。 | 所属年度、納付内容、金額、日付、宛名が正しく記載されていることを確認の上、現金の領収と引換えに領収書を交付する。 | 財務規程第27条、様式第27 | 財務規程関係質疑応答集3-17 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-6 | | 現金の保管 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 保管及び払込に関する限り | 領収した現金を職員のものの上や引出しで一時的に保管する。 | 資金調達金等の他の現金等と区分し、差押金庫に収めて厳密に保管する。 | 財務規程第27条 | 財務規程関係質疑応答集3-17 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-7 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 保管及び払込に関する限り | 出所不明の現金や通帳を保管する。 | 公署にあっては現金出納簿に出納を記録して私費と明確に区分管理し、地方自治法、財務規程等の定める会計手続に従い収納する。 | 財務規程第7条、様式第12 | - | - |
| B-8 | 領収済の通知 | 現金の払込 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 保管及び払込に関する限り | 領収した現金の指定金融機関等への払込を遅延する。 | 原則、毎日その日の収納分をまとめ、翌日までに指定金融機関等へ現金払込書により払い込む。 | 財務規程第27条 | 財務規程関係質疑応答集3-17 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| B-9 | 測定 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 保管及び払込に関する限り | 年度末に領収した現金の払込について、現金払込書の会計年度を隔年とすべしと誤って新年度とする。 | 随時の収入で納入通知書を発しない収入については、領収した日の属する年度（延滞金の場合は未収入の属する年度）の収入とする。 | 地方公営企業法施行令第10条 | - | - |
| B-10 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 事後測定 | 現金出納簿に関する限り | 現金出納簿について、領収日や銀行払込日との不一致、発日分をとりまとめでの記載など不適切な記載を行う。 | 会計事務の手引（収入編）の記載例に従い、現金出納簿へ記載する。 | 財務規程第7条、様式第12 | - | - |
| B-11 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 特例測定 | 測定手続きに関する限り | 振替伝票の発行を省略できない測定について、振替伝票の発行を省略する。 | 振替伝票の発行を省略できる測定であることを、関係規定に照らし確認する。 | 財務規程第23条 財務規程運用通知第23条関係 | 財務規程関係質疑応答集2-11 | H18.2月策定 R5.4月改定 |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式3

業務区分：C 支出（概算払及び精算払）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具休例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | |
|--------|-----------|---------------|---------------|-------------------------|------------------|--|---|-------------------------------|-------------------------------------|--|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | リスク対応策に關する規程・規程等 | 策定・改訂日 |
| C-1 | 支出負担行為の決定 | 支出負担行為の合議 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出負担行為の決定 | 作成・省略に關する誤り | 支出負担行為決定書を用いた意思決定を行わない（予算未執行、予算執行書未作成等を含む。） | 予算配当額（予算配分表）及び予算執行書を確認の上、支出負担行為決定書又は明書等により意思決定を行う。 | 財務規程第34.36条、様式第34 | | |
| C-2 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出負担行為の決定 | 科目明細書・内訳書に關する誤り | 誤った予算科目の明細又は債権者の内訳による意思決定を行う。 | 複数科目の場合には科目明細書又は債権者の場合には内訳書の内容が正しいことを確認し、支出負担行為決定書に添付する。 | 財務規程第35条、様式第34、36.3602 | | |
| C-3 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出負担行為の決定 | 添付書類に關する誤り | 支出負担行為の内容が不明確なまま意思決定を行う。 | 支出負担行為に必要な書類（契約書、請書等）を支出負担行為決定書に添付する。 | 財務規程第35.36条、別表第2.3 | | |
| C-4 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出負担行為の決定 | 金額・相手方に關する誤り | 誤った金額又は誤った相手方による意思決定を行う。 | 落札決定の結果等をもとに、金額又は相手方が正しいことを確認する。 | 財務規程第35条 | | |
| C-5 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出負担行為の決定 | 年度・会計・支出科目に關する誤り | 誤った会計年度、会計又は支出科目による意思決定を行う。 | 支出負担行為の内容や時期等から、会計年度所属分、会計及び支出科目を適切に判断する。 | 地方公営企業法施行令第11条、財務規程第35条、様式第34 | | |
| C-6 | 契約締結 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 作成の時期に關する誤り | 契約書の作成が遅延又は失念等する。 | 契約の相手方を決定した後、遅延（契約書等を作成していない）か、事務局長の進捗管理を確認する。 | 財務規程第129条 | | |
| C-7 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 契約締結権限の確認に關する誤り | 契約締結権限を有しない者又は委任状の取得等により権限を確認せずに、契約を締結する。 | 人札参加資格者名簿又は委任状等により、相手方の契約締結権を確認する。 | 財務規程第129条 | | |
| C-8 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 記載事項に關する誤り | 契約書の記載内容（相手方、契約金額、契約期間等）が不十分又は誤る。 | 支出負担行為決定の際に添付した契約書等に基づき、人札書等をもとに、落札決定等の内容を正しく記載する。 | 財務規程第130条 | | |
| C-9 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 収入印紙の貼付に關する誤り | 契約書等（課税文書の場合に限る。）に収入印紙の貼付・消印がされていない。 | 印刷税法の規定に基づき、課税文書の場合は、収入印紙の貼付・消印がされていることを確認する。 | 印刷税法 | 財務規程関係質疑応答第9-3.9-4 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-10 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 契約書・請書等の省略に關する誤り | 契約書等の作成を省略することができないにもかかわらず、省略する（口頭契約による）。 | 契約書等の作成の要件について、関係法令の規定に照らし確認する。 | 財務規程第131条 | 財務規程関係質疑応答第9-1 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-11 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約書の作成等 | 請書兼請求書に關する誤り | 請書兼請求書の作成・交付をわづらひ、省略する（口頭のみにて発行する）。 | 請書兼請求書の作成・交付の要件について、関係規定に照らし確認する。 | 財務規程第131条 | ①財務規程関係質疑応答第9-1 ②企業庁工事事務取扱要領 | H18.2月策定 R5.4月改定 2.H8.4月策定 R5.10月改訂 |
| C-12 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 消費税等 | 消費税等に關する誤り | 消費税等の額の算定を誤り、又は契約書等への記載を失念し、若しくは記載内容を誤る。 | 消費税法等に基づき、不課税・非課税及び課税品目等を確認し、適切な消費税等の額を算定し、契約書等に正しく記載する。 | 消費税法、地方税法 | 財務規程関係質疑応答第2-20 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-13 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 個人情報保護 | 個人情報保護に關する誤り | 個人情報を取扱う事務を委託する場合に、契約書への「個人情報取扱業務委託基準」の添付を失念する。 | 情報管理、文書廃棄等の個人情報取扱業務を委託する場合には、「委託個人情報取扱業務委託基準」の遵守を契約で定める。 | 個人情報取扱業務委託基準 | | |
| C-14 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約保証金 | 契約保証金に關する誤り | 基準以上の保証金を納付させていない、又は免除理由が適正でない。 | 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせたことを確認する。免除の場合は要件に該当することを関係規定に照らし確認する。 | 財務規程第132.133条 | 財務規程関係質疑応答第9-14 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-15 | 監督 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 履行の確保 | 監督に關する誤り | 契約の履行状況の把握等を行わずに履行の確保に支障を与える。 | 仕様書等又は設計書に基づき、契約の履行状況を確認し、相手方に必要な指示を与える。 | 財務規程第147.148条 | ①告知県企業庁工事事務取扱要領 ②告知県企業庁工事事務監督要領 | H18.4月策定 R5.4月改定 2.H8.4月策定 R5.10月改訂 |
| C-16 | 支出命令（概算） | 支出命令審査・支出（概算） | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 概算払 | 経費に關する誤り | 概算払することができない経費（借費増徴金、委託費等）以外の経費を概算払とする。 | 概算払することができる経費（借費増徴金、委託費等）であることを、関係規定に照らし確認する。 | 地方公営企業法施行令第9条の6、財務規程第54条 | 財務規程関係質疑応答第3-92 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-17 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 概算払 | 経費に關する誤り | 概算払する必要がある及び請求金額の妥当性を確認せずに支払う。 | 概算払しようとする者から、資金の確保等を出発点として、その内容を精査し、必要性の可否及び金額の妥当性を確認する。 | 地方公営企業法施行令第9条の6、財務規程第54条 | 財務規程関係質疑応答第3-92 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-18 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 変更契約 | 変更理由に關する誤り | 技術、予算その他やむを得ない理由が無くにもかかわらず、契約内容を変更する。 | 契約内容の変更にあたり、変更理由が適正である（技術、予算その他やむを得ない理由により必要がある）ことを確認する。 | 財務規程第140条 | ①告知県企業庁工事事務取扱要領 ②告知県企業庁工事事務取扱要領 | H18.4月策定 R5.4月改定 2.H8.4月策定 R5.10月改訂 |
| C-19 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 変更契約 | 変更契約書・変更申請に關する誤り | 変更契約書の作成が遅延又は失念等する。又は記載内容が不十分又は誤る。 | 契約内容の変更協議が整った後、遅延なく変更契約書等を作成しているか、事務局長の進捗管理を確認する。 | 財務規程第140条 | | |
| C-20 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 契約の相手方の変更 | 契約の相手方の変更に關する誤り | 契約の相手方が法人で代表者に変更がある場合に、代表者変更届の徴取等が失念又は怠る。 | 速やかに代表者変更届を徴取し、変更後の代表者を確認する。 | | ①告知県企業庁工事事務取扱要領第2-4 ②企業庁工事事務取扱要領 | H18.2月策定 R5.4月改定 2.H8.4月策定 R5.10月改訂 |
| C-21 | 検査 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 履行の確保 | 検査に關する誤り | 検査の手続き、方法又は内容が不十分又は失念等し、適正な履行を確認することができない。 | 契約書その他の関係書類に基づき、給付（履行）の内容及び数量を確認していることを確認する。 | 財務規程第147.148条 | ①告知県企業庁工事事務取扱要領 ②告知県企業庁工事事務検査基準 | H18.4月策定 R5.4月改定 2.H8.4月策定 R5.10月改訂 |
| C-22 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 履行の確保 | 監督・検査の兼顧に關する誤り | 正当な理由なく、監督職員と検査職員が同一の者が担い、適切な監督又は検査業務が確保されない。 | 監督職員と検査職員には、別の者を担い、契約仕様に基づき適切な監督と客観的な立場からの厳格な検査体制を整備する。 | 財務規程第151条 | 告知県企業庁工事事務取扱要領 | H8.6月策定 R5.10月改訂 |
| C-23 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 履行の確保 | 履行遅延等に關する誤り | やむやみに履行延長を認め、又は履行遅延等し不履行に対する措置を講じない。 | 履行延長等には、その必要性を適切に判断し、また、履行遅延又は不履行となつた場合には、契約等に基づき必要な措置を講じる。 | 財務規程第136.137.138条 | 告知県企業庁工事事務取扱要領 | H8.6月策定 R5.10月改訂 |
| C-24 | 額の確定 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 概算払 | 精算に關する誤り | 精算した補助金等の金額の確定及び概算払精算書の徴取が遅延又は失念等する。 | 事業完了後、事業実績報告書等により金額を確定し、概算払を受けた者との金額相対を10日以内に概算払精算書提出させる。 | 財務規程第55条、様式第45 | 財務規程関係質疑応答第3-93 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-25 | 支出命令（精算） | 支出命令審査・支出（精算） | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出命令 | 命令時期に關する誤り | 関係法令又は契約等に定められた期限までに支払うための支出命令を遅延等し、又は、履行完了（額の確定）前に支出命令する。 | 関係法令又は契約等に関し、当該法令等に定められた支払期限までに支払うことができるよう、支出命令を行う。 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 | 財務規程関係質疑応答第3-62.3-64 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-26 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出命令 | 支払伝票に關する誤り | 金額（過大又は過少）又は受取人など支出命令の内容を誤る。 | 契約及び請求の内容等に照らし、金額及び受取人等に誤りが無いことを確認する。 | 財務規程第39条、様式第24 | | |
| C-27 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出命令 | 添付書類に關する誤り | 内容に不備のある請求書（偽造又は改ざん等された請求書を含む。）を受領する等によって、適正な添付書類を完備していない。 | 請求者、請求金額など、請求書の内容を確認し、適正な請求書を受領し、契約等とともに支払伝票に添付する。 | 財務規程第39条 | | |
| C-28 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 支出命令 | 支払日に関する誤り | 支払日として設定すべき日を超える等により、契約等に定められた支払期限までの支払が遅延等する。 | 関係法令又は契約等に定められた支払期限までの日を支払日として設定する。 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 | 財務規程関係質疑応答第3-60.3-62 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-29 | 戻入 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 過誤払金等の戻入 | 理由に關する誤り | 本来は戻入すべき過誤払金、又は誤りして収入すべき納付金と支払うべき金額とを相殺して支払う。 | 概算払に係る精算等、戻入する理由を確認する。また、正当な理由のない過誤払金と支払うべき金額等には十分注意を払う。 | 財務規程第32条 | 財務規程関係質疑応答第3-36.3-37.3-38.3-39 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-30 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 過誤払金等の戻入 | 返納手続に關する誤り | 監督協議の作成及び納入通知書の発行手続を失念等する。 | 返納事由が生じた場合には、速やかに返納理由書等添付した監督協議を作成し、納入通知書により返納義務者に通知する。 | 財務規程第32条、様式第25.27 | 財務規程関係質疑応答第3-36.3-37.3-38.3-39 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| C-31 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1), (2), (4) 過誤払金等の戻入 | 戻入未済に關する誤り | 戻入未済が生じたにもかかわらず、必要な手続を失念等する。 | 督促状による返納義務者への督促を行う。 | 財務規程第32条 | 財務規程関係質疑応答第3-25 | H18.2月策定 R5.4月改定 |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：D 支出（資金前渡及び歳入歳出外現金）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
|--------|--------------------------|----------|---------------|-------------|---------|------------------|---|---|---|--------------------|---------------------|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| D-1 | 予算執行書（執行例）の作成 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 予算執行書 | 作成に關する誤り | 予算執行書に資金前渡する附金、奨励費などの総額等誤って記載し、通支給や支払漏れが生ずる。 | 受取人、支給額等を記載した内訳書等により、執行内容を正しいことを確認の上、執行を決定する。 | 財務規程第123条、様式第70 | | |
| D-2 | 資金前渡員の指定 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 経費に關する誤り | 資金前渡をすることができない経費を資金前渡する。 | 資金前渡することができる経費であることを、関係規定に照らし確認の上、口座振替や支払証で支払うことができない場合に交付する。 | 地方公営企業法施行令第21条の5 財務規程第47条 財務規程運用通知第47条関係 | 財務規程関係質疑応答集3-81 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-3 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 資金前渡員の指定に關する誤り | 資金の前渡にあたり、収支等執行者が資金前渡員及び経費を指定し、金銭出納員へ通知していない。 | 資金前渡金の支出命令日、受領日等を確認の上、決断により指定し、資金前渡員宛（指定解除）通知書により通知する。 | 財務規程第49条、様式第43 | - | |
| D-4 | 資金前渡金の交付 | 資金前渡金の受取 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 債権者への直接支払に關する誤り | 随時の資金前渡員に支払証を交付する場合には、支払証の受取書と引き換えに交付していない。 | 随時の資金前渡員には、受取書と引換えに支払証を交付して資金を交付する。 | 財務規程第43条の2 財務規程運用通知第40条の2条関係 | 財務規程関係質疑応答集3-77 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-5 | | 資金前渡金の支払 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 資金前渡員の時限金額に關する誤り | 資金前渡員口座への給与・振込の把握漏れ等により資金の滞りや過剰が生ずる。 | 事前に配属される支給明細一覧表の受領印欄の有無などにより、振込内容を把握する。 | 財務規程第48条、49条 財務規程運用通知第52条関係 | 財務規程関係質疑応答集3-86 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-6 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 資金前渡員の時限金額に關する誤り | 資金前渡員口座（公共料金口座）への振込の失念、繰込金額の誤りなどにより、口座内の資金滞り等が生ずる。 | 支払項目、振替日等を一覧にしたチェックリストを整備する等により、公共料金の支払滞りを防止する。 | - | - | |
| D-7 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 資金前渡金の保管に關する誤り | 交付を受けた資金前渡金を職員の手の上や引出しで一時的に保管する。 | 出納員や他の資金前渡員の現金等に区分し、各々の金庫に収めて施錠して保管する。 | 財務規程第51条 | 財務規程関係質疑応答集3-86 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-8 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 契約の制限に關する誤り | 資金前渡員が支払の原因となる契約について、前渡された金額の範囲を超え、かつ経費の目的と異なる支払をする。 | 前渡された資金の目的に従い、前渡された金額の範囲内で契約し、支払をする。 | 財務規程第50条 | - | |
| D-9 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払方法に關する誤り | 領受に必要な金額に足りない資金を前渡されたため、私費で立替えて支払う。 | 前渡された資金の目的に従い、前渡された金額の範囲内で支払をする。 | 財務規程第50条 | 財務規程関係質疑応答集3-81、82 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-10 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払と精算に關する誤り | 適正な領収書等と引換えに債権者に支払をしていない。 | 債権者の請求は正当か、当該資金の交付を受けた目的に反しないかなどを法令又は契約書に基づき調査の上、領収書と引換えに支払う。 | 財務規程第52条、53条 財務規程運用通知第52条関係 | - | |
| D-11 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払と精算に關する誤り | 資金前渡員が支払の原因となる契約を支払名目として、領収書等に資金前渡員による履行証明をしていない。 | 支払の原因となる契約をした資金前渡員が、領収書等の裏面に白に契約履行確認の旨、年月日及び氏名を記載し、押印する。 | 財務規程第49条 | - | |
| D-12 | 取得物品の引継 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 取得物品引継書に關する誤り | 資金前渡により購入した郵便切手類について、取得物品引継書を作成し、収支等執行者に引継いでいない。 | 郵便切手類については、資金前渡員による現地で使用する有無に関わらず取得物品引継書を作成し、使用残数を引継ぐ。 | 財務規程第86条 財務規程運用通知第86条関係 | - | |
| D-13 | 資金前渡金の収入 | 資金前渡金の精算 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払と精算に關する誤り | 支払した後、その必要がなくなった後の資金前渡金精算書の作成について、記載金額を誤る。又は作成自体を怠る。 | 資金前渡金精算書を作成し、領収書等の証拠書類を添えて収支等執行者に提出する。 | 財務規程第53条、様式第44 | 財務規程関係質疑応答集3-88 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-14 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払と精算に關する誤り | 支払又は精算が終了する前に資金前渡員が病気等により職務を遂行できない場合に、資金前渡金引継書を作成していない。 | 債権者に資金を前渡する」と式のないうり書は、資金前渡金引継書を作成して収支等執行者に提出し、資金前渡金の精算残額を引継ぐ。 | 財務規程第53条 | 財務規程関係質疑応答集3-90 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-15 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 支払と精算に關する誤り | 資金前渡金に精算残額がある場合の還納手続き等を誤る。又は失念する。 | 資金前渡金精算書に基づき振替手続を作成し、納入通知書により前渡した歳出科目へ還納する。 | 財務規程第32条、様式第44 | 財務規程関係質疑応答集3-89 | H18.2月策定 R5.4月改定 |
| D-16 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 資金前渡 | 現金出納簿に關する誤り | 資金前渡員ごとで作成した財務規程様式の現金出納簿に正しく記載していない。又は公共料金口座の記載を怠る。 | 会計事務の手引（支出編）の記載例に従い、現金出納簿へ記載する。公共料金については、1月に一度は必ず通帳記載を行う。 | 財務規程第7条、様式第12 資金前渡員口座からの自動口座振替による支払について（H21.9.18付21出管第87号出納事務局長通知） | - | |
| D-17 | 【所得税の精算】 受入れ通知 所得税の控除 | 所得税の受入れ | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 歳入歳出外現金 | 受入に關する誤り | 源泉徴収による所得税について、税額の算出を誤る。 | 所得税法の定めに従い、適用される税率を確認の上、給与等を支出する際に限り額として整理する。 | 財務規程第74、75条 | - | |
| D-18 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 歳入歳出外現金 | 受入に關する誤り | 給与所得に該当する手当、測量士等の個人事業主に対する報酬料金等の支払において、所得税の源泉徴収を怠る。 | 所得税法の定めに従い、所得税の源泉徴収の対象となる所得を確認の上、適正に控除する。 | 財務規程第74、75条 | - | |
| D-19 | 払出し通知 所得税の納付 | 所得税の払出し | ③業務に關する法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 歳入歳出外現金 | 払出に關する誤り | 払出し処理の失念、納付書の金額欄への特記遅延等により、所得税の税務署への支払を遅延する。 | 給与等を実際に支払った月の翌月10日までに納付する。 | 財務規程第75条 | 財務規程関係質疑応答集3-88 | H18.2月策定 R5.4月改定 |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：E 物品（備品及び消耗品）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容（具体例） | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
|--------|---------------------|-----------------------------|---------------|---------------|--------|--------------------|--|---|--|--------|---|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| E-1 | 予算執行書（執行向）の作成 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 予算執行書 | 作成・省略に関する誤り | 物品購入にあたり、意図的に契約を分割する。 | スケールメリット等を考慮し、適切な発注数量、金額を設定の上、執行を決定する。 | 地方公営企業法第5条 財務規程第123条、様式第70 | | |
| E-2 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 予算執行書 | 契約権限に関する誤り | 出先機関の長に事務委任されていない物品購入契約を意思決定する。 | 度知県企業庁事務委任規程に委任されている予算配分額の範囲内であることを確認の上、執行を決定する。 | 度知県企業庁事務委任規程第2条、別表（第2条関係） | | |
| E-3 | 物品の発注 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品購入契約 | 契約書の作成等に関する誤り | 発注の問い合わせに在庫数量を付記していない、又は実際の在庫数量よりも過小な在庫数量を付記する。 | 物品を購入する場合は、発注の問い合わせに在庫数量を付記して決裁する。 | 物品購入事務の適正な執行について（H20.10.28付けの企経第101号/20号物第153号管理部長通知） | - | - |
| E-4 | 物品の取得 | 出納通知（物品受入伝票） 出納通知の審査・受入れ | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 物品の出納の通知に関する誤り | 虚偽の物品購入の会計書類を作成し、業者の銀行口座に異貨を入金した後、業者から送金を受けて私的に消費する。 | 物品出納員が物品受入伝票を審査し、適正と認められた場合に限り、その支払を行う。 | 財務規程運用通知第95条 | - | - |
| E-5 | | 物品の交付 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 消耗品等の交付に関する誤り | 消耗品等の交付にあたり、物品受入伝票に基づき内容及び数量の確認が行われていない。 | 物品出納員は、物品受入伝票に基づき、内容及び数量を確認して交付する。また、数量は必要最小限とする。 | 財務規程第88、95条 財務規程運用通知第98条関係 | - | - |
| E-6 | | 物品の保管 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 物品使用一覧表に関する誤り | 一式で管理している消耗品について、内訳を表す補助簿等が作成されていないため、構成品の管理が適切に行われていない。 | 一式で管理している消耗品の構成品が多数の場合は、消耗品使用簿による管理に併せて補助簿を作成し、内訳を明確にして管理する。 | 財務規程第7条、様式第21 | - | - |
| E-7 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 保管の方法に関する誤り | 毒物、劇物等について、適正な保管、管理が行われていない。 | 所蔵で取扱要領等を策定し、法令に基づき適正な管理を徹底する。 | 毒物及び劇物取締法等 財務規程第84条 財務規程運用通知第94条関係 | - | - |
| E-8 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 保管の方法に関する誤り | 給油カードの使用にあたり、給油承認簿による給油承認の手続がとられていないなど、適正なカード管理が行われていない。 | 「給油カード取扱要領」に基づき車間ごと1枚のカードを作成し、給油承認簿により承認を受けた職員が給油カードの貸身を受け使用する。 | 車庫契約による公用車の燃料及び油類等の購入に係る事務手続の適正な執行並びに「公用車使用承認・報告書（業務用品管理命令）」の改正について（通知）（H25.3.25付け24企経第526号、24企経第759号） | - | - |
| E-9 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 消耗品等及び消耗品の標示に関する誤り | 消耗品等及び行長が別に定める消耗品について、消耗品標示票又は消耗品標示票の貼付をしていない。 | 消耗品標示票又は消耗品標示票を作成し、適切に貼付する。 | 財務規程第91条 財務規程運用通知第91条関係 | - | - |
| E-10 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 点検に関する誤り | 消耗品使用簿に記載された消耗品のうち、所在を確認できないものがある。 | 帳簿に所在場所を記入し、毎年度1回以上、帳簿による現物との対照点検を実施する。 | 財務規程第7,100条、様式第20,21 財務規程運用通知第100条関係 | - | - |
| E-11 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 保管の方法に関する誤り | 消耗品を許可なく自宅に持ち出し紛失したが、物品が所在不明となったことに、所属として長期間気付くことができない。 | 県有物を公営以外の目的に使用し紛失した場合は、買受人の受領書を作成し、その所在を確認できない。 | 財務規程第7,100条、様式第20,21 財務規程運用通知第100条関係 | - | - |
| E-12 | 【不用決定する場合】 不用の決定 | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 処分に関する誤り | 不用決定した物品について、長期間、廃棄の処理を行わない。 | 不用決定した物品は、速やかに処分する。 | 財務規程第101条、様式第62 | - | - |
| E-13 | | 私出し通知 物品の引渡し | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 処分に関する誤り | 物品の廃棄にあたり必要な手続（不用決定）が行われておらず、その所在が確認できない。 | 管理換えることができない物品又は使用することができない物品については、不用決定してから処分する。 | 財務規程第101条、様式第62 | - | - |
| E-14 | 【売却する場合】 売却契約の締結 | 私出し通知 物品の引渡し | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 不用品の売却に関する誤り | 不用品の売却について、買受人の受領書を作成していない。 | 物品出納員は、売却物品を引き渡したときは、買受人の受領書を作成する。 | 財務規程第101条 | - | - |
| E-15 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 物品管理 | 不用品の売却に関する誤り | 鉄くず等の売却において、買受人から代金の納付を受ける前に物品を引渡す。 | 買受人との契約又は行長が別に定める消耗品の売却を除き、売却代金は、物品の引渡しの時までに完納させる。 | 財務規程第144条 | - | - |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：F 物品（郵便切手類）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスクNo. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | |
|--------|----------|-------------|---------------|-------------|----------|---|--|--------------------------------------|-----------------------|--------|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 |
| F-1 | 郵便切手類の購入 | 出納通知の番書・受入れ | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 物品の出納の通知に関する誤り 公費で購入した郵便切手類を簿外で受入れ、保管する。 | 物品出納員は収支等執行者からの取得物品引継書を審査した上で、郵便切手類出納簿に記載して受入れ、保管する。 | 財務規程第7条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-2 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 購入数量に関する誤り 使用時期を考慮しないまま、郵便切手類を大量に購入する。 | 購入により受入れる郵便切手類の枚数は、当該年度に使用すると見込まれる枚数とする。 | 地方自治法第2条第14項 | - | - |
| F-3 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 郵便切手類出納簿に関する誤り 資金前渡員による郵便切手類の購入について、郵便切手類出納簿への記載を怠っている。 | 現地で使用した場合も、物品出納員が適正と認めた場合に、受入れ日付、枚数、理由を郵便切手類出納簿に記載する。 | 財務規程第7条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-4 | | 郵便切手類の保管・点検 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 郵便切手類出納簿に関する誤り 財源が国庫の経費で購入したものを別冊の郵便切手類出納簿で管理する。 | 郵便切手類は、支所等で郵便切手を管理する場合に使用する補助簿を除き、物品出納員が電の郵便切手類出納簿により管理する。 | 財務規程第7.8条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-5 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 郵便切手類出納簿に関する誤り 郵便切手類出納簿上の現在枚数と現物の枚数が一致しないなど、記載の漏れや記載数量の誤りがある。 | 郵便切手類の受入れ又は払出しの都度、郵便切手類出納簿に記載する。 | 財務規程第7条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-6 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 点検に関する誤り | 郵便切手類出納簿の物品点検表が作成されていない等、物品出納員による点検漏れがある。 | 物品出納員が毎月末に点検し、適正に記載されていることを確認の上、物品点検表に記載する。 | 財務規程第7.100条、様式第22 財務規程運用通知第100条関係 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-7 | | 郵便切手類の払出し | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 郵便切手類出納簿に関する誤り 購入当日に一括払出しをした場合などに、購入した郵便切手類を郵便切手類出納簿に記載することなく使用する。 | 物品出納員が郵便切手類の受入れ又は払出しの都度、郵便切手類出納簿に記載する。 | 財務規程第7条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-8 | | | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 郵便切手類の交付に関する誤り 職員が郵便切手類を着服する。 | 物品出納員が郵便切手類を保管し、受入れ又は払出しの都度、郵便切手類出納簿に記載する。 | 財務規程第7条、様式第22 | 帳票記載方法について第4 郵便切手類出納簿 | - |
| F-9 | | 郵便切手類の繰越し | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1),(2),(4) | 郵便切手類 | 購入数量に関する誤り 郵便切手類について、年度末に不適切に購入し繰越し、又は前年度の使用額を上回り、かつ適次な量を繰越しする。 | 各会計年度で購入する郵便切手類の枚数は、当該年度に使用すると見込まれる枚数とする。 | 地方自治法第2条第14項 | - | - |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：G 契約（競争入札）

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスク No. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | | |
|---------|---------------|----------|---------------|-------------|--------|--|--|--|---|---|---|---|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | | |
| G-1 | 予算執行書（執行回）の作成 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 予算執行書 | 予算執行書に記載すべき事項の不足や誤り、作成省略が認められない場合の省略により、不適切な意思決定となる。 | 作成省略の可否を確認の上、必要事項を正しく記載して執行を決定する。 | 財務規程第123条、様式第70 財務規程第123条第1項ただし書きに基づく予算執行書の省略事項について | | | | |
| G-2 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 予算執行書 | 積算金額や仕様の誤りによって執行予定額の算出を誤り、不適切な意思決定を行う。 | 取引の実例価格、最終の仕立等を考慮の上、契約目的に応じた仕様の設定、過不足のない積算を行い、執行を決定する。 | 財務規程第123.165条 | | | | |
| G-3 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 予算執行書 | 増減契約について、執行予定額を増減算する発注を決定し、執行予定額を超過する発注を行う。 | 執行予定額を超過する発注が必要となつた場合は、予算執行書を有償し、執行予定額の変更額を決定する。 | 財務規程第123条、様式70 | | | | |
| G-4 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 予算執行書 | 契約期間に関する誤り | 長期継続契約の対象とならない契約について、長期継続契約を締結する。 | 地方自治法の定める電気・ガス等の供給等や、条例の定める物品リース・役員選出の契約に該当することを確認の上、執行を決定する。 | 地方自治法第234条の3 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 財務規程第123条、様式第70 | | | |
| G-5 | 入札の公告 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札の公告に関する誤り | 入札公告に記載された内容と入札の執行が異なる。 | 予算執行の内容等に対応しており、必要事項が正しく記載されていることを確認の上、入札を公告する。 | 財務規程第158条 | | | |
| G-6 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札の公告に関する誤り | 財務規程等で定められた入札公告期間を確保しないで公告する。 | 入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前（特別競争の適用される調達案件は原則40日前）までに行う。 | 財務規程第157条 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-7 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札の公告に関する誤り | 入札公告をインターネットの利用による方法で行う。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 財務規程第157条 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-8 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 特定調達契約に関する誤り | 特別競争の適用される調達案件の入札において政府調達協定に違反する公告を行う。 | 特別競争の適用される調達案件の入札において地域条件や最低制限価格を設けない。また、入札公告は要知照公報への掲載により行う。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 |
| G-9 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 最低制限価格に関する誤り | 清掃、警備（機材整備を除く）、案内・受付、電話交換業務委託に關する公告において、最低制限価格の設定を失念する。 | 清掃、警備、案内・受付、電話交換業務については、原則、最低制限価格（特別競争の適用される調達案件は低入札価格調整制度）を設ける。 | 財務規程第166条 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-10 | 入札参加資格の確認及び通知 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札参加資格に関する誤り | 競争入札に参加しようとする者の入札参加資格の有無を確認していない。 | 入札参加資格者名簿を徴収した確認書等により、入札参加資格の有無を確認の上、その結果を通知する。 | 地方自治法施行令第167条の4、167条の5の2 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-11 | 予定価格の設定 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 予定価格に関する誤り | 予算執行書（執行回）で意思決定した執行予定額を基に、低入札の場合は執行予定額より低い額を予定価格とする。 | 仕様書、設計書等により作成した予定価格が執行予定額の範囲内であることを確認する。 | 財務規程第164条 | | | |
| G-12 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 予定価格に関する誤り | 予定価格を作成し、封書することなく入札を執行する。 | 予定価格を記載した書面（予定価格調書）を作成して封書し、開札の際に開札場所へ置く。 | 財務規程第164条 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-13 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 最低制限価格に関する誤り | 清掃、警備（機材整備を除く）、案内・受付、電話交換業務委託に關する公告において、最低制限価格の設定を失念する。 | 財務規程に規定する範囲内で最低制限価格を定め、予定価格調書に併記する。 | 財務規程第166条 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-14 | 入札保証金の納付及び通知 | 入札保証金の受入 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札保証金に関する誤り | 入札保証金の全部又は一部の納付を免除するにあたり、免除の要件に該当することを確認していない。 | 入札説明書等に、過去の契約実績を示す書面を徴収し、契約を履行しない恐れがないこと等を確認の上、免除を決定する。 | 財務規程第160.161条 | 企業庁工事事務取扱要領 | H8.4月策定 R5.10月改訂 | |
| G-15 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札保証金に関する誤り | 入札保証金の納付又は免除を入札参加者に通知していない。 | 納付又は免除を決定した後、電子入札システムの機能を用いる等の方法により通知する。 | 財務規程第160.161条 | 物品等電子調達システム 質疑応答集 問8-10 | H20.8月策定 R2.4月改訂 | |
| G-16 | 入札及び開札 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札、開札に関する誤り | 予定価格を電子入札システムへ送って入札し、そのまま開札する。 | 当該入札事務と関係のない職員の出立ちのみ、開札手続を行う。 | 地方自治法施行令第167条の8 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | | | |
| G-17 | 落札者の決定 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札、開札に関する誤り | 予定価格の範囲内で最低の価格（低入札者から順に提示された上から）を決定し、落札者として決定を通知する。 | 電子入札システムでは、入札額の低い事業者から順に提示された上から留意の上、開札結果を確認し、落札者の決定を通知する。 | 地方自治法第234条 財務規程第166条 | | | |
| G-18 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 最低制限価格に関する誤り | 最低制限価格を設定したが、電子入札システムへの入札を誤り、本来の落札者ではない事業者を落札者とし、決定を通知する。 | 最低制限価格を定められた際、電子入札システムで予定価格調書等を確認し、落札者の決定を通知する。 | 地方自治法施行令第167条の10 財務規程第166、169条 | | | |
| G-19 | 入札執行状況の公表 | | ②財務報告等の信頼性の確保 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 入札、開札に関する誤り | 電子入札案件において、電子入札システムへの登録処理を誤り、入札執行状況を公表していない。 | 開札結果公表登録画面にて「開札結果及び入札執行状況のみ公開する」を選択し、登録する。 | 要知照公報への掲載、掲示等による方法にインターネットを利用する方法を併用して入札公告が行われていることを確認する。 | 物品等電子調達システム 質疑応答集 問9-17 | H20.8月策定 R2.4月改訂 | |
| G-20 | 契約保証金納付の通知 | 契約保証金の受入 | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 契約保証金に関する誤り | 契約保証金の全部又は一部の納付を免除するにあたり、免除の要件に該当することを確認していない。 | 入札保証金を免除する際に徴収した過去の契約実績を示す書面等により、契約を履行しない恐れがないこと等を確認の上、免除を決定する。 | 財務規程第139条 | | | |
| G-21 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 契約保証金に関する誤り | 契約書に契約保証金の納付を規定しているのに、納付させていない。 | 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めたことを確認する。 | 財務規程第132、133条 | | | |
| G-22 | | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 一般競争入札 | 契約保証金に関する誤り | 工期を延長した工事契約において、契約履行保証期間の延長を請負事業者から確認できていなかったため、保証のない期間が生ずる。 | 契約保証金の納付に代わる担保が提供されたことを、請負事業者から保証事業者からの保証書を徴収する等により保証期間を確認する。 | 財務規程第134条 | | | |
| G-23 | 支出負担行為の決議 | | ③業務に關する法令等の遵守 | (1)、(2)、(4) | 支出負担行為 | 不調随意契約に関する誤り | 入札不調による随意契約において、予定価格を超過した金額で契約を締結する。 | 契約保証金及び履行保証を除くほか、最初に入札に付し、かつ定められた予定価格その他の条件の変更を行わない。 | 地方官企業法施行令第21条の14 | | | |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：H 契約（随意契約）

※網掛けのリスクは内部統制の対象リスク

| リスク No. | 業務フロー図 | | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
|---------|--------|---------------|---------------|---------------|------|--|---|---|-------------------|--------|---|
| | 収支等執行者 | 企業出納員 | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| H-1 | | 予算執行書（執行例）の作成 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 契約期間全体の執行予定額により判断して競争入札に付すべきことを随意契約とする。 | 長期継続契約においては、単年度ではなく契約期間全体の執行予定額が随意契約の可否を判断する範囲内であることにより判断する。 | 財務規程第176条 | - | - | - |
| H-2 | | 随意契約審査会の審査 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 単年度において、前年度実績額から判断すると競争入札に付すべきと判断し、執行予定額を過小に積算し随意契約とする。 | 執行予定額は前年度の調達実績や取引の実例価格等から積算した上で、契約方法を決定する。 | 財務規程第123.176条 | - | - | - |
| H-3 | | 見積りの依頼 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 2件の委託業務について、一括して競争入札に付すことを検討せずに、それぞれ少額であることを理由とし随意契約とする。 | 同様の調達案件については、一括して競争入札に付すことと競争性が高まることを期待できるか十分検討の上、発注方法を決定する。 | 財務規程第176条 | - | - | - |
| H-4 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 随意契約の可否を予定価格の額を超える契約について、随意契約理由の法令適合性を審査しないまま一者随意契約を行う。 | 随意契約審査会による審査により、随意契約とする理由が適正であることを確認する。 | 財務規程第176条 随意契約による場合の留意事項について（SS&T.7.15付）付50条 （地方公共団体等発注） | - | - | - |
| H-5 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 特例政令の適用される政府調達案件において、特例政令に定めのない理由により随意契約を行う。 | 随意契約の適用に大幅な制限が加えられているため、特例政令第11条に規定する随意契約要件に該当する調達案件であることを確認する。 | 財務規程第176条の2 物品購入については、主管理長又ははい長による契約状況の確認（毎月一者割別、四半期末及び年度一長者割、別名別）を行う。 | - | - | - |
| H-6 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 見積書の提出に不十分又は誤りのある見積書を取り戻す。 | 見積提出者名、見積日、見積金額、内訳など、見積書の内容を確認し、適正な見積書を受発する。 | 企業庁工事事務取扱要領 | H24年度 R5.10月改訂 | - | - |
| H-7 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 法人から見積書を徴収する場合において、代表取締役等から権限の委任を受けた者が提出した見積書を受発する。 | 見積提出者が見積書の委任を受けたことを委任状や入札参加資格者名簿で確認の上、見積書を受発する。 | 企業庁工事事務取扱要領 | H24年度 R5.10月改訂 | - | - |
| H-8 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 1件の価格が財務規則運用通知で定める基準額以上の契約について、理由なく2者以上から見積書を提出していない。 | 法令により価格の定めのあるとき、他に競争する業者がないとき、など一定の場合を除き、2者以上から見積書を受発する。 | 財務規程第176条の2 | - | - | - |
| H-9 | | 見積書の提出 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 複数項目の単価見積を提出し、総額で比較して契約する場合に、計算を誤り、最も安値でなかった者を契約の相手方とする。 | 各単価に調達予定数量を乗じて算出した金額の総和と比較し、最も有利な見積書を提出した者を契約の相手方とする。 | 地方自治法 第234条 | - | - | - |
| H-10 | | 契約相手方の決定 | ③業務に関わる法令等の遵守 | (1), (2), (4) | 随意契約 | 契約相手方の決定に関する誤り | | | | | |

全庁的リスク一覧（企業庁）

様式 3

業務区分：I 財産管理

※網掛けのリスクは全庁管理リスク

| リスク No. | 目的 | 分類 | リスク | リスクの内容 (具体例) | リスクの内容に対する対応策の整備状況 | | | | |
|---------|-----------------|---------------|-------------|-------------------------|---|--|--|--|---|
| | | | | | リスク対応策 | 法令・規程等 | 手引き・マニュアル等 | 策定・改訂日 | |
| I-1 | ③業務に関わる法令等の遵守 | ④資産の保全 | 契約・経理関係 | 行政財産使用料、行政財産・普通財産使用料の誤り | 使用料の細目表(告示)又は貸付料算定基準等にない、算出基礎額や増徴率に留意して算定金額を算出する。 | 告知書企業庁行政財産使用料規程 告知書企業庁における行政財産の使用に係る使用料の細目表 固定資産管理規程 第24条の2 | ①行政財産使用許可についての質疑応答 ②行政財産使用料(実費相当)の積算方法改正について(通知) ③固定資産管理規程運用通知(第24条の2貸付料関係)及び別紙「公有財産貸付料算定基準」 | 1)随時策定 2)H17.10.24 17金第11号 3)H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) | |
| I-2 | ①業務の効率的かつ効果的な遂行 | ④資産の保全 | 意思決定プロセスの無視 | 行政財産使用許可・貸付契約の手続きの誤り | 固定資産管理規程等に規定されている手続きを確認するとともに、県内各地域に於いて、目的外使用に該当するものがあれば、使用者に申請を行うよう促し、許可手続きを行う。 | 地方自治法 第238条の4、第238条の5 固定資産管理規程 第21条、第22条 | ①固定資産管理規程運用通知(第21条行政財産の使用許可関係、第26条貸付料の付付関係) ②行政財産使用許可についての質疑応答 | 1)H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) ②随時策定 | |
| I-3 | ④資産の保全 | 資産管理 | 不十分な資産管理 | 権者地について無断使用がなされている。 | 本庁については、毎事業年度少なくとも1回以上台帳と実地照合を行い、無断使用がないか確認する。実地照合の結果、正当な権限なく使用されている物件が発見した場合は速やかに手続きを行う。 | 固定資産管理規程 第17条 | 固定資産管理規程運用通知(第17条実地照合関係) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) | |
| I-4 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 固定資産の登録処理の誤り | 財務システム(固定資産)への登録誤りにより、財務諸表(貸借対照表)と固定資産一覧表が一致しない。 | 毎月、固定資産新規取得一覧を出力し新規登録資産の確認を行い、財務システム(固定資産)への登録誤りを発生し、修正する。 | 固定資産管理規程 第17条 | 固定資産管理規程運用通知(第17条実地照合関係 第3項別添「動的資産の管理方法について」) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) |
| I-5 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 固定資産の登録処理の誤り | 一式で管理している動的資産の内訳について、内訳が固定資産台帳の備考欄に記載されていない。 | 一式で管理している動的資産の構成要素が多数の場合は、固定資産台帳の備考欄に記載する。 | 固定資産管理規程 第17条 | 固定資産管理規程運用通知(第17条実地照合関係 第3項別添「動的資産の管理方法について」) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) |
| I-6 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 固定資産の除却処理の誤り | 財務システム(固定資産)で除却登録した際に振替伝票の作成を失念する。 | 除却原因番号一覧を出力し振替伝票の発行状況を確認するとともに、振替伝票の発行により伝票の発行漏れを防ぐ。 | 固定資産管理規程 第17条、第37条 | 固定資産管理規程運用通知(第37条廃止の手続関係「固定資産の除却に係る事務処理について」) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) |
| I-7 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 固定資産の取得時の伝票の誤り | 固定資産の取得時に作成する支払伝票の勘定科目を誤る。 | 毎月、固定資産新規取得一覧を出力し新規登録資産の確認を行うとともに、財務システム(固定資産)の勘定科目から支払伝票の勘定科目の誤りがないか確認する。 | 地方公共企業法 第30条 財務規程 第39条 | 固定資産管理規程運用通知(第17条実地照合関係 第3項別添「動的資産の管理方法について」) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) |
| I-8 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 固定資産の除却時の伝票の誤り | 固定資産の除却時に作成する振替伝票の勘定科目を誤る。 | 総勘定元帳の確認により振替伝票の勘定科目の誤りがないか確認する。 | 固定資産管理規程 第17条、第37条 | 固定資産管理規程運用通知(第37条廃止の手続関係「固定資産の除却に係る事務処理について」) | H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) |
| I-9 | ④資産の保全 | ②財務報告等の信頼性の確保 | 資産管理 | 備え付けべき図面の欠如 | 地籍測量図等により境界線の位置を示した図面が整備されていない。 | 各所属において図面を整備する。 | 固定資産管理規程 第17条 | ①固定資産管理規程運用通知(第17条実地照合関係) ②企業庁用地境界線設置要領 | 1)H21.3.27 20金第213号(R2.12.25最終改訂) 2)R25.11.2策定 R3.11.最終策定 |

そして、業務区分毎のリスクの個数は下表のとおりである。

| 業務区分 | 業務項目 | 全庁的リスク数 | 内、全庁管理リスク数 |
|------|-------------------|---------|------------|
| A | 収入(事前調定) | 16 | 6 |
| B | 収入(事後調定) | 11 | 3 |
| C | 支出(概算払及び精算払) | 31 | 12 |
| D | 支出(資金前渡及び歳入歳出外現金) | 19 | 1 |
| E | 物品(備品及び消耗品) | 15 | 5 |
| F | 物品(郵便切手類) | 9 | 2 |
| G | 契約(競争入札) | 23 | 7 |
| H | 契約(随意契約) | 10 | 3 |
| I | 財産管理 | 9 | 2 |
| | 合計 | 143 | 41 |

(全庁的リスク一覧(企業庁)の各業務区分ごとのリスクNo.を監査人がカウント)

カ 所属管理リスク

実施要領第5条に規定される所属管理リスクは、所属毎にリスク評価シートにて一覧化されている。

サンプルとして、企業庁の所属の内、A水道事務所のリスク評価シートを後掲するが、凡その他の所属のリスク評価シートも同様の構造となっている。

そして、各所属の所属管理リスク数は下表のとおりである。

| 所属名 | 全庁管理リスク数 | 個別管理リスク数 | 所属管理リスク数 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 総務課 | 38 | 3 | 41 |
| 経営管理課 | 35 | 1 | 36 |
| 水道計画課 | 22 | 0 | 22 |
| 水道事業課 | 23 | 3 | 26 |
| 企業誘致課 | 23 | 0 | 23 |
| 工務調整課 | 24 | 0 | 24 |
| 愛知用水水道事務所 | 41 | 1 | 42 |
| 尾張水道事務所 | 41 | 3 | 44 |
| 西三河水道事務所 | 41 | 0 | 41 |
| 東三河水道事務所 | 41 | 4 | 45 |
| 用地造成事務所 | 39 | 2 | 41 |
| 水質試験場 | 40 | 2 | 42 |

(出典:局別管理リスク一覧)

キ 内部統制評価

愛知県の内部統制の評価体制、評価項目、評価方法、評価基準について、「愛知県内部統制評価計画」（以下、評価計画という。）に定めている。評価計画は後掲のとおりであるが、概要として以下の事を定めている。

- ・ 全庁的な内部統制については、「全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目（28項目）」のそれぞれに対応する内部統制の整備状況の記録を行い、有効性の評価を行う。
- ・ 業務レベルの内部統制については、内部統制責任者である各所属長の自己評価を終えたリスク評価シートについて、制度所管課（会計局及び総務局財務部財産管理課）が実施した指導検査等の結果に基づきリスク発現の把握状況等を確認した上で、評価項目に基づき評価を行う。
- ・ 評価項目は、次の3項目とする。
 - ① リスク対応策の整備が適時に実施されたか。
 - ② リスク対応策の内容が適切であったか。
 - ③ 自己点検やその後の改善が適切に実施されたか。

愛知県内部統制評価計画

第1 評価体制

- 1 内部統制評価局として、人事局人事課監察室（職員の規律の保持及び事務処理の監察を所管）が、独立した評価を行う。
- 2 業務レベルの内部統制の評価にあたっては、制度所管課（会計局及び総務局財務部財産管理課）と連携して対応する。

第2 評価項目

- 1 全庁的な内部統制
別添「全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目（28項目）」とする。
- 2 業務レベルの内部統制
次の3項目とする。
 - ①リスク対応策の整備が適時に実施されたか。
 - ②リスク対応策の内容が適切であったか。
 - ③自己点検やその後の改善が適切に実施されたか。

第3 評価方法

- 1 全庁的な内部統制
評価項目（28項目）のそれぞれに対応する内部統制の整備状況の記録を行い、有効性の評価を行う。
- 2 業務レベルの内部統制
内部統制責任者（所属長）の自己評価を終えたリスク評価シートについて、制度所管課が実施した指導検査等の結果に基づきリスク発現の把握状況等を確認した上で、評価項目に基づき評価を行う。

第4 評価基準

次に該当する場合は、「内部統制の不備」とする。

1 内部統制の不備

(1) 整備上の不備

- ①内部統制が存在しないとき。
- ②規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないとき。
- ③規定されている方針及び手続が適切に適用されていないとき。

(2) 運用上の不備

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたとき。

2 内部統制の重大な不備

次に該当する場合は、「内部統制の重大な不備」とする。

(1) 整備上の不備

「内部統制の不備」のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの

(2) 運用上の不備

「内部統制の不備」のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの

第5 内部統制評価報告書の提出

評価結果に基づき作成する「内部統制評価報告書」は、毎年度6月末に監査委員へ提出し、監査委員の審査意見を付した上で、毎年度の9月県議会に提出する。

第6 その他

この計画に定めるもののほか、内部統制の評価の実施に関し必要な事項は、内部統制評価責任者である人事局長が別に定める。

第7 施行日

この計画は、令和3年2月12日から施行する。

この計画は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正)

(2) 監査結果

ア 全庁的な内部統制の評価

全庁的な内部統制の評価は、100～103 頁記載の 28 項目ごとに評価シートを作成して行っている。

そして、評価項目 1－1 及び 12－1 に係る 2025 年 3 月 31 日を評価基準日とする評価シートをサンプルで以下に示す。

全庁的な内部統制 評価項目別の内部統制の整備状況の記録及び評価結果

(評価項目)

| | | |
|------------|------|---|
| 基本的要素 | 統制環境 | |
| 評価の基本的な考え方 | 1 | 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 |
| 評価項目 | 1－1 | 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自ら指示、行動及び態度で示しているか。 |

(内部統制の整備状況の記録)

| | | |
|---|---------|--|
| 1 | 取組内容 | ◎愛知県内部統制基本方針 |
| | 所管課 | 総務局総務部総務課 |
| | 概要 | 本県における内部統制の基本的な考え方、目的等を明記した「愛知県内部統制基本方針」を知事名により定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2020 年 3 月 26 日 (制定) |
| 2 | 取組内容 | ◎愛知県職員倫理規程 |
| | 所管課 | 人事局人事課 |
| | 概要 | 職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的に、必要な事項を定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2023 年 3 月 31 日 (一部改正) |
| 3 | 取組内容 | ◎愛知県教育委員会事務局等職員倫理規程 |
| | 所管課 | 教育委員会事務局管理部総務課 |
| | 概要 | 職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的に、必要な事項を定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2023 年 3 月 31 日 (一部改正) |
| 4 | 取組内容 | ◎愛知県立学校職員倫理要綱 |
| | 所管課 | 教育委員会事務局管理部教職員課 |
| | 概要 | 職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の |
| | | |

| | | |
|---|---------|--|
| | | 疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的に、必要な事項を定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2023年3月31日（一部改正） |
| 5 | 取組内容 | ◎愛知県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程 |
| | 所管課 | 警察本部警務部警務課 |
| | 概要 | 職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の醸成に努め、職務倫理を保持しなければならないとしている。 |
| | 最終改正年月日 | 2009年10月7日（一部改正） |

(内部統制評価局による評価結果)

| | 評価結果 | 評価年月日 |
|-----|-------------|-----------|
| 整備上 | 不備及び重大な不備なし | 2025年3月1日 |
| 運用上 | 不備及び重大な不備なし | 2025年5月8日 |

全庁的な内部統制 評価項目別の内部統制の整備状況の記録及び評価結果

(評価項目)

| | | |
|------------|---------|--|
| 基本的要素 | ICTへの対応 | |
| 評価の基本的な考え方 | 12 | 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合は、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。 |
| 評価項目 | 12-1 | 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。 |

(内部統制の整備状況の記録)

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 取組内容 | ◎あいち行革プラン2020 |
| | 所管課 | 総務局総務部総務課 |
| | 概要 | 「あいち行革プラン2020」では、改革の視点として3つの“S”を設定しており、うち一つが「Smart～効率的な経営資源の活用～」で、ICT の活用等により、県が持つ限られた経営資源を、これまで以上にスマート（効率的・効果的）に投入し、生産性を向上させることとしている。 |
| | 最終改正年月日 | 2022年12月21日（後半期の取組策定） |
| 2 | 取組内容 | ◎行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 |
| | 所管課 | 総務局総務部情報政策課 |
| | 概要 | 申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2022年3月25日（制定） |
| 3 | 取組内容 | ◎あいちDX推進プラン2025～デジタルで生まれ変わる愛知～ |
| | 所管課 | 総務局総務部情報政策課 |
| | 概要 | ICT を取り巻く環境変化に伴う課題を踏まえ、本プランを策定し、プランに基づいて ICT・DX 関連施策に体系的に取り組むこととしている。プランにおいては、県行政の効率化・DX の推進、データの活用、県域 ICT 活用支援、デジタル人材育成といった4つの視点・柱を設定し、これに対応した6つの主要取組事項（先進的な ICT を取り入れた業務変革、ICT 環境のモバイル化、行政手続のデジタル化、官・民における積極的データ活用、県全体の情報化の推進、デジタル人材の育成）を実施することとしている。 |
| | 最終改正年月日 | 2023年12月20日（後半期の取組策定） |
| 4 | 取組内容 | ◎あいちの教育ビジョン2025 |
| | 所管課 | 教育委員会事務局教育部あいちの学び推進課 |
| | 概要 | 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育むた |

| | | |
|---|---------|--|
| | | めの取組の柱の一つを「情報活用能力の育成とICT活用教育の推進」とし、情報活用能力の育成、ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現、子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実を図る施策を展開することを示している。 |
| | 最終改正年月日 | 2021年2月（策定） |
| 5 | 取組内容 | ◎愛知県情報化推進規程 |
| | 所管課 | 総務局総務部情報政策課 |
| | 概要 | 行政の情報化の推進及びその安全対策に関し必要な事項を定めている。 |
| | 最終改正年月日 | 2019年3月29日（一部改正） |

（内部統制評価局による評価結果）

| | 評価結果 | 評価年月日 |
|-----|-------------|-----------|
| 整備上 | 不備及び重大な不備なし | 2025年3月1日 |
| 運用上 | 不備及び重大な不備なし | 2025年5月8日 |

他の評価項目に係る評価シートもサンプルで示した評価シートと同様な体裁となっており、

- ・ 評価項目の内容
- ・ 内部統制の整備状況の記録として評価項目の趣旨に対応する条例、マニュアル、実施要領等とそれらの概要
- ・ 内部統制評価局による評価結果として整備上、運用上の評価結果及び評価年月日を記載している。

（ア）運用上の評価年月日について

運用評価年月日は2025年5月8日となっている。2025年3月末基準での評価であれば、運用評価は2025年3月末までに行うものではないかと考え、これについて評価年月日が評価基準日後となった経緯を確認したところ、「2025年3月31日を評価基準日とし、同時点における有効性について、対象となる制度の運用状況の確認を行い、2025年5月8日に評価を行った。」とのことである。

（イ）評価手続について

整備評価に当たっては、各内部統制項目に対応した方針及び規程が整備されているか否かを確認し、不備の有無を評価している。

そして、運用評価に当たり採られている評価手続の内容及び不備なしとされたその根拠を確認したところ、「評価計画「第4 評価基準」のとおり、整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させていないかを評価する。」とのことである。

(ウ) 監査上の取扱い

上場会社が制度として行っている「財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度」(以下、J-SOX という。)では、決算日時点の内部統制の有効性を評価すべく、実務上、対象会計期間中の一定時点において、整備評価及び運用評価を行い、当該時点の評価結果を決算日時点まで延伸する。そして期中一定時点の評価手続にあたっては、担当者への質問及び関連書類の閲覧等を行い、その結果を記録として残すとともに、不備が発見された場合には、その重要性を評価する。そして、重要と判断された不備については期末日時点までの改善状況の評価することとなる。

一方、総務省が作成した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月(令和6年3月改定))」IV 内部統制評価報告書の作成、1 内部統制の評価にて「運用状況については、評価対象期間中に結果として発生した不適切な事項について評価を行うこととなるため、基本的に評価対象期間終了後に評価を実施することとなる」との記載がある。

地方公共団体の内部統制の運用評価にあたっては、不適切な事項の発生が契機となっており、不適切な事項の発生の有無に関わらず上場会社が自ら導入した内部統制の有効性を評価する J-SOX とはその建付けが異なっているとも考えられることから、愛知県が現状行っている全庁的內部統制の評価手続について異論は無い。

イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、まず、各所属において所属長が確認者となり自己評価を行っている。そして自己評価は「リスク管理の自己評価チェックリスト」(以下、チェックリストという。)に基づいて行われている。サンプルとしてA水道事務所の2024年度チェックリストを次頁に示す。

なお、他の所属についても同様式のチェックリストを用いている。そして、自己評価の結果としてリスク評価シートの最終確認の欄に確認日を記載することとしている。リスク評価シートについては前掲を参照。

【内部統制制度】リスク管理の自己評価チェックリスト（令和6年度）

| | |
|----------|------------|
| 確認日 | 2024年3月31日 |
| 所属名 | 水道事務所 |
| 確認者（所属長） | |

- 所属長は、本チェックリストを活用して、所属におけるリスク管理の自己評価を行ってください。
- チェックリスト記入後は、リスク評価シートと一緒に保存してください。
- チェックの結果、「未実施」については、リスク管理の評価の基準日（3月31日）までに対応してください。
- 内部統制連絡会議（令和6年10月29日開催）において、令和5年度の自己評価結果に基づく留意事項を伝達していますので、参考にしてください。

| 区分 | リスク評価シート番号 | 内容 | チェック | 備考 |
|-------------------------|------------|---|--|---|
| — | 1 | 所管する業務の内容と照らして、所属管理リスクが適切に設定されていることを確認しているか。 | 実施 <input checked="" type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | |
| 年度中のリスクの追加 (要領第6条関係) | 2 | 次のI～IVに該当するリスクがあった場合は、年度中であっても、所属管理リスクとして追加しているか。 I. 内部統制評価報告書における重大な不備 II. 監査委員監査及び包括外部監査における指摘事項 III. 制度所管課の検査等における指摘事項 IV. 年度中に発現が認知されたものうち、各所属において追加の必要性が認められたリスク | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> ・該当無 <input checked="" type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> ・該当無 <input checked="" type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> ・該当無 <input checked="" type="checkbox"/> | ・ I～IVのすべてが該当無の場合はチェック不要 |
| | 3 | リスクが発現した原因を特定するための分析は十分に実施しているか。 | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input checked="" type="checkbox"/> | ・ I～IVのいずれかが該当有の場合にチェック |
| | 4 | 再発防止のため、原因に応じた改善策を速やかに実施しているか。 (リスク評価シートには、改善策（研修の実施等）及びその実施日を記入する） | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | ・ I～IVのいずれかが該当有の場合にチェック |
| | 6 | 次のV～VIの場合において、リスクを発現させないために定められている規則・規程・マニュアル等における事務処理の手続等（リスク対応策）の確認を行っているか。 V. 所属管理リスクを追加したとき VI. 所属管理リスクの発現を認知したとき | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> ・該当無 <input checked="" type="checkbox"/> 該当有 <input checked="" type="checkbox"/> ・該当無 <input type="checkbox"/> | ・ V及びVIのいずれも該当無の場合はチェック不要 ・ 全庁的リスクについては、全庁的リスク一覧にリスク対応策の内容を記載しているか ・ リスク管理実施要領では、翌年度の所属管理リスク設定の際にも、リスク対応策を確認・整備することとなっています。年度未まで翌年度の所属管理リスクを設定する際も、適切にリスク対応策を確認・整備してください。 ・ 番号1及び6の確認の結果、リスク対応策に不足や不備が認められた場合にチェック（不足や不備がなければチェック不要） |
| リスク対応策の運用 (要領第8条関係) | 7 | リスク対応策に不足や不備が認められた所属管理リスクについて、関係する規則・規程・マニュアル等について改定等を行うことで、リスク対応策を整備しているか。 | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | |
| | 8 | 所属の職員に対して、内部統制制度に関するリーフレット（令和6年4月8日付け依頼）を活用するなど、所属管理リスクとリスク対応策を周知しているか。 | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | |
| リスク管理の自己評価 (要領第9条関係) | 9 | 所属における財務事務の執行体制や執行状況を踏まえ、必要に応じて、担当者への聞き取りや関係書類の閲覧（サンプリングの実施）により、リスク対応策の運用状況及びリスクの発現状況を確認しているか。 担当者への聞き取り 関係書類の閲覧 | — 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | ・ 所属長が決裁手続に関与しない場合や例年と異なる事務が発生する場合等、担当者への聞き取りや関係書類の閲覧を行う（全てのリスク・案件で行う必要はなく、サンプリングによる）ことで、所属長がリスク対応策の適切な運用を確認し、評価することが考えられます。 |
| | 10 | 所属管理リスクの発現状況について、漏れなくリスク評価シートに記載しているか。 | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | ・ リスクの発現がなかった場合は実施をチェック |
| | 11 | リスクが発現した原因を特定するための分析は十分に実施しているか。 | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | ・ リスクの発現を認知した場合にチェック |
| | 12 | 再発防止のため、原因に応じた改善策を速やかに実施しているか。 (リスク評価シートには、改善策（研修の実施等）及びその実施日を記入する） | 実施 <input type="checkbox"/> ・未実施 <input type="checkbox"/> | ・ リスクの発現を認知した場合にチェック |

(ア) 自己評価手続について

チェックリストには、リスク対応策の運用にあたり担当者への聞き取り及び関係書類の閲覧の実施の有無を問う項目があり、実施したとの回答を行っている。

そこで、出先機関へ往査した際、担当者への聞き取り及び関係書類の閲覧を行ったエビデンスとしてヒアリング議事録及び閲覧した書類のコピーなどを求めたところ、その様なエビデンスは残っていないとのことであった。そこで、内部統制運用評価の根拠として閲覧した文書等は残されていない経緯を確認したところ、「チェックリストにおいては、リスク対応策の運用に係るチェックとして、所属長が決裁手続に関与しない場合や例年と異なる事務が発生する場合等、担当者への聞き取りや関係書類の閲覧を行う（全てのリスク・案件で行う必要はなく、サンプリングによる）ことで、所属長がリスク対応策の適切な運用を確認し、評価することが考えられることから、所属における財務事務の執行体制や執行状況を踏まえ、必要に応じて、担当者への聞き取りや関係書類の閲覧により、リスク対応策の運用状況及びリスクの発現状況を確認することとしている。リスク管理の自己評価については、これらを参考として、内部統制責任者である所属長が適切に実施するものであり、どのような資料を保存するかについては、各所属において適切に判断する。」とのことであった。

つまり、愛知県の方針として、自己評価に当たり担当者へのヒアリング及び関係書類の閲覧は必要に応じて行うものであり、エビデンスの保存の要否、保存するエビデンスの種類の設定も各所属の判断に委ねることとしている。

また、上述のとおり地方公共団体の内部統制の運用評価に当たっては不適切な事項の発生が契機となっており、不適切な事項の発生の有無に関わらず上場会社が自ら導入した内部統制の有効性を評価する J-SOX とはその建付けが異なっているとも考えられることから、現状の各所属の行っている実務について否定若しくは改善すべきとまでは言えない。

ウ リスク対応策の記述内容について【意見】

各所属におけるリスク管理は、それぞれの所属の「リスク評価シート」に基づいて行われているところである。そして、当該「リスク評価シート」は、企業庁総務課にて作成される「全庁的リスク一覧」に基づいて作成されている。

今回の監査にて「全庁的リスク一覧」を閲覧したところ、リスク対応策の記述は、各業務区分にて想定される財務事務上のリスクを事前に防止若しくは適時に発見するための統制行為を記述すべきであるが、現状のリスク対応策の記述内容には「確認する」、「記載する」若しくは「行う」とされているものもあり、統制行為として具体性が乏しいのではないかと認められた。

そこで、各リスク対応策に期待される役割つまり、財務事務上の誤りなどのリスク発現の未然防止並びに適時な発見を実効性あるものにするためには、対

応策内容としては例えば次の要素（統制行為）が必要と考える。

- ・ 担当者と別の者によるダブルチェック
- ・ 異なる資料間の整合性確認
- ・ 上席者による承認

各所属の業務実態においては、上記要素は現状の実務に組み込まれていることから、実務で行われている統制行為を踏まえた記述にする必要がある。

10 契約・入札管理

(1) 概要

ア 企業庁に対する地方自治法及び地方公営企業法の適用について

(ア) 地方公営企業は、あくまでも当該地方公共団体の事務の一部である以上、地方公共団体の組織及び運営の基本法である地方自治法や、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用される。

しかし、地方自治法等の規定は、一般行政事務を規律することを目的として設けられていることから、地方公営企業の効率的・機動的な事業運営を行うことを目的として、地方公営企業の事業の実態に即した法規範である地方公営企業法が制定されており、地方公営企業法第6条に規定のとおり、同法は地方自治法等に対する特例として位置づけられることになる。

地方公営企業法

(地方自治法等の特例)

第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

(イ) 地方公営企業法は、地方自治法等に対する特例であると位置づけられていることに伴い、地方公営企業に対しては、地方自治法の一部適用除外がされており、具体的には、地方公営企業法第40条により、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、条例または議会の議決によることを要しないとされている。

地方公営企業法

(地方自治法の適用除外)

第40条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例は議会の議決によることを要しない。

(ウ) 地方公営企業法は、全ての地方公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の企業のみ適用される。法適用には、法律上当然に適用される場合「当然適用」と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合「任意適用」の2種類があり、また、適用される規定の範囲について、地方公営企業法の規定の全部を適用する場合「全部適用」と地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用する場合「財務適用」があるところ、「工業用水道事業」に

関しては、「当然適用」かつ「全部適用」の事業となる。

(エ) 以上より、本監査対象となる企業庁の「工業用水道事業」に対しては、地方自治法・同施行令・同施行規則（但し、地方公営企業法第 40 条により適用除外とされているものを除く）、地方公営企業法・同施行令・同施行規則の適用があることを前提として、法令適合性の監査を行う必要がある。

イ 企業庁に関する条例及び規程について

(ア) 愛知県公営企業の設置等に関する条例

愛知県では企業庁を地方公営企業として設置するため、愛知県公営企業の設置等に関する条例を定めており、同条例の第 1 条第 2 号において「工業用水道事業」を公営企業として設置する旨の定めがある。

愛知県公営企業の設置等に関する条例

(公営企業の設置)

第一条 県民生活の向上と産業の振興を図るため、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

二 工業用水道事業

(イ) 愛知県企業庁財務規程について

地方公営企業法第 10 条においては、管理者は法令、条例及び規則に反しない限りにおいて、業務に関する「管理規程」を制定できるものとされているところ、企業庁における「愛知県企業庁財務規程」がこれに相当し、これが企業庁での契約手続を含めた財務の通則的規程の位置づけとなる。

地方公営企業法

(企業管理規程)

第十条 管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

従って、本監査においては、企業庁が定める財務規程の定めに従った契約事務が履践されているかについても監査を行う必要がある。

ウ 地方公営企業の契約の方式

(ア) 地方公営企業の契約の方式については、地方自治法第 234 条第 1 項及び同第 2 項が適用され、一般競争入札に付することを原則としつつ、政令で定める場合に指名競争入札、随意契約またはせり売りによることができるとされている。

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(イ) 一般競争入札について

a 原則的な契約方式であること

一般競争入札は、特定の業者に限定せず、広く不特定多数の参加者を募集し、その中で最も有利な条件を提示した業者を選定した上で、その業者と契約を結ぶ方法であり、参加希望業者に対する機会均等性、公正性、経済性の原則を維持して実施することができる点に利点がある。

このため、総務省は一般競争入札の徹底を求めるため、平成 19 年 2 月 23 日付「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」を策定し、都道府県及び政令指定都市においては、1,000 万円以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとしている。

「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」

(1) 一般競争入札の対象の拡大について

都道府県及び指定都市においては、一定金額（1 千万円）以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとし、その実施に向けて、早急に取り組むものとする。

b 一般競争入札の参加資格について

地方自治法施行令第 167 条の 4 において、契約締結能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を受けない者、反社会的勢力該当者には参加資格が無いものとされている。その上で、地方自治法施行令第 165 条の 5 において、参加資格として、契約の種類や金額に応じた会社規模に基づく参加資格を制限することができるものとされている。

地方自治法施行令

第 167 条の 5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

さらに、地方自治法施行令第 165 条の 5 の 2 において、事業所の所在地や該当工事の経験や技術適正に関する必要な資格を定めることができるとされている。

地方自治法施行令

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

以上の地方自治法施行令に基づく一般競争入札の参加資格制限の規定を受けて、愛知県企業庁財務規程においては、一般競争入札の参加資格に制限を設けたときは、愛知県公報にて公示するものとされている。

愛知県企業庁財務規程

(入札参加者の資格の公示)

第 155 条 庁長は、自治令第 167 条の 5 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、愛知県公報に登載してこれを公示するものとする。

さらに企業庁では、不良不適格業者の参入を防止するため、入札参加資格要件を付した一般競争入札の実施手順として「愛知県企業庁建設工事一般競争入札実施要領」を定め、同要領の第 2 条において、対象となる工事は、原則として 1 件 5,000 万円以上の工事とされている。

愛知県企業庁建設工事一般競争入札実施要領

(対象工事)

第 2 条 対象となる建設工事は、原則として、1 件につき設計金額が 5 千万円以上の工事とする。ただし、設計金額が 1 千万円以上 5 千万円未満の建設工事についても抽出して試行する。

入札参加資格要件の審査については、事務手続期間の短縮や事務負担の軽減を目的とし、開札後に、最低価格の入札者から順に資格要件を審査し、適格者を落札者とする入札方式である「事後審査方式一般競争入札」を利用できるものとされており、企業庁ではこの実施手順として「愛知県企業庁建設工事事後審査方式一般競争入札実施要領」を定めているところ、同要領第 7 条により、指名審査会が落札候補者の参加資格を審査し、承認す

るものとされている。なお、指名審査会の組織については「愛知県企業庁指名審査会要綱」の定めによる。

愛知県企業庁建設工事事後審査方式一般競争入札実施要領

(指名審査会の承認)

第7条 指名審査会は、審査結果調書(様式第3-1及び3-2)により落札候補者が一般競争入札の参加資格を満たしていることを審査し、承認するものとする。

また、愛知県では「愛知県公共工事発注方針」を策定し、地元建設業者の育成、健全な発展を目的として、地元建設業者の受注機会を確保するため、一般競争入札では、地元建設業者のみ参加できる地域要件を設定するとされている。

愛知県公共工事発注方針

単体で発注する一般競争入札について、地元建設業者の入札参加が概ね20者以上見込める工事については、地元建設業者のみ参加できる地域要件(各建設事務所管内等)を設定します。

c 入札保証金について

一般競争入札により契約を締結しようとする際は、着実な競争者を得るためと、落札者が契約を締結すべき義務を履行することを担保することを目的として、地方自治法施行令第167条の7第1項の規定に従い、入札保証金を納めさせることを原則としている。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、自治体に帰属するものであり、民法第420条の損害賠償額の予定に相当するものと解釈されている。

地方自治法施行令

(一般競争入札の入札保証金)

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

また、地方公営企業法施行令第21条の14においては、入札保証金の率や金額については、管理規程で定めるとされており、企業庁では愛知県企業庁財務規程がこれに相当する。

地方公営企業法施行令

(入札保証金等)

第二十一条の十四 地方公営企業の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額は、管理規程で定める。

以上の地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に基づく入札保証金制度の規定を受けて、愛知県企業庁財務規程においては、入札保証金の額は、入札参加者の見積金額の100分の5以上の金額とされている。

愛知県企業庁 財務規程

(入札保証金)

第160条 政令第21条の14に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上の金額とする。

なお、入札保証金は、契約締結義務の履行を担保することを目的とするものであるから、入札参加者が、誠実かつ確実に契約締結を履行すると認められる場合には入札保証金を免除できるものとしており、愛知県企業庁財務規程第161条において免除制度を定めている。

愛知県企業庁財務規程

(入札保証金の納付の免除)

第161条 契約担当者は、契約の締結に当たり一般競争入札の方法によろうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が自治令第167条の5の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

d 予定価格について

予定価格とは、適正価格を設定することを目的として、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格のことであり、地方自治法第234条第3項においては、収入を目的とする契約においてはその下限額が予定価格であり、支出を目的とする契約においてはその上限額を画する基準であるとされている。

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

愛知県企業庁財務規程第 164 条においては、契約担当者は仕様書・設計書によって入札の予定価格を作成しなければならないものとされている。

愛知県企業庁財務規程

(予定価格の作成)

第 164 条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、企業庁長が別に定める契約においては、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

なお、予定価格の決定方法については、愛知県企業庁財務規程第 165 条は、契約総額に対して設定されることを原則とするが、一定期間継続する契約においては単価によって予定価格を定めることも可能とされている。

愛知県企業庁財務規程

(予定価格の決定方法)

第 165 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短を考慮して適正に定めなければならない。

また、予定価格の決定に関しては、愛知県公契約条例第 6 条において、取引の実例価格等を考慮して適切に定めるものとされている。

愛知県公契約条例

(予定価格の適正な決定)

第6条 知事その他の公契約を締結する権限を有する者（以下「知事等」という。）は、予定価格を定めるときは、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、取引の実例価格等を考慮して適正に定めるものとする。

ここで、予定価格の公表時期について法令や条例上の定めはないところ、愛知県企業庁管理部総務課契約グループによる平成24年4月1日付「予定価格の事前公表について」に基づき事前公表制度が継続的に運用されている状況である。

予定価格の事前公表について

平成24年4月1日

競争入札に付する全ての建設工事について、予定価格の事前公表を行っていますが、これまで特に適正な競争を阻害するような弊害は生じていないため、次の理由から公表を継続します。なお、今後弊害が生ずるようなことがあれば、公表を見直すことがあります。

ア 透明性及び客観性の確保に資すること。

イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること。

ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること。

担当 愛知県企業庁管理部総務課 契約グループ

e 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度とは、公共事業の入札において、不当に安い価格での落札(ダンピング)による工事の品質低下を防止することを目的として、あらかじめ定められた「調査基準価格」を下回る価格で入札した事業者を対象に、入札価格での適切な履行が可能かどうかの調査を行う制度であり、根拠法令は地方自治法施行令第167条の10第1項である。

地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその

者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

これを受けて、企業庁では「愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領」を定めており、同要領第2条1項では、最低制限価格を適用する工事及び建設コンサルタント等業務を除いた、競争入札に適用するものとされている。

愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領

(対象)

第2条 工事及び建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務を除く競争入札に適用する。

なお、資材製作については、資材の品質について調査の必要がない場合は、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用しないものとする。

愛知県公契約条例第7条においては、低入札価格調査制度について、適切に活用し、公契約に基づくサービスの品質確保を図ることを求めている。

愛知県公契約条例

(低入札価格調査制度等の活用)

第7条 知事等は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するものとする。

f 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、公共事業の入札において、不当に安い価格での落札（ダンピング）による工事の品質低下を防止することを目的として、あらかじめ設定された一定の価格を下回る入札価格を失格とする制度であり、根拠法令は地方自治法施行令第167条の10第2項である。

地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 167 条の 10

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定を受けて、企業庁ではその財務規程の第 166 条において、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の 10 分の 9.2~10 分の 7.5 までの範囲内で定めるものとされている。

愛知県企業庁財務規程

(最低制限価格の作成)

第 166 条 契約担当者は、自治令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において定めなければならない。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第 164 条に規定する予定価格に併せて記載し、又は記録しなければならない。

企業庁では、最低制限価格を設ける対象等を定めた「愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領」を定めており、同要領第 2 条 2 項及び同 3 項では、予定価額が一定額未満（工事契約では予定価格が 2 億円未満）の工事及び建設コンサルタント等業務の競争入札に適用するものとされている。

愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領

(対象)

第 2 条

- 2 工事における最低制限価格制度は予定価格が 2 億円未満の競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。
- 3 建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度は予定価格が 1 千 5 百万円未満の競争入札に試行するものとする。なお、試行対象業務は別表第 4 に掲げ

るものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除くものとする。

愛知県公契約条例第7条においては、最低制限価格制度について、適切に活用し、公契約に基づくサービスの品質確保を図ることを求めている。

愛知県公契約条例

(低入札価格調査制度等の活用)

第7条 知事等は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するものとする。

g 総合評価落札方式競争入札について

総合評価落札方式入札については、公共工事の品質について、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮して、価格及び品質が総合的に優れた契約を締結することを目的として、入札価格に加え、工事の質などの技術提案が評価対象になる入札方式であり、地方自治法施行令第167条の10の2に基づくものである。

地方自治法施行令

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」

という。)を定めなければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第3条2項に定められた基本理念として、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約による公共工事の品質確保が必要とされ、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されていることから（平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日閣議決定）、「総合評価落札方式」の積極的な活用が、地方自治体にも求められている。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

（基本理念）

第三条

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

以上の地方自治法施行令第167条の10の2に基づく「総合評価一般競争入札」について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条2項の基本理念に基づき積極的に実施するため、企業庁においては、「愛知県企業

庁財務規程第 158 条 2 項において入札時の公告事項について規定した上で、愛知県企業庁総合評価落札方式競争入札施行要領」を定め、同要領第 2 条において対象工事は原則として、設計金額が 5,000 万円以上の工事としている。

また、総合評価落札方式の手順を周知するために、「愛知県企業庁発注工事における総合評価落札方式のガイドライン（令和 7 年 4 月）」を定めた上で公表している。

愛知県企業庁総合評価落札方式競争入札施行要領

（対象工事）

第 2 条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事の中から原則として、設計金額が 5 千万円以上の工事とする。ただし、設計金額が 1 千万円以上 5 千万円未満の建設工事についても、抽出して試行する。また、企業庁長が必要と認めたときは建設工事以外であっても、対象とすることができる。

ここで、総合評価落札方式を実施するにあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に従い、学識経験者の意見を聴く必要があるところ、企業庁では「愛知県企業庁総合評価審査委員会設置要領」を定め、同要領第 2 条において委員会の組織を以下のように定めている。

愛知県企業庁総合評価審査委員会設置要領

（委員会の組織）

第 2 条 委員会は、委員長、学識委員及び行政委員をもって組織する。

2 委員長は、技術監とする。

3 学識委員は、次の各号に該当する者から企業庁長が委嘱する。

- 一 （独）水資源機構中部支社職員
- 二 （公財）愛知県都市整備協会職員
- 三 （公財）愛知水と緑の公社職員
- 四 国土交通省中部地方整備局職員

4 行政委員は次のとおりとする。

- 一 総務課長
- 二 水道事業課長
- 三 工務調整課長

（ウ）指名競争入札について

a 一般競争入札に対する例外的な契約方式であること

指名競争入札とは、公共事業の発注者が、資力や信用度など一定の基準

を満たす特定の企業（事業者）を事前に指名し、その指名された企業同士で競争させて契約者を決める入札方式であり、地方自治法施行令第 167 条の条件を満たす場合にのみ実施できる契約方法である。

地方自治法施行令

（指名競争入札）

第 167 条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札については、契約相手の履行能力が担保されるというメリットがある反面、談合が生じやすい契約方法であることから、2006 年には全国知事会の申し合わせ事項として 1,000 万円以上の契約は指名競争によらないものとし、平成 19 年 2 月 23 日付「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」を公表し、都道府県及び政令指定都市においては、1,000 万円以上の契約については、指名競争入札では無く、原則として一般競争入札によるものとしている。

「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」

（1）一般競争入札の対象の拡大について

- 都道府県及び指定都市においては、一定金額（1 千万円）以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとし、その実施に向けて、早急に取り組むものとする。

b 指名競争入札の参加資格について

指名競争入札の参加資格については、地方自治法施行令 167 条の 11 第 2 項の規定により参加資格を定めなければならないとされ、企業庁ではこれに基づき、愛知県企業庁財務規程第 172 条において、指名競争入札の参加者を定め、公示するものと定められている。

地方自治法施行令

(指名競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 11 第百六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

愛知県企業庁財務規程

(入札参加者の資格及び公示)

第 172 条 庁長は、自治令第 167 条の 11 第 2 項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を別に定め、愛知県公報に登載してこれを公示するものとする。

c 指名競争入札の入札者の指名について

愛知県企業庁財務規程第 173 条においては、指名競争入札を実施するにあたっては、なるべく 5 人以上の入札者を指名した上で、公告事項を通知するものと定めている。

愛知県企業庁財務規程

(入札者の指名)

第 173 条 契約担当者は、なるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第 158 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 9 号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

企業庁では、指名競争入札の入札者の指名が恣意的に行われることを防止するために、入札者を選定するために指名審査会を置くものとし、その実施について「愛知県企業庁指名審査会要綱」が定められており、選考基準については「愛知県企業庁工事請負業者選定要領」が定められている。

また、愛知県では「愛知県公共工事発注方針」を策定し、地元建設業者の育成、健全な発展を目的として、地元建設業者の受注機会を確保するため、指名競争入札では、専門的工事を除き、原則として地元業者を指名するものとされている。

愛知県公共工事発注方針

- 指名競争入札では、専門的な工事など地元建設業者では施工できない工事を除き、原則として地元建設業者を指名します。

d 入札保証金について

指名競争入札における入札保証金制度については、愛知県企業庁財務規程第 175 条により、一般競争入札における入札保証金制度に関する財務規程第 160 条を準用しており、制度としては一般競争入札と同様である。

なお、愛知県企業庁財務規程第 174 条では、指名競争入札での入札保証金の納付免除について以下のとおり定めている。

愛知県企業庁財務規程

(入札保証金の納付の免除)

第 174 条 契約担当者は、契約の締結に当たり指名競争入札の方法によろうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が自治令第 167 条の 11 の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

e 予定価格、最低制限価格等について

愛知県財務規程第 175 条は、指名競争入札における予定価格、最低制限価格に関して、一般競争入札における予定価格に関する愛知県財務規程第 164 条及び 165 条、最低制限価格に関する第 166 条を準用しており、制度としては一般競争入札と同様である。

(エ) 随意契約について

a 随意契約の法定要件について

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいうところ、地方自治法施行令第 167 条の 2 にその要件の定めがある。

予定価格が少額であることを要件とする「少額随意契約」については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号に定めがあり、その別表五では都道府県における工事請負契約は予定価格が 400 万円を超えないものとされている（2025 年 4 月 1 日に施行された地方自治法施行令の改正により、少額随意契約の基準額が 400 万円に引き上げられていることに注意。監査対象

となる 2024 年度の都道府県の工事契約は予定価格が 250 万円を超えない
ものが少額随意契約の要件である。)

地方自治法施行令

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約による
ことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予
定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下
欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えない
ものをするとき。

別表第五

- 一 工事又は製造の請負

都道府県及び指定都市 四百万円

また、地方自治法の特則である地方公営企業法においては、地方公営企
業における少額随意契約の範囲を定めており、地方公営企業法施行令第 21
条の 13 第 1 号と別表第一においては、以下の金額の範囲内とされている。

地方公営企業法施行令

(随意契約)

第二十一条の十三 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予
定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表
の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをする
とき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、
加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又
は目的が競争入札に適しないものをするとき。

別表第一

- 一 工事又は製造の請負

都道府県及び指定都市 四、〇〇〇千円

以上の法令の規定を受けて、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 号
に定める「管理規程」に相当する愛知県企業庁財務規程（2025 年 4 月 1 日
改正前）の第 176 条においては、少額随意契約にできる予定価格の額につ

いて以下のとおりの制限を設けている。

愛知県企業庁財務規程

(随意契約のできる予定価格の額)

第 176 条 政令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

さらに企業庁では、随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であり、その範囲は地方公営企業法施行令で定める場合に該当するときに限られていることから、その適用に慎重を期するために「随意契約による場合の留意事項」(令和 6 年 10 月 1 日一部改定)を定め、政令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号及び 6 号の規定により随意契約できるものを例示している。

b 予定価格

随意契約における「予定価格」の設定については、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号及び愛知県企業庁財務規程第 176 条の定めに基づく「随意契約のできる予定価格の額」に該当するかどうかを判断する指標となるものである。

また、随意契約の相手方の選定にあたっては、見積書の提出を求めた上で、予め作成された予定価格の見積書を対照することによって、見積書の価格が適当であるかを検討する必要がある。

このため、随意契約にあたっては、予定価格の作成は必要であるところ、愛知県企業庁財務規程においては、予定価格の作成を定めた愛知県財務規程第 164 条は一般競争入札及び指名競争入札のみを前提とした規定であるため、随意契約に先立ち予定価格の作成を定めた規定はない。

なお、「愛知県企業庁工事事務取扱要領」第 11 条 1 項では、随意契約に関して、予定価格調書の作成を省略することができる旨の定めがある。

愛知県企業庁工事事務取扱要領

(予定価格調書の作成)

第 11 条 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ総額で定めるものとする。なお、予定価格調書(様式第 9)は、案件ごとに作成し、「入札書比較価格(予

定価格の 110 分の 100 の価格)」を予定価格に併記するものとする。基準価格又は最低制限価格を設ける場合についても同様に取り扱うものとする。ただし、随意契約による場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

c 見積者の選定

随意契約の見積者の選定については、「愛知県企業庁指名審査会要綱」の第 2 条により、審査会が見積者の選定を行うものとされているが、工事請負契約であれば予定価格 250 万円の範囲内の工事は別表 1（2025 年 4 月 1 日改正前）により除外されている。また、見積者の選定については「愛知県企業庁工事請負業者選定要領」にて定められている。

愛知県企業庁指名審査会要綱

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項の審査等を行う。

(5) 随意契約の見積者の選定（別表 1 に該当する場合は除く。）に関すること。

別表 1

指名審査会の審査対象としない随意契約

- 1 予定価格が愛知県企業庁財務規程第 176 条各号に規定する額以下のとき
 - (1) 工事又は製造の請負 250 万円
 - (2) 財産の買入れ 160 万円
 - (3) 物件の借入れ 80 万円
 - (4) 財産の売払い 50 万円
 - (5) 物件の貸付け 30 万円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円
- 2 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号に該当する場合
- 3 災害により緊急の必要がある場合
- 4 随意契約による場合の留意事項について（昭和 56 年 7 月 15 日付 56 企総第 64 号）2（1）に規定する見積書の徴取を省略できる場合

d 見積書の徴取

随意契約に先立っては、随意契約における価格の適正を担保するために、複数の同業者から見積書を徴取して、予定価格と対照して精査することが望ましいところ、愛知県企業庁財務規程においては、なるべく 2 名以上からの見積書の徴取を求めている。

愛知県企業庁財務規程

(見積書の徴取)

第 176 条の 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。

オ 公契約条例に基づく措置の履践について

(ア) 公契約の相手方の社会的価値を実現する取組の勘案

愛知県公契約条例第 8 条において、公契約の相手方において、環境配慮、障がい者の雇用促進、男女共同参画等への取り組み状況を勘案するものとなっている。

愛知県公契約条例

(事業者の社会的な価値の実現に資する取組の勘案)

第 8 条 知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

- 一 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- 二 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- 三 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- 四 仕事と生活の調和を図るための取組を行っていること。
- 五 その他社会的な価値の実現に資する取組を行っていること。

(イ) 公契約の相手方の労務環境調査

愛知県公契約条例第 9 条においては、公契約の相手方において、適正な労働条件の確保や労働環境の整備が図られていることを確認する措置をとるものとされており、対象は、「予定価格 6 億円以上の工事請負契約」「予定価格 1,000 万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約」とされている。

愛知県公契約条例

(労働環境の整備が図られていることを確認するための措置)

第 9 条 知事等は、規則又は企業管理規程で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。

カ 契約書と契約約款について

(ア) 契約書の作成と様式

愛知県企業庁財務規程第 129 条においては、契約の相手方が決定したときは遅滞なく契約書を作成しなければならないとされている。

愛知県企業庁財務規程

(契約書の作成)

第 129 条 庁長（出先機関等にあつては、その委任を受けた長。以下本章において「契約担当者」という。）は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

また、企業庁においては「愛知県企業庁工事事務取扱要領」を定めており、同要領の第 14 条において、契約締結にあたって利用する契約書様式（様式第 13-1 又は 13-2）が定められている。

愛知県企業庁工事事務取扱要領

(契約の締結)

第 14 条 契約は、愛知県企業庁財務規程第 35 条の規定により定める支出負担行為決議書により決議した後速やかに契約書（様式第 13-1 又は 13-2）又は請書（様式第 14）により締結するものとする。

(イ) 契約約款

- a 企業庁の契約締結にあたって、契約書に添付する契約約款としては以下の 3 種類が予め用意されている。
 - (a) 愛知県企業庁公共工事請負契約約款(R6.12.13)
 - (b) 愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款(R7.4.1)
 - (c) 愛知県企業庁物件製作納入等契約約款(R6.10.1)
- b また、愛知県企業庁財務規程の第 130 条においては契約書の記載事項が定められている。

愛知県企業庁財務規程

(契約書の記載事項)

第 130 条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

- (3) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (4) 権利義務の譲渡等の禁止
- (5) 危険負担
- (6) 監督及び検査
- (7) その他必要な事項

c 愛知県企業庁財務規程においては、契約内容に関連する以下の規定がされているところであるから、契約書約款は当該財務規程と整合する内容であることが求められる。

第 136 条（履行遅延による違約金）

第 137 条（債務不履行による損害賠償）

第 138 条（履行期限の延長）

第 139 条（下請負の制限）

第 140 条（契約内容の変更）

第 141 条（契約の解除）

第 142 条（契約解除による精算）

第 143 条（危険負担）

(ウ) 契約書作成の省略

愛知県企業庁財務規程の第 131 条では契約書作成を省略できる要件が定められているところ、契約書作成を省略した場合でも請書兼請求書等の書類によらなければならないとされている。

愛知県企業庁財務規程

（契約書の省略）

第 131 条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第 129 条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約の金額が 100 万円を超えないとき。

(2) せり売りに付すとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

(4) 随意契約で庁長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、庁長が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書兼請求書若しくは請書又はこれら類する書類によらなければならない。

(2) 監査手続

検証に当たっては、工事契約及び委託契約の内容、業者選定手続、予定価格または予算金額と契約額とを比較し、予算等の範囲内であったかどうか等の検証をして、契約締結のための決裁が適切であったかどうかを関連資料の閲覧、質問等により確認した。具体的には以下のとおりである。

ア 契約の方式決定及び相手方の選定について、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選定が適法かつ妥当であるかを、予定価格調書、指名理由調書等、入札関係書類を閲覧、担当者等に質問等をした。

イ 契約の方式決定及び相手方の選定について、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを、審査関係書類等を閲覧、担当者等に質問等をした。

ウ 契約の締結について、契約書が適時・適正に作成され、工事完成の時期、契約の履行期限が守られているかを、施工計画書、工程表、完成報告書、完了検査合格通知書等を閲覧、担当者等に質問等をした。

エ 契約の履行について、契約代金及び前払金の支払いが適切かを、建設工事請負契約書、工事台帳、代金支払請求書、支払伝票等を閲覧した。

なお、監査時点における、愛知県企業庁契約に係る規程等の施行日は下記のとおりである。

| 規程等名称 | 施行日等 |
|----------------------------|-------------|
| 地方公営企業法 | 2025年 6月1日 |
| 地方公営企業法施行令 | 2025年 10月1日 |
| 地方自治法 | 2025年 6月1日 |
| 地方自治法施行令 | 2025年 6月1日 |
| 愛知県公契約条例 | 2016年 4月1日 |
| 愛知県企業庁財務規程 | 2025年 4月1日 |
| 愛知県企業庁工事事務取扱要領 | 2025年 4月1日 |
| 愛知県企業庁建設工事一般競争入札実施要領 | 2020年 4月1日 |
| 愛知県建設工事入札者心得書 | 2023年 10月1日 |
| 愛知県企業庁建設工事事後審査方式一般競争入札実施要領 | 2025年 4月1日 |
| 愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領 | 2024年 6月1日 |
| 愛知県企業庁総合評価落札方式競争入札施行要領 | 2024年 4月1日 |
| 愛知県企業庁指名審査会要綱 | 2024年 10月1日 |
| 愛知県企業庁公募型プロポーザル方式実施要領 | 2022年 4月1日 |
| 愛知県企業庁簡易公募型プロポーザル方式実施要領 | 2022年 4月1日 |
| 随意契約による場合の留意事項について | 2024年 10月1日 |
| 工事前払金取扱細則 | 2024年 10月1日 |

| | |
|------------------------------|-------------|
| 部分払取扱細則 | 2020年 4月1日 |
| 愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領 | 2025年 4月1日 |
| 愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領 | 2023年 10月1日 |

(3) 契約（抽出案件）

ア 工事契約

2024年度に契約履行している工事契約のうち、下記の10件について契約書及び関係書類を閲覧し、会計処理の妥当性や業者選定方法等を検証した。

| 参照番号 | 執行機関 | 契約名 | 契約業者 | 契約期間 | 請負金額 (千円) | 業者選定方法 |
|-------|------|--------------------------|-----------------------|------------------------------|--------------|--------|
| No. 1 | 本庁 | 豊橋臨海第3幹線第5工区配水管布設工事 | 青山・富田・菅原経常建設共同企業体 | 2023.1.19 ～ 2025.5.16 | 598,587 | 一般競争 |
| No. 2 | 本庁 | 第2衣浦幹線第1工区（その1）配水管布設工事 | 徳倉・石橋・木村特定建設工事共同企業体 | 2023.12.14 ～ 2027.2.26 | 2,120,954 | 一般競争 |
| No. 3 | 本庁 | 第2衣浦幹線第3工区（その1-1）配水管布設工事 | 近藤・関特定建設工事共同企業体 | 2024.2.6 ～ 2025.6.30 | 822,800 | 一般競争 |
| No. 4 | 本庁 | 東三河水道事務所外庁舎築造工事 | 神野・豊橋・新和技建特定建設工事共同企業体 | 2024.4.26 ～ 2025.10.31 | 1,759,989 | 一般競争 |
| No. 5 | 愛知用水 | 知多浄水場第1導水管（A13）外弁室更新工事 | 合資会社石亮組 | 2023.11.14 ～ 2024.6.28 | 4,721 | 指名競争 |
| No. 6 | 愛知用水 | 愛知用水水道事務所工水量水器（その2）更新工事 | 愛知時計電機株式会社名古屋支店 | 2024.6.28 ～ 2024.11.29 | 2,420 | 随意契約 |
| No. 7 | 本庁 | 蒲郡浄水場（工水）沈澱池傾斜板設備更新工事 | 水道機工株式会社名古屋支店 | 2023.9.28 ～ 2025.2.28 | 368,764 | 一般競争 |

| | | | | | | |
|--------|-----|------------------------|-----------------|------------------------------|---------|------|
| No. 8 | 西三河 | 安城浄水場沈澱池設備（電気）更新工事 | 株式会社荏原電産 中部支店 | 2022.12.28 ～ 2026.2.27 | 126,500 | 一般競争 |
| No. 9 | 西三河 | 西三河水道事務所工水量水器更新（その2）工事 | 愛知時計電機株式会社名古屋支店 | 2024.6.8 ～ 2025.2.28 | 11,330 | 随意契約 |
| No. 10 | 尾張 | 松竹支線第1分岐線配水管移設工事 | 株式会社林本建設 | 2024.11.29 ～ 2025.3.14 | 6,877 | 指名競争 |

【No. 1】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 豊橋臨海第3幹線第5工区配水管布設工事 |
| 契約業者（所在地） | 青山・富田・菅原経常建設共同企業体 |
| 契約期間 | 2023年1月19日～2025年5月16日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 569,800,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 598,587,000円 |
| 予定価格（消費税込） | 589,523,000円 |
| 基準価格（消費税込） | 541,959,000円 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 2者 |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 2】

| | |
|-----------|------------------------|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 第2衣浦幹線第1工区（その1）配水管布設工事 |
| 契約業者（所在地） | 徳倉・石橋・木村特定建設工事共同企業体 |
| 契約期間 | 2023年12月14日～2027年2月26日 |

| | |
|-------------------|--|
| 契約金額（当初・消費税込） | 1,975,600,000 円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 2,120,954,000 円 |
| 予定価格（消費税込） | 2,053,480,000 円 |
| 基準価格（消費税込） | 1,889,195,000 円 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 1 者 |
| 履行の実績確認方法 | 出来形検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第 46 条（暴力団等排除に係る解除） 第 47 条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 3】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 第 2 衣浦幹線第 3 工区（その 1 - 1）配水管布設工事 |
| 契約業者（所在地） | 近藤・関特定建設工事共同企業体 |
| 契約期間 | 2024 年 2 月 6 日～2025 年 6 月 30 日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 845,900,000 円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 822,800,000 円 |
| 予定価格（消費税込） | 890,791,000 円 |
| 基準価格（消費税込） | 816,827,000 円 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 1 者 |
| 履行の実績確認方法 | 出来形検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第 46 条（暴力団等排除に係る解除） 第 47 条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 4】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 東三河水道事務所外庁舎築造工事 |
| 契約業者（所在地） | 神野・豊橋・新和技建特定建設工事共同企業体 |
| 契約期間 | 2024年4月26日～2025年10月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 1,758,900,000円 |
| 契約金額(変更後・消費税込) | 1,759,989,000円 |
| 予定価格（消費税込） | 1,765,500,000円 |
| 基準価格（消費税込） | 1,624,260,000円 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 1者 |
| 履行の実績確認方法 | 出来形検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 5】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 愛知用水水道事務所 |
| 契約名 | 知多浄水場第1導水管（A13）外弁室更新工事 |
| 契約業者（所在地） | 合資会社石亮組 |
| 契約期間 | 2023年11月14日～2024年6月28日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 4,752,000円 |
| 契約金額(変更後・消費税込) | 4,721,200円 |
| 予定価格（消費税込） | 4,831,200円 |
| 基準価格（消費税込） | 4,312,000円 |
| 入札方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 10者 |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 6】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 愛知用水水道事務所 |
| 契約名 | 愛知用水水道事務所工水量水器（その2）更新工事 |
| 契約業者（所在地） | 愛知時計電機株式会社名古屋支店 |
| 契約期間 | 2024年6月28日～2024年11月29日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 2,420,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 2,536,600円 |
| 基準価格（消費税込） | — |
| 入札方法 | 随意契約 |
| 応札者数 | — |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 7】

| | |
|----------------|-----------------------|
| 執行機関 | 東三河水道事務所 |
| 契約名 | 蒲郡浄水場（工水）沈澱池傾斜板設備更新工事 |
| 契約業者（所在地） | 水道機工株式会社 名古屋支店 |
| 契約期間 | 2023年9月28日～2025年2月28日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 368,500,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 368,764,000円 |
| 予定価格（消費税込） | 434,654,000円 |
| 基準価格（消費税込） | 392,821,000円 |
| 入札方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 2者 |

| | |
|-------------------|--|
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 8】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 西三河水道事務所 |
| 契約名 | 安城浄水場沈澱池設備（電気）更新工事 |
| 契約業者（所在地） | 株式会社荏原電産 中部支店 |
| 契約期間 | 2022年12月28日～2026年2月27日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 126,500,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 138,732,000円 |
| 基準価格（消費税込） | 125,378,000円 |
| 入札方法 | 事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式） |
| 応札者数 | 2者（4者のうち1者不着、1者辞退） |
| 履行の実績確認方法 | 出来形検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第46条（暴力団等排除に係る解除） 第47条（談合その他不正行為に係る解除） |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No. 9】

| | |
|---------------|------------------------|
| 執行機関 | 西三河水道事務所 |
| 契約名 | 西三河水道事務所工水量水器更新（その2）工事 |
| 契約業者（所在地） | 愛知時計電機株式会社名古屋支店 |
| 契約期間 | 2024年6月8日～2025年2月28日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 11,330,000円 |

| | |
|-------------------|--|
| 契約金額(変更後・消費税込) | — |
| 予定価格(消費税込) | 11,484,000 円 |
| 基準価格(消費税込) | — |
| 入札方法 | 随意契約 |
| 応札者数 | — |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第 46 条(暴力団等排除に係る解除) 第 47 条(談合その他不正行為に係る解除) |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

【No.10】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 尾張水道事務所 |
| 契約名 | 松竹支線第1分岐線配水管移設工事 |
| 契約業者(所在地) | 株式会社林本建設 |
| 契約期間 | 2024年11月29日～2025年3月14日 |
| 契約金額(当初・消費税込) | 6,754,000 円 |
| 契約金額(変更後・消費税込) | 6,877,200 円 |
| 予定価格(消費税込) | 7,115,900 円 |
| 最低制限価格(消費税込) | 6,325,000 円 |
| 入札方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 9 者 |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 愛知県企業庁公共工事請負契約約款に明記 第 46 条(暴力団等排除に係る解除) 第 47 条(談合その他不正行為に係る解除) |

監査手続に記載のとおり、工事契約に係る計上金額及び計上時期の妥当性、業者選定方法の妥当性、履行の実績確認状況等を検証するため、契約書、稟議書類、履行確認書類、入札関係書類等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。その結果、特段の問題は検出されなかった。

イ 委託契約

令和6年度決算報告書の愛知県工業用水道事業収益費用明細書に計上されている委託料合計額（915,441千円）のうち、2024年度に契約履行している下記の15件（委託費12件、調査費3件）について、業者選定方法等を検証した。

| 参照番号 | 執行機関 | 契約名 | 契約業者 | 契約期間 | 2024年度執行額 (税込) (千円) | 業者選定方法 |
|-------|-------------------|---|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------|
| No. 1 | 本庁 | 犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及 び常用発電等施設 整備・運営事業 | 尾 張 ウ ォ ー タ ー & エ ナ ジ ー(株) | 2014.12.25 ～ 2037.3.31 | 年額 226,980 | 総合評価 一般競争 入札 |
| No. 2 | 本庁 | 安城浄水場運転管 理業務委託 | (株)エステ ム | 2023.12.29 ～ 2029.3.31 | 年額 85,712 | 一般競争 入札 |
| No. 3 | 尾張水道 事務所 | 犬山浄水場外空調 設備点検委託 | 和幸産業 (株) | 2024.7.25 ～ 2025.3.14 | 年額 9,592 | 一般競争 入札 |
| No. 4 | 東三河水 道事務所 | 蒲郡浄水場(工水) 外維持管理業務委 託 | (株)エステ ム | 2022.4.1 ～ 2027.3.31 | 年額 10,780 | 一般競争 入札 |
| No. 5 | 本庁 | 次期建設計画等 (老朽化施設更新 (管路))調査業務 委託 | 日本水工 設計(株) | 2024.8.1 ～ 2025.12.15 | 年額 0 | 指名競争 入札 |
| No. 6 | 愛知用水 水道事務 所 | 佐布里池環境保全 等業務委託 | (株)日誠 | 2024.10.1 ～ 2027.9.30 | 年額 5,469 | 指名競争 入札 |
| No. 7 | 愛知用水 水道事務 所 | 豊田ポンプ場ポン プ設備等更新実施 設計業務委託 | N T C コ ンサルタ ンツ(株) | 2024.8.7 ～ 2025.2.28 | 年額 21,450 | 指名競争 入札 |
| No. 8 | 尾張水道 事務所 | 尾張水道事務所導 送配水施設維持管 理業務委託 | 海部建設 (株) | 2024.4.1 ～ 2025.3.31 | 年額 12,650 | 指名競争 入札 |
| No. 9 | 東三河水 道事務所 | 豊橋南部浄水場排 水池等構造物耐震 診断調査設計業務 委託 | 日本水工 設計(株) | 2024.8.7 ～ 2025.3.14 | 年額 21,065 | 指名競争 入札 |

| | | | | | | |
|-------|----------|-------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------|---------------|
| No.10 | 本庁 | 豊橋浄水場再整備事業PFIアドバイザー業務委託 | 有限責任あずさ監査法人 | 2023.9.13 ～ 2026.3.13 | 年額 62,673 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| No.11 | 本庁 | 愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託 | 富士通Japan(株) | 2024.1.1 ～ 2025.12.31 | 年額 27,005 | 随意契約 |
| No.12 | 愛知用水道事務所 | 令和6年度佐布里水源の森関連業務委託 | 公益財団法人愛知水と緑の公社 | 2024.4.1 ～ 2025.3.31 | 年額 43,560 | 随意契約 |
| No.13 | 尾張水道事務所 | 尾張西部浄水場外計装設備点検委託 | 島津システムソリューションズ(株) | 2024.4.1 ～ 2025.3.31 | 年額 46,497 | 随意契約 |
| No.14 | 西三河水道事務所 | 幸田浄水場外計装設備等点検委託 | (株)荏原電産 | 2024.4.1 ～ 2025.3.31 | 年額 42,020 | 随意契約 |
| No.15 | 東三河水道事務所 | 豊橋浄水場外計装設備点検委託 | 横河ソリューションサービス(株) | 2024.4.1 ～ 2025.3.31 | 年額 33,000 | 随意契約 |

【No. 1】

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 |
| 契約業者(所在地) | 尾張ウォーター&エナジー株式会社(愛知県名古屋市) |
| 契約期間 | 2014年12月25日～2037年3月31日 |
| 契約金額(当初・消費税込) | 9,628,147,883円 ※契約時消費税率8% |
| 契約金額(変更後・消費税込) | — |
| 予定価格(消費税込) | 12,004,656,000円 ※入札時消費税率8% |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 入札方法 | 総合評価一般競争入札方式 |
| 応札者数 | 4者(うち辞退者1者) |
| 入札保証金の有無 | 無(免除) |

| | |
|-----------------------|--|
| | 愛知県企業庁財務規程第 161 条第 2 号 (入札に参加しようとする者が自治令第 167 条の 5 の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。) |
| 契約保証金の有無 | 無(免除) 愛知県企業庁財務規程第 133 条第 3 号 (地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。) |
| 履行の実績確認方法 | 業務実施報告書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |
| 反社会的勢力でないこと への対応措置 | 契約書約款に明記 第 34 条(暴力団等排除に係る解除) 第 35 条(談合その他不正行為に係る解除) |

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

愛知県は、犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号「PFI 法」)の趣旨に則り、民間の資金経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るために、本件整備施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を民間事業者に一体の事業として発注することとした。

当契約の委託業務の委託内容は、犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業の設計・建設業務、本件整備施設の運営・維持管理業務、脱水ケーキの再生利用並びにこれらに付随する一切の業務を行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 総合評価一般競争入札の採用について

当契約は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事

業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用した。

審査委員会の体制は学識経験者を含む6名で、入札応募者から提出された事業提案書について評価項目ごとに評価の視点を設け採点をして、性能等の評価と入札価格の評価の合計点により落札業者が決定された。

【No. 2】

| | |
|--------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 安城浄水場運転管理業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 株式会社エステム（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2023年12月29日～2029年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 428,560,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 428,615,000円 |
| 最低制限価格（消費税込） | 365,035,000円 |
| 契約方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 1者 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第161条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の5の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 有 |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第33条（暴力団等排除に係る解除） 第34条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、河川から取水した原水を愛知県工業用水道給水規程第2条に定める水質基準に適合するよう浄水処理し、発注者の工業用水道から給水を受ける事業所が必要とする水量を供給するために委託対象施設の運転管理を行うことを目的とする。

愛知県工業用水道給水規程

(水質基準等)

第2条 水質基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 濁度 15 度以下

(2) 水素イオン濃度 pH 値 6.0 以上 7.5 以下

2 配水管末の水圧は、0.05 メガパスカル以上とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 応札者数について

当該契約の応札者数は1者であったが、当該契約に係る企業庁物品等一般競争入札参加資格要件等設定資料を閲覧したところ、見込み対象業者数（または当該営業種目登録業者数）は15者以上と記載されていた。

応札者数が1者となった理由について、担当者に質問により確認したところ、「技術者の配置が困難なため。」との回答であった。

(ウ) 2023年11月までの業者選定方法と委託額

2018年12月から2024年3月の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

安城浄水場運転管理業務委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|----------------------------|---------|--------|--------------|
| 2018年12月22日～ 2024年3月31日 | (株)エステム | 一般競争入札 | 356,850,000円 |

【No. 3】

| | |
|----------------|------------------------|
| 執行機関 | 尾張水道事務所 |
| 契約名 | 犬山浄水場外空調設備点検委託 |
| 契約業者（所在地） | 和幸産業株式会社 中部支店（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年7月25日～2025年3月14日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 9,592,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 10,435,700円 |
| 最低制限価格（消費税込） | 9,240,000円 |
| 契約方法 | 一般競争入札（2回：1回目不調） |

| | |
|--------------------|--|
| 応札者数 | 1回目：6者 2回目：4者 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第161条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の5の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第41条（暴力団等排除に係る解除） 第42条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、犬山浄水場、尾張西部浄水場、尾張水道事務所外の空調設備を点検、清掃し、設備保護等適切な施設の維持管理を行えるようにするとともに、フロン類漏洩防止のため、対象製品についてはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づく定期点検及び簡易点検を行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

（イ）入札不調について

一般競争入札第1回目は、応札者のすべてが最低制限価格未満の入札となり、不調となったが、第2回目の一般競争入札で落札者が決定した。

【No. 4】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 東三河水道事務所 |
| 契約名 | 蒲郡浄水場（工水）外維持管理業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 株式会社エステム（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2022年4月1日～2027年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 53,900,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | － |
| 予定価格（消費税込） | 54,230,000円 |
| 最低制限価格（消費税込） | 49,687,000円 |
| 契約方法 | 一般競争入札 |
| 応札者数 | 1者 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第161条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の5の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 業務実施報告書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第34条（暴力団等排除に係る解除） 第35条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、蒲郡浄水場（工水）及び蒲郡ポンプ場等の維持管理業務を適切に行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 応札者数について

当該契約の応札者数は1者であったが、当該契約に係る企業庁物品等一般競争入札参加資格要件等設定資料を閲覧したところ、見込み対象業者数（または当該営業種目登録業者数）は16者以上と記載されていた。

【No. 5】

| | |
|--------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 次期建設計画等（老朽化施設更新（管路））調査業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 日本水工設計株式会社名古屋支社（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年8月1日～2025年12月15日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 53,790,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 61,666,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 低入札調査基準価格（消費税込） | 53,812,000円 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 10者（うち辞退者3者） |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第174条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の11の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | — |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |

| | |
|-------------------|---|
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第 41 条（暴力団等排除に係る解除） 第 42 条（談合その他不正行為に係る解除） |
|-------------------|---|

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、企業庁が運営する水道用水供給事業及び工業用水道事業の地震防災対策実施計画（2003 年度～2030 年度）及び老朽化施設更新計画（2018 年度～2030 年度）に基づき、施設整備を進める中、中長期的な視点に立ち、次期経営戦略（2026 年度～2035 年度を想定）の策定を検討するにあたっての次期投資計画のうち施設の建設計画として 4 つの計画から構成する「施設強靱化計画（仮称）」の計画案を作成することを目的とする。

具体的には、2026 年度～2035 年度までの 10 年分の計画に、計画の着実な進捗を図るための 5 年分を加えた 2040 年度までの 15 年分を中期計画として作成し、中期計画以降の長期の建設投資額を把握するため、老朽化施設更新（管路）の計画案作成を行うものである。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

（イ）低入札調査基準価格以下の落札について

当該契約の落札者である契約業者の入札額は、低入札調査基準価格を下回っていたため、愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第 7 条第 2 項の規定に基づき増員担当技術者に係る書類の審査をしたところ、条件をすべて満たす増員担当技術者の配置が確認されたことで落札となった。

愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領

（調査の実施）

第 7 条

2 建設コンサルタント等業務について前条第 2 項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者、又は工事監理者（以下「管理技術者等」という）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。

- （1）配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
- （2）愛知県が過去 5 か年度及び本年度 4 月 1 日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、かつ、管理技術者等としての業務成績が 75 点以上の業務実績を有する技術者。この場合の同一業種とは、別表第 4 に掲げる業種をいう。

【No. 6】

| | |
|--------------------|--|
| 執行機関 | 愛知用水水道事務所 |
| 契約名 | 佐布里池環境保全等業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 株式会社日誠（愛知県知多市） |
| 契約期間 | 2024年10月1日～2027年9月30日 地方自治法234条の3に基づく長期継続契約 （普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。） |
| 契約金額（当初・消費税込） | 32,506,100円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 34,606,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 最低制限価格（消費税込） | 31,834,000円 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 9者、うち6者辞退 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第174条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の11の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 業務委託契約約款第29条第2項に基づく報告書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |

| | |
|-------------------|---|
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第 34 条（暴力団等排除に係る解除） 第 35 条（談合その他不正行為に係る解除） |
|-------------------|---|

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、県営愛知用水工業用水道の水源である佐布里池の保護保安のため、佐布里池の（ダム観測室及びダム堰堤を含む）巡視作業、ダム観測室に設置してある地震計の管理、佐布里池に隣接する佐布里大橋左岸駐車場並びに水の生活館西駐車場の警備及びカワウの追い出し作業を行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 辞退者数について

当該契約の入札者等選定調書によると、基準業者選定数は9人以上と記載があり、選定業者は9者、辞退者は6者であった。

入札辞退届に記載された辞退理由は、予定価格以下での応札困難であること、委託業務内容の一部に対応が困難であること、作業員確保が困難であることが挙げられていた。

【No. 7】

| | |
|-----------------|---------------------------------|
| 執行機関 | 愛知用水水道事務所 |
| 契約名 | 豊田ポンプ場ポンプ設備等更新実施設計業務委託 |
| 契約業者（所在地） | N T C コンサルタンツ株式会社 中部支社（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年8月7日～2025年2月28日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 21,450,000円 |
| 契約金額(変更後・消費税込) | — |
| 予定価格（消費税込） | 22,407,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 低入札調査基準価格（消費税込） | 19,558,000円 |
| 失格判断基準価格（消費税込） | 17,985,000円 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |

| | |
|-------------------|--|
| 応札者数 | 9者、うち2者辞退 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第174条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の11の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第41条（暴力団等排除に係る解除） 第42条（談合その他不正行為に係る解除） |

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、工業用水道施設である豊田ポンプ場の増圧ポンプ能力増強を伴う機械・電気・計装設備の更新ならびに、既存建屋の実施設計を行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 辞退者数について

当該契約の入札者等選定調書によると、基準業者選定数は9者以上と記載があり、選定業者は9者、辞退者は2者であった。

入札辞退届に記載された辞退理由は、業務の実施体制が整わないことが挙げられていた。

【No. 8】

| | |
|------|-----------------------|
| 執行機関 | 尾張水道事務所 |
| 契約名 | 尾張水道事務所導送配水施設維持管理業務委託 |

| | |
|-------------------|--|
| 契約業者（所在地） | 海部建設株式会社（愛知県海部郡） |
| 契約期間 | 2024年4月1日～2025年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 12,650,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 13,266,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 最低制限価格（消費税込） | 12,199,000円 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 11者 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第174条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の11の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第34条（暴力団等排除に係る解除） 第35条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、愛知県尾張水道事務所管内の導送配水施設（水道・工業用水道）の機能保持と事故の未然防止及び早期発見のため、施設の巡視及び日常の点検業務を行うことを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認する

ために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

【No. 9】

| | |
|-------------------|--|
| 執行機関 | 東三河水道事務所 |
| 契約名 | 豊橋南部浄水場排水池等構造物耐震診断調査設計業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 日本水工設計株式会社名古屋支社（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年8月7日～2025年3月14日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 21,065,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | — |
| 予定価格（消費税込） | 26,213,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 調査基準価格（消費税込） | 22,891,000円 |
| 契約方法 | 指名競争入札 |
| 応札者数 | 9者 |
| 入札保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第174条第2号 （入札に参加しようとする者が自治令第167条の5の規定により庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 業務実施報告書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第41条（暴力団等排除に係る解除） 第42条（談合その他不正行為に係る解除） |

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、豊橋南部浄水場ほか構造物等耐震診断調査業務委託（2009年度）で実施した静的解析による耐震診断により耐震性が不足すると評価された豊橋南部浄水場の排水処理施設について、動的解析で再耐震診断を行い、再評価することを目的とする。

受注者が作成する業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

【No.10】

| | |
|--------------------|--|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 豊橋浄水場再整備事業 PFI アドバイザリー業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 有限責任あずさ監査法人名古屋統轄事業部 （愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2023年9月13日～2026年3月13日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 152,438,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 192,247,000円 |
| 予定価格（消費税込） | 152,438,000円 |
| 予定価格事前公表の有無 | 有 |
| 契約方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 応札者数 | 2者 |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 出来形検査調書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 有。3件 |
| 再委託の業務内容 | ・ 運営権対価の試算 ・ 税務的な論点に対する助言 ・ 水素活用の取組に関する助言 |

| | |
|-------------------|---|
| 再委託金額（消費税等込） | 合計額：2,750,000 円 |
| 再委託確認方法 | 業務再委託承諾申出書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第 41 条（暴力団等排除に係る解除） 第 42 条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、豊橋浄水場再整備事業について、事業スキームの確定、実施方針の公表、事業者選定、契約締結、契約初年度のモニタリングまでに必要となる各種検討及び資料の作成等を行い、民間業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援することを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

（イ）業者選定方法について

2023 年 9 月 13 日から 2026 年 3 月 13 日を契約期間とする「豊橋浄水場再整備事業 PFI アドバイザリー業務委託」について 2023 年 7 月 6 日付けで公示し、簡易公募型プロポーザル方式を実施した結果、有限責任あずさ監査法人名古屋統括事業部が選定された。

当該契約にかかる業者選定方法は、企業庁が公表している「愛知県企業庁簡易公募型プロポーザル方式実施要領」に基づいて実施しているかどうかを確認するために、愛知県企業庁指名審査会要綱、評価基準の資料を閲覧したところ、概ね愛知県企業庁簡易公募型プロポーザル方式実施要領どおりに運用されていた。

（ウ）契約金額変更について

当契約は、仕様変更により契約額が 39,809,000 円（消費税等込）増加し、2024 年 11 月 20 日付にて、変更契約書を締結している。仕様変更（業務内容）の主なものは、以下のとおりである。

- ・ 運営権設定範囲の拡大に係る効果の評価等の対象施設の追加（7 施設）
- ・ 実施方針の修正
- ・ 要求水準書（案）の修正
- ・ 修正した実施方針等に関する質問回答作成支援
- ・ 運営権設定対象施設に係るデューディリジェンス調査（資産・財務・法務）

【No.11】

| | |
|---------------------------|---|
| 執行機関 | 本庁 |
| 契約名 | 愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 富士通 Japan 株式会社東海公共ビジネス部 （愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年1月1日～2025年12月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 53,416,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | － |
| 契約方法 | <p>随意契約</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条1</p> <p>（特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第21条の14第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）又は前条第10項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。</p> <p>一 他の物品若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。）（※条文番号は随意契約者選定理由書作成時点による）</p> |
| 随意契約の理由 （随意契約者選定理由書より） | <p>愛知県企業庁財務システムは、富士通 Japan 株式会社の公営企業会計システムの基本パッケージを愛知県企業庁用にカスタマイズする方法で同社が設計・開発した。</p> <p>本業務の履行にあたっては、システム開発時の設計内容及び基本パッケージの内容を熟知していることが不可欠であり、契約の相手方をもって代替させることができないと認められる。</p> |
| 見積書提出者数 | <p>1者</p> <p>（通知）随意契約による場合の留意事項について</p> <p>2（2）1通で処理できる場合</p> <p>エ その他客観的にみて見積書の必要がないと認められるとき又は2通以上徴取することがきわめて困難</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | と認められるとき。 |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第 133 条第 6 号 （随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 有。6 件 |
| 再委託の業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算管理、予算執行関連及び建設仮勘定に係るシステム運用保守 ・ 工事台帳及び固定資産管理に係るシステム運用保守 ・ 契約管理、給与管理及び総務事務管理に係るシステム運用保守 ・ 企業債管理に係るシステム運用保守 ・ システム共通部分のシステム運用保守 ・ インフラに係るシステム運用保守 |
| 再委託金額（消費税等込） | 合計額：11,160,600 円 |
| 再委託確認方法 | 業務再委託承諾申出書、業務再委託意見書、委託業務再委託説明書 |
| 反社会的勢力でないこと への対応措置 | 契約書約款に明記 第 38 条（暴力団等排除に係る解除） 第 39 条（談合その他不正行為に係る解除） |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、企業庁財務システムの運用保守業務を行うことを目的とする。運用保守業務は、システム運用、業務運用、運用管理、ヘルプデスク運用、アプリケーション保守に区分する。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

（イ）4 年間の業者選定方法と委託額

2022 年 4 月から 2025 年 12 月（4 年間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|---------------------------|---------------------------|------|--------------|
| 2022年4月1日～ 2023年3月31日 | 富士通 Japan(株) 東海公共ビジネス部 | 随意契約 | 24,552,000 円 |
| 2023年4月1日～ 2023年12月31日 | 富士通 Japan(株) 東海公共ビジネス部 | 随意契約 | 18,557,000 円 |
| 2024年1月1日～ 2025年12月31日 | 富士通 Japan(株) 東海公共ビジネス部 | 随意契約 | 53,416,000 円 |

※2026年1月以降の契約も富士通 Japan(株)と随意契約締結予定

【No.12】

| | |
|---------------------------|---|
| 執行機関 | 愛知用水水道事務所 |
| 契約名 | 令和6年度佐布里水源の森関連業務委託 |
| 契約業者（所在地） | 公益財団法人愛知水と緑の公社（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年4月1日～2025年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 43,557,000 円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | 43,560,000 円 |
| 契約方法 | <p>随意契約</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 （不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）</p> <p>企業庁長通知 随意契約による場合の留意事項について 1 随意契約の範囲（1）政令第21条の13第1項第2号の例示</p> <p>シ 契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があるとき</p> |
| 随意契約の理由 （随意契約者選定理由書より） | <p>本業務委託は、愛知用水工業用水道事業における水の安全確保及び安定供給の遂行のため、佐布里水源の森管理業務を行うものである。</p> <p>佐布里池の周囲には、水源涵養及び水質保全のため佐布里水源の森を整備しており、本業務は、佐布里水源の森の特徴を十分に理解し、森を育てる専門的知識及びノ</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>ノウハウを有し、適切な森の管理を行う必要がある。また、佐布里池建設からこれまでの経緯を踏まえた地元との調整も必要となる。</p> <p>契約の相手方とする公益財団法人愛知水と緑の公社（以下「公社」という。）は、設立当初から長年佐布里水源の森の管理に携わっており、このことに関する専門的知識及びノウハウを豊富に有しているとともに、管理に必要となる地元調整においては信頼関係を築いている。以上のことから、本業務を確実に実施できるのは公社のみであり、直接当該業者と契約することが最も適している。</p> |
| 見積書提出者数 | <p>1 者</p> <p>企業庁長通知 随意契約による場合の留意事項について 2（2）1 通で処理できる場合</p> <p>エ その他客観的にみて見積書の必要がないと認められるとき又は 2 通以上徴取することがきわめて困難と認められるとき。</p> |
| 契約保証金 | <p>無（免除）</p> <p>愛知県企業庁財務規程第 133 条第 6 号</p> <p>（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき。）</p> |
| 履行の実績確認方法 | 業務報告書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 有。2 件 |
| 再委託の業務範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐布里水源の森希少植物保全管理業務 ・ 佐布里水源の森管理業務 |
| 再委託金額 | 合計額：9,889,000 円 |
| 再委託確認方法 | 受託業務の再委託先について（報告）提出により確認 |
| 反社会的勢力でないこと への対応措置 | － |

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、下記の内容であり、愛知用水工業用水道事業における水の安全確保及び安定供給の遂行のため、佐布里水源の森管理業務を行うことを目的とする。

佐布里水源の森関連業務委託

| 業務区分 | 業務内容（主なもの） |
|----------|---|
| 水源の森管理 | 樹林地刈り、ダム法面等草刈り、巡視路等草刈り、石張り草刈り、伐竹、剪定、植栽撤去、巡視路等清掃、集積物撤去、処分、絶滅危惧種等保全、ダム周辺清掃、水の生活館清掃等 |
| 水の生活館の運営 | 1 水の生活館の開館及び閉館並びにこれにかかる準備及び後片付け等 2 来館者に対する受付（集計）及び展示物の説明、学習室の利用に関する事務及び問い合わせの応対 3 施設、付属設備及び展示物の状態確認 4 施設内の清潔整頓 5 あいちの水、ダムカードの配布及び集計 |

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 4期間の業者選定方法と委託額

2022年4月から2026年3月（4期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

佐布里水源の森関連業務委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|--------------------------|------------------|------|-------------|
| 2022年4月1日～ 2023年3月31日 | （公財）愛知水 と緑の公社 | 随意契約 | 41,459,000円 |
| 2023年4月1日～ 2024年3月31日 | （公財）愛知水 と緑の公社 | 随意契約 | 43,076,000円 |
| 2024年4月1日～ 2025年3月31日 | （公財）愛知水 と緑の公社 | 随意契約 | 43,560,000円 |
| 2025年4月1日～ 2026年3月31日 | （公財）愛知水 と緑の公社 | 随意契約 | 50,719,000円 |

【No.13】

| | |
|---------------------------|--|
| 執行機関 | 尾張水道事務所 |
| 契約名 | 尾張西部浄水場外計装設備点検委託 |
| 契約業者（所在地） | 島津システムソリューションズ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年4月1日～2025年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 46,497,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | －円 |
| 契約方法 | 随意契約 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 （不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。） |
| 随意契約の理由 （随意契約者選定理由書より） | 1 本設備の点検には、専門的な知識と熟練した技術、技能が必要である。 2 本設備を製作、納入した島津システムソリューションズ株式会社名古屋支店は、この設備の機能及び構造等を熟知しており、また技術、技能においても信頼できるので、島津システムソリューションズ株式会社名古屋支店と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号※により随意契約するのが適当である。 （※条文番号は随意契約者選定理由書作成時点による） |
| 見積書提出者数 | 1者 （通知）随意契約による場合の留意事項について 2（2）1通で処理できる場合 エ その他客観的にみて見積書の必要がないと認められるとき又は2通以上徴取することがきわめて困難と認められるとき。 |
| 契約保証金 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第6号 （随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 再委託先の有無 ある場合は件数 | 無 |

| | |
|-------------------|---|
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第41条（暴力団等排除に係る解除） 第42条（談合その他不正行為に係る解除） |
|-------------------|---|

（ア）委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、尾張水道事務所工業用水道事業における尾張西部浄水場及び犬山浄水場、江南ポンプ場の機器の故障及び損傷を未然に防ぎ、監視制御設備を適切に維持管理するための点検調整を行うことを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

（イ）4期間の業者選定方法と委託額

2022年4月から2026年3月（4期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

尾張西部浄水場外計装設備点検委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|--------------------------|----------------------------|------|-------------|
| 2022年4月1日～ 2023年3月31日 | 島津システムソリューションズ （株）名古屋支店 | 随意契約 | 42,196,000円 |
| 2023年4月1日～ 2024年3月31日 | 島津システムソリューションズ （株）名古屋支店 | 随意契約 | 44,737,000円 |
| 2024年4月1日～ 2025年3月31日 | 島津システムソリューションズ （株）名古屋支店 | 随意契約 | 46,497,000円 |
| 2025年4月1日～ 2026年3月31日 | 島津システムソリューションズ （株）名古屋支店 | 随意契約 | 51,480,000円 |

【No.14】

| | |
|-----------|-----------------------|
| 執行機関 | 西三河水道事務所 |
| 契約名 | 幸田浄水場外計装設備等点検委託 |
| 契約業者（所在地） | 株式会社荏原電産中部支店（愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年4月1日～2025年3月31日 |

| | |
|---------------------------|--|
| 契約金額（当初・消費税込） | 42,020,000 円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | －円 |
| 契約方法 | <p>随意契約</p> <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 （不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）</p> <p>企業庁長通知 随意契約による場合の留意事項について 1 随意契約の範囲（1）政令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の例示 シ 契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があるとき</p> |
| 随意契約の理由 （随意契約者選定理由書より） | <p>1 本設備の点検には専門的な知識と熟練した技術、技能が必要である。</p> <p>2 本設備を製作納入した業者である株式会社荏原電産中部支店は、この設備の機能及び構造等を熟知しており、また、技術、技能においても最も信頼できるので、株式会社荏原電産中部支店と地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号※により随意契約することが適当である。</p> <p>（※条文番号は随意契約者選定理由書作成時点による）</p> |
| 見積書提出者数 | <p>1 者 （通知）随意契約による場合の留意事項について</p> <p>2（2）1 通で処理できる場合 エ その他客観的にみて見積書の必要がないと認められるとき又は 2 通以上徴取することがきわめて困難と認められるとき。</p> |
| 契約保証金の有無 | <p>無（免除）</p> <p>愛知県企業庁財務規程第 133 条第 3 号 （地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）</p> |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |

| | |
|-------------------|---|
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第 41 条（暴力団等排除に係る解除） 第 42 条（談合その他不正行為に係る解除） |
|-------------------|---|

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、西三河水道事務所水道事業及び工業用水道事業における安城浄水場の計装設備及び受配電設備、幸田長嶺ポンプ場・調整池の計装設備及び受配電設備、豊田浄水場の中央監視制御設備、現場監視制御設備、映像監視設備及び受配電設備、幸田浄水場の中央監視制御設備、現場監視制御設備、映像監視設備及び受配電設備について、定期点検を行うことにより、機器の正常な機能保持と電気事故等の未然防止を図ること、豊田浄水場、幸田浄水場及び安城浄水場の中央計装設備等の年間保守を行うことを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 4 期間の業者選定方法と委託額

2022 年 4 月から 2026 年 3 月（4 期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

幸田浄水場外計装設備等点検委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|-------------------------------------|---------------|------|--------------|
| 2022 年 8 月 6 日～ 2023 年 1 月 31 日 | ㈱荏原電産中部 支店 | 随意契約 | 8,030,000 円 |
| 2022 年 8 月 20 日～ 2023 年 2 月 28 日 | ㈱荏原電産中部 支店 | 随意契約 | 7,370,000 円 |
| 2023 年 7 月 14 日～ 2024 年 3 月 31 日 | ㈱荏原電産中部 支店 | 随意契約 | 34,100,000 円 |
| 2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日 | ㈱荏原電産中部 支店 | 随意契約 | 42,020,000 円 |
| 2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日 | ㈱荏原電産中部 支店 | 随意契約 | 44,220,000 円 |

【No. 15】

| | |
|------|----------------|
| 執行機関 | 東三河水道事務所 |
| 契約名 | 豊橋浄水場外計装設備点検委託 |

| | |
|---------------------------|--|
| 契約業者（所在地） | 横河ソリューションサービス株式会社 中部支社 （愛知県名古屋市） |
| 契約期間 | 2024年4月1日～2025年3月31日 |
| 契約金額（当初・消費税込） | 33,000,000円 |
| 契約金額（変更後・消費税込） | － |
| 契約方法 | 随意契約 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 （不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。） 企業庁長通知 随意契約による場合の留意事項について 1 随意契約の範囲（1）政令第21条の13第1項第2号の例示 シ 契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があるとき随意契約 |
| 随意契約の理由 （随意契約者選定理由書より） | 1 本設備の点検には専門的な知識と熟練した技術、技能が必要である。 2 本設備を納入した横河ソリューションサービス㈱中部支社は、設備の機能・内容等を熟知していると共に計装設備の点検は自社でメンテナンス体制を整備している。 本件は横河ソリューションサービス㈱中部支社に直接点検させるのが最善であり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号※により随意契約することが適当である。 （※条文番号は随意契約者選定理由書作成時点による） |
| 見積書提出者数 | 1 者 （通知）随意契約による場合の留意事項について 2（2）1通で処理できる場合 エ その他客観的にみて見積書の必要がないと認められるとき又は2通以上徴取することがきわめて困難と認められるとき。 |
| 契約保証金の有無 | 無（免除） 愛知県企業庁財務規程第133条第3号 （地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11 |

| | |
|-------------------|---|
| | 第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。） |
| 履行の実績確認方法 | 完了検査調書 |
| 反社会的勢力でないことへの対応措置 | 契約書約款に明記 第41条（暴力団等排除に係る解除） 第42条（談合その他不正行為に係る解除） |

(ア) 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、東三河水道事務所工業用水道事業における豊橋浄水場、豊橋南部浄水場、豊川浄水場、蒲郡浄水場（工水）、森岡取水場、万場調整池取水塔、大清水支線取水口、豊栄調整池、三谷調整池の施設の機能を維持するため、定期点検を実施することを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

(イ) 4期間の業者選定方法と委託額

2022年4月から2026年3月（4期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

豊橋浄水場外計装設備等点検委託

| 契約期間 | 委託業者 | 契約方法 | 委託額（税込） |
|--------------------------|--------------------------|------|-------------|
| 2022年4月1日～ 2023年3月31日 | 横河ソリューションサービス(株) 中部支社 | 随意契約 | 31,020,000円 |
| 2023年4月1日～ 2024年3月31日 | 横河ソリューションサービス(株) 中部支社 | 随意契約 | 33,000,000円 |
| 2024年4月1日～ 2025年3月31日 | 横河ソリューションサービス(株) 中部支社 | 随意契約 | 33,000,000円 |
| 2025年4月1日～ 2026年3月31日 | 横河ソリューションサービス(株) 中部支社 | 随意契約 | 34,100,000円 |

(4) 監査結果

ア 一般競争入札について

(ア) 一般競争入札を基本とする運用について【指摘】

企業庁における契約実績を調査したところ、工事契約に関して、予定価格が1,000万円以上の契約については一般競争入札を採用されている。

他方において、企業庁の契約実績において、調査業務等の業務委託契約において、予定価格1,000万円以上の契約であっても、指名競争入札が採用されていることが確認された。企業庁の見解としては、建設コンサルタント契約に関しては、予定価格100万円以上の契約において、指名競争入札が選択されており、一般競争入札は選択されておらず、予定価格が1億5,000万円以上の場合には、公募型プロポーザル方式または公募型競争入札方式を採用するとのことである。

すなわち、企業庁においては、建設コンサルタント契約等の業務委託契約に関しては、一般競争入札方式は利用されていないことになる。

これは、「一般競争入札の対象の拡大」を求める平成19年2月23日付「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」の適用範囲について、公共工事のみに限定する解釈を採用し、公共工事以外には適用されないとの解釈に拠っているものと考えられるが、必ずしも適正な解釈であるとは思われない。

地方自治法上、一般競争入札が原則的な契約方式であることは、公共工事だけに限定されるものではなく、当然ながら、建設コンサルタント等の業務委託にも及ぶものであり、「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」は公共工事契約を起点としつつも、地方公共団体における全ての契約に対して、一般競争入札の拡大を求めるものであると解釈されるべきである。

また、建設コンサルタントに関して、一般競争入札に拠ることができず、指名競争入札に拠るべき必然性があるとも考えられない。納品物の品質確保という視点から考えた場合でも、公共工事と建設コンサルタントにおいて異なるところは無く、一般競争入札においても、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価方式等によって品質確保を担保することは可能だからである。

なお、国土交通省が発注する建設コンサルタント業務においても、「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」(国土交通省中部地方整備局・平成25年8月)により、建設コンサルタントを価格競争方式で発注する場合、「一般競争入札を基本とし、指名競争入札は、定型業務、緊急対応が必要な業務等に適用する。」とされており、建設コンサルタントでも一般競争入札を原則とするものとされている。

企業庁としては、コンサルティング業務は仕様書等で詳細に工事内容を定める建設工事と異なり、比較的自由度の高い業務であることから、入札者を

選定する段階で履行能力や愛知県との過去の契約実績などから信頼性を判断し、確実に業務を遂行できる者を選定する必要があることから、予定価格100万円以上の契約において、指名競争入札を採用しているとのことであり、その必要性に理解はできるものの、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条に定められた指名競争入札の要件である「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」との要件具備の判断は、契約毎に個別にその要件が検討及び判断されるべきであって、現状の予定価格100万円以上の建設コンサルティング契約を一律に指名競争入札とするとの運用はやはり適切ではない。

したがって、企業庁において、建設コンサルティング契約に関し、一般競争入札方式を採用せず、予定価格100万円以上1億5,000万円未満の契約に関して指名競争入札方式のみを採用していることは、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に則ったものではなく、一般競争入札方式を基本とする運用に改善されるべきである。

(イ) 予定価格の事前公表について【意見】

現在、企業庁においては、愛知県本庁に準じて、平成24年4月1日付「予定価格の事前公表について」に基づき事前公表制度が継続的に運用されている状況であるが、予定価格の事前公表に関しては、以下の弊害があることが指摘されている。

- ・ 予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりとなる。
- ・ 建設業者の見積努力を損なう。
- ・ 入札談合が容易に行われる可能性がある。
- ・ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、同様の弊害が生じかねない。

以上の弊害があることを踏まえて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定）においては、予定価格の事前公表を控えるように求めており、多くの自治体において予定価格の事後公表への変更の動きがあるところである。

また企業庁にて実施された一般競争入札結果を確認すると、落札率（対予定価格）は90%～100%の割合でほぼ占められており、上記弊害が現実化している可能性が懸念される状況である。

従って、企業庁においても、引き続き事前公表制を維持することの合理的理由があるのかを十分に検討した上で、事後公表へ変更することが検討されるべきである。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定）

第2-2（5）低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

（ウ） 予定価格の精度向上について【意見】

抽出した一般競争入札のうち、空調設備点検委託業務は、1回目の入札が不調となり、2回目の入札で落札者が決定された。2回目入札の際に予定価格の見直しを実施しなかった理由を質問により確かめたところ、「業務内容に変更がなかったため。」との回答であった。

当該契約は、空調設備点検委託業務であり、応札業者も複数あることから、1回目入札時の予定価格が適当でなかった可能性を否定できない。今後同様の事例が発生する可能性を鑑み、予定価格設定につき更なる精度向上を期待したい。

（エ） 1者入札について【意見】

企業庁物品等一般競争入札参加資格要件等設定資料を閲覧したところ、見込対象業者数は、10者以上と記載されているにもかかわらず、最終的な入札者が1者のみである入札が閲覧した契約内に2件あった。見込対象業者数の算出につき、企業庁担当者に質問により確かめたところ、「企業庁物品等一般競争入札参加資格要件等設定資料の資格要件（3）に記載している「物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿」を活用して資格要件を有する業者を抽出したところ119者が該当した。その内16者において、資格要件（7）の契約実績が確認できた。」との回答であった。

しかし、実際の入札者は1者のみであることから、見込業者数算定につき表面上の数のみではなく、実質的に入札可能となる業者数を見積もるために、更に算定の精度を向上し、実質的に1者である場合は、契約方法を変更する、または地域要件の拡大を検討することが望ましい。

(オ) 総合評価方式の学識経験者について【意見】

地方自治法施行令第167条の10の2においては、総合評価方式を採用する場合、落札者決定基準を定めるときと、改めて落札者決定の際に意見を聴く必要があるとされた際には、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。また、企業庁においては、前述のとおり愛知県企業庁総合評価審査委員会設置要領の第2条3項に基づき、企業庁での総合評価方式における、性能等の評価と入札価格の評価にあたっての学識経験者については、以下の該当者から企業庁長が委嘱するとされている。

- ・ (独) 水資源機構中部支社職員
- ・ (公財) 愛知県都市整備協会職員
- ・ (公財) 愛知水と緑の公社職員
- ・ 国土交通省中部地方整備局職員

総合評価方式における、学識経験者による審査・評価については、中立かつ公正な審査・評価が実施されることが求められるところ、「(公財)愛知水と緑の公社」との企業庁との間では、「令和6年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託」「令和6年度佐布里水源の森関連業務委託」といった複数件の契約関係にある事業者であることから、契約内容によっては中立かつ公正な立場で審査・評価が難しい立場にあることが考えられる。

また、愛知県本庁における「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会設置要領」においては、その第3条2項において「2 学識委員は、大学教員1名と、次の各号に該当する者のうちから1名以上を、審査及び審議内容に応じて建設局長が委嘱する。」とされており、大学職員1名が学識経験者として選任するものとされているのに対し、企業庁においては大学職員を学識経験者の選任対象としておらず、企業庁の上記委嘱先は学識経験者の要件を充足していない可能性がある。

公共工事の品質確保の観点から、今後、総合評価方式による性能及び価格評価の重要性はさらに高まるものと考えられるところ、企業庁における総合評価方式の学識経験者の選任については、中立かつ公正な立場を確実に担保できる者を選任するとともに、「学識経験者」の字義とおり、学術的観点からの性能及び価格評価の審査を行うことができるように見直しを検討されるべきである。

したがって、今後、総合評価方式における学識経験者の選任にあたっては、企業庁の既存契約の相手方等の利害関係を有する者を選任することを回避する方策を検討するとともに、大学職員等を選任対象として追加し、学術的

観点からの評価・審査を可能とする体制に改めることを検討されたい。

(カ) 指名競争入札について【指摘】

企業庁において、建設コンサルティング契約に関し、一般競争入札方式を採用せず、予定価格 100 万円以上 1 億 5,000 万円未満の契約に関して指名競争入札方式のみを採用していることは、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に則ったものではなく、一般競争入札方式を基本とする運用に改善されるべきであるとの意見は、一般競争入札の箇所に記載したとおりである。

イ 随意契約について

(ア) 予定価格調書の作成について【意見】

企業庁においては、愛知県企業庁工事事務取扱要領第 11 条但書の適用により、随意契約においては、予定価格調書の作成は全件において省略されているとのことである。

しかしながら、随意契約であったとしても、見積合わせにあっては複数の見積金額を比較するために、特命随意契約であっても当該契約金額を精査するために、適正な予定価格が設定されていることが必要である。万が一、不相当に高額な予定価格が設定された随意契約がされていけば、工事や目的物の価値に適合しない金額が不当に支払われている危険があるし、不相当に低額な予定価格が設定された随意契約では、工事品質が適正に担保できない危険があるからである。

このため、随意契約であったとしても、積算・算定方法が適正であったことを精査可能であるようにすべきであるところ、全件において予定価格調書の作成が省略されているとの取り扱いは、随意契約における予定価格設定の適正性を担保できているかの疑念が生じる。

ただし、企業庁においては、随意契約において予定価格調書の作成を省略しているものの、予算執行書において設計書等価格設定根拠資料を添付した上で、予算執行書の備考欄に「設計金額を予定価格とする」旨を明記しており、予定価格自体の積算に問題が生じていないことは確認ができています。

しかしながら、あくまで予定価格調書の省略はできる規定であり、随意契約だからと一律で予定価格調書を省略するのには疑問が生じる。

したがって、すべての随意契約に対して、愛知県企業庁工事事務取扱要領第 11 条但書を適用して予定価格調書の作成を省略する運用は改めて、一定額以上の随意契約においては、予定価格調書を作成するようにすべきである。

(イ) 随意契約で契約することの適正性について【意見】

抽出した随意契約（委託契約）の随意契約選定理由書に記載されている理由は、概ね以下のとおりである。

- ・ 専門的な知識
- ・ 熟練した技術・技能
- ・ 納入（製作納入含む）した業者の選定

- ・ 設備の機能及び構造の熟知

抽出した委託契約のうち、2024年度が随意契約であった委託契約は、2022年度・2023年度・2025年度の契約も随意契約により委託契約を締結している。

愛知県企業庁財務規程第176条の2によると、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とあるが、抽出した随意契約（委託契約）については、該当業者の見積書のみであった。

上記に記載した理由につき、設備修繕工事（納入・製作納入）の特命随意契約の場合は、2者以上からの見積書徴収が困難であることから、1者のみで見積書徴収につき、やむを得ない場合もあり、一定の理解はできるものの、理由が形骸化しているのではないかの懸念を払しょくできないこと、業者選定の公平性・競争性の担保、同業他社の参入機会の確保の観点から、業者選定の方法を検討することが望まれる。

ウ 反社会的勢力排除について【意見】

企業庁調達契約の入札及び契約について、入札時は愛知県入札参加資格者等に搭載されている者に限定されることにより、契約時は各契約約款に記載された「暴力団等排除に係る解除」により反社会的勢力を排除しており、一定レベルの手続きを取り反社会的勢力排除の効果はあるものとする。

しかし、契約約款は、文字も小さく他の条項も多く記載されており、契約業者に反社会的勢力排除について特段の注意を引かせることは困難ではないかと懸念されることから、反社会的勢力排除について、契約締結時等に約款記載の旨を説明しているかを質問により確かめたところ、「個別の説明はしていない。約款はWebサイトに公開しており、いつでも見られるようになっている。」との回答であった。

反社会的勢力排除について、入札公告により周知するとともにWebサイトに公開しており、当該Webサイトに閲覧制限はないものの、すべての契約業者が契約約款を掲載したWebサイトに注意を払うことを前提とすることは困難ではないか。また、愛知県の重要なインフラを担う契約が途中解除となることは愛知県民にとって望ましいものではないとも考える。

したがって、反社会的勢力排除について契約締結時に特段の説明をするか、他の地方自治体等でも採用している契約の相手方の記載等を必要とする、「反社会的勢力排除に係る誓約書」の入手を今後検討事項とすることが望ましい。

エ 請負業者の拡大について【意見】

少子高齢化の影響による労働人口の減少に伴い、建設業界の労働人口の減少は顕著である。民間事業者の事業継続も危ぶまれており、廃業する事業者も年々増加している。

特にインフラ整備の要となる地域の建設事業者が将来にわたって事業を継

続できるような担い手確保の対応について、担当者に質問により確かめたところ、「週休二日制工事の推進や総合評価落札方式における若手技術者の雇用実績の評価などにより、建設業の処遇改善や入職者の増加を図るとともに、愛知県公共工事発注方針に基づき地元建設業者の受注機会の確保に配慮した発注を実施している」との回答であった。今後も地域の建設事業者が持続的に発展できるように、担い手確保の取組の更なる努力を期待したい。

オ 契約書等保管事務について

今回の包括外部監査において、契約書等ファイルを工事契約・委託契約と併せて 40 件近く閲覧した。すべての契約書等ファイルは書面ベースで保管されており、1 件ずつのボリュームは大きく、担当者ごとのファイル方法も独自に行っており、閲覧すべき箇所を見つけることが困難な場面も散見された。

(ア) 契約書等保管事務の統一について【意見】

担当者によりファイル方法が相違していることは、ファイリング事務の効率性を妨げ、当該契約について確認・閲覧等をする際にも有効性を阻害する要因となる。

したがって、担当者及び担当者以外の職員の誰もが契約書等保管事務を滞りなく行えるようにするために、また、保管した契約書等の後日の閲覧の際にスムーズに該当箇所を見つけられるようにするために、契約手順により契約書ファイルを整理することが望ましい。

(イ) 契約書等保管の電子化の取り組みについて

愛知県では、「あいち DX 推進プラン 2030」を策定し、2025 年 12 月 16 日付にて、公表している。

本県では、2020 年 12 月に策定した「あいち DX 推進プラン 2025」により、デジタル化と DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組み、県行政の効率化やデータの活用、県域全体のデジタル化、そしてデジタル人材の育成を進めることで、「デジタルで生まれ変わる愛知」の実現を進めてまいりました。

この「あいち DX 推進プラン 2025」策定以降、人口減少や少子高齢化の進行、生成 AI をはじめとした新しいデジタル技術が急速に進展するなど、デジタル化と DX を取り巻く社会情勢は大きな変化を続けております。また、本年 10 月には、デジタル技術を一層活用することにより、全ての県民が豊かさを実感できる社会を実現することを目指して「デジタル技術の活用による豊かで便利な社会づくり条例」が施行されたところです。

こうした情勢の変化やデジタル技術の進展を的確に捉え、県全体のデジタル化・DX 推進に引き続き取り組んでいくため、このたび「あいち DX 推進プラン 2030」を策定いたしました。

「あいち DX 推進プラン 2030」では、課題解決の手段としてデジタル技術を優先して活用する「デジタルファースト」、利用者中心のサービスを提供する「サービス

デザイン」、デジタル技術を適切に活用できる能力の向上を図る「デジタルリテラシー」の3つの視点を軸に、産業競争力の強化、地域社会の課題の解決、行政サービスの利便性の向上等、人材の育成及び活用等という4つの柱を掲げ、「デジタルでひろがる、愛知の未来」をキャッチフレーズに、誰もが恩恵を受けるデジタル社会の実現に取り組んでまいります。

引き続き、全庁を挙げて愛知県のデジタル化とDXを迅速かつ計画的に進めてまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

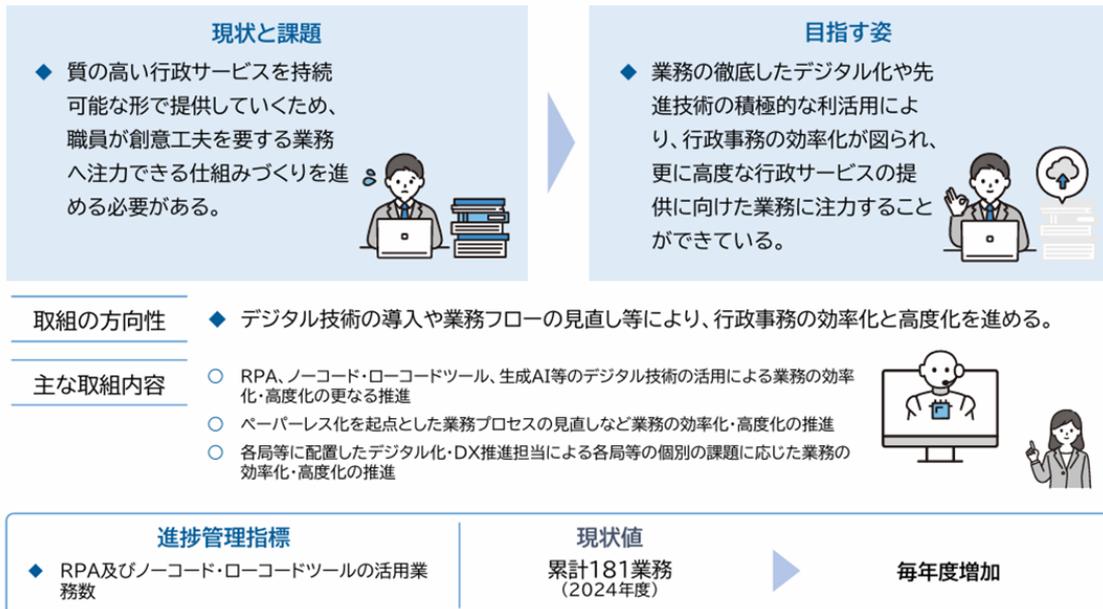
2025年12月

出典：あいちDX推進プラン2030

「あいちDX推進プラン2030」のうち、契約書保管等の電子化に関連する項目として、以下が該当すると考える。

3 行政サービスの利便性の向上等

2 デジタル技術による行政事務の効率化と高度化



出典：あいちDX推進プラン2030

企業庁においても、契約書等ファイルのうち、機密情報を含む書類以外は、原則として電子化（ペーパーレス）とし、電子データ保存を適宜進めており、DXを推進している。

上記の「あいちDX推進プラン2030」内にある「行政サービスの利便性の向上等」の主な取組内容である、「ペーパーレス化を起点として業務プロセス

の見直しなど業務の効率化・高度化の推進」は、更なる業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、働き方改革を進める上でも重要であり、労働人口が減少していく中でも品質の高い行政サービスを提供することにも寄与すると考えるため、今後も更に DX を推進されたい。

11 固定資産

(1) 概要

企業庁の固定資産会計については、以下のとおり愛知県企業庁財務規程第5章に定められている。

第5章 固定資産会計

第1節 通則

(取得価額)

第105条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入により取得したものにあっては、購入価額及び附帯費

(2) 工事により取得したものにあっては、直接費から附帯収益を控除した額に間接費を加算した額

(3) 前2号に掲げるもの以外のものにあっては、公正な評価額

第2節 取得、管理及び処分

(建設仮勘定)

第106条 改良、増設又は建設工事を行う場合においては、これに要する直接費及び間接費並びにこれに基づいて発生する附帯収益を建設仮勘定を設けて経理するものとする。

この場合において、原材料以外の物品については、第96条の規定中勘定科目に関する部分を適用しない。

(精算)

第107条 前条の工事が完了したときは、精算を行い、振替伝票を発行して当該資産科目に振り替えるものとする。

(固定資産の廃棄等)

第108条 固定資産を廃棄し、若しくは無償譲渡し、又は固定資産について滅失、亡失、き損その他の事故があったときは、振替伝票を発行するものとする。

(撤去品及び取り壊し品)

第109条 固定資産を撤去し、又は取り壊したことにより発生品が生じたときは、振替伝票を発行するものとする。

第3節 減価償却

(減価償却資産)

第110条 次に掲げる資産を除く固定資産は、減価償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(1) 有形固定資産のうち土地及び建設仮勘定

(2) 無形固定資産のうち減価する性質を有しないもの

(3) 投資その他の資産

(減価償却の方法)

第 111 条 減価償却は、定額法により行うものとする。

ただし、有形固定資産のうち、自動車その他の陸上運搬具、船舶、工具、器具及び備品については、定率法により行うものとし、その記帳方法は、有形固定資産にあっては間接法により、無形固定資産にあっては直接法によるものとする。

(特別償却の率)

第 111 条の 2 減価償却資産のうち、直接その営業の用に供する資産で庁長が別に定める資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「省令」という。）第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により算出した金額に、当該金額に 100 分の 50 の率を乗じて得た金額を加えた金額とする。

(減価償却の範囲)

第 112 条 減価償却は、有形固定資産にあっては取得価額の 100 分の 95、無形固定資産にあっては取得価額の 100 分の 100 に相当する金額に達するまで行うものとする。
2 前項の規定による減価償却を行った後において、有形固定資産の残存価額を 1 円に達するまで減価償却することができるものの範囲及び年数については、庁長が別に定める。

(減価償却の開始時期)

第 113 条 減価償却は、減価償却資産を取得した事業年度の翌事業年度から行うものとする。

ただし、庁長が必要があると認めるときは、減価償却資産を取得した月又はその翌月から減価償却を行うことができる。

(減価償却の時期)

第 114 条 減価償却は、毎事業年度末に行うものとする。

(減価償却の特例)

第 115 条 事業年度の中途において減価償却資産を処分し、又は減価償却資産について第 107 条、第 108 条若しくは第 109 条の規定による振替を行ったときは、当該部分に関する当該事業年度の減価償却を行わないものとする。

(2) 監査手続

上記(1)に記載の固定資産会計に関する各規定について、関連資料等を入手するとともに、必要と考えられる監査手続（閲覧、証憑突合、分析及び質問等）を実施することにより固定資産会計に関する事務の合規性等を検証した。その結果、以下の事項を確認した。

(3) 監査結果

ア 無形固定資産仮勘定について

2024 年度末の無形固定資産仮勘定残高約 299 億 6,720 万円のうち、約 299 億

1,038万円は長良川河口堰に関するものである。

長良川河口堰は、長良川の河口部に治水・利水を目的として1995年に建設された河口堰であり、愛知県は沿岸工業地帯における水需要の増加に対応するため、工業用水の確保を目的とした愛知県の施策として当該施設の建設計画に参画した。

しかし、計画策定後の産業構造の変化、企業の節水技術の進展などがあり、現時点では工業用水需要に対し長良川河口堰の水を使わずとも、他の水源で賄うことができている。結果として、堰が完成して以降、愛知県はこの水を一度も工業用水として利用していない状況にある。

一方で、長良川河口堰建設事業に関する事業実施方針等に基づき、愛知県は利水者として定められた事業費の負担に同意し負担義務を負うこととなった。負担金の支払いに係る事務取扱は企業庁で行うこととされ、水利用の実績がない現在も、所定の負担金の支払いを継続している。これらの負担金は、工業用水道事業会計から支出されており、その財源は愛知県からの借入金である。

(長良川河口堰の立案から完成までの年表)

| 年 | 出来事 |
|-------|--------------------------|
| 1960年 | 長良川河口ダム構想が立案される |
| 1968年 | 治水・利水を目的とする河口堰計画が閣議決定される |
| 1973年 | 事業認可 |
| 1988年 | 本体工事に着手 |
| 1995年 | 堰本体が完成し運用を開始 |

なお、無形固定資産仮勘定残高のうち長良川河口堰に関する約299億1,038万円の内訳と愛知県からの借入金の状況は以下のとおりである。

(無形固定資産仮勘定)

| 内容 | 金額 |
|--------------|-----------------|
| 負担金 | 16,628,374,326円 |
| 建設利息 | 9,764,545,441円 |
| 事務費(維持管理費含む) | 3,517,469,260円 |
| 合計 | 29,910,389,027円 |

(他会計借入金)

| 内容 | 金額 |
|-----------------------|------------------|
| 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 | 24,895,608,830 円 |

(ア) 維持管理負担金の会計処理について【意見】

本来、事業費用の負担については受益者が負担する総括原価方式を原則としており、工業用水道が事業化され収益が発生した時に費用収益を対応させる。しかしながら、先に述べたとおり、長良川河口堰の水を工業用水として利用していない。そのため、事業費をユーザーからの料金徴収によって回収するといった、工業用水道事業本来の方法をとれないことや愛知県の施策であることから、財源はすべて一般会計の借入金で賄われている。また、この借入金は将来長良川河口堰が水源として事業化された後に、工業用水道料金を原資として償還が開始されるとのことである。

また、工業用水道事業は長良川河口堰維持管理負担金を毎年度支出しており、2024年度においては約7,170万円の支出が生じ、当該金額は無形固定資産仮勘定として資産計上されている。過去に支出された維持管理負担金も同様に無形固定資産仮勘定として計上されており、毎年の負担額のみで資産の増加が続いている状況である。

一般的に、支出の効果が将来にわたって持続し、固定資産の価値を高めたり、耐用年数を延長させたりする支出は資本的支出とされ、固定資産の取得として処理される一方、固定資産を維持するための支出は収益的支出とされ、修繕費などで処理される。

当該負担金については、施設の価値を高めたり耐用年数を延長させたりする支出ではないと考えられる。そのため、会計的な観点からは固定資産として資産計上するのではなく、費用処理することが望ましい。

現状の企業庁の取扱いは、資産が稼働した年度をもって事業年度末に営業資産に振替をしており、当該負担金を費用処理せず無形固定資産仮勘定に計上する処理についてもこの取扱いに沿ったものであるとの説明を受けた。しかし、工業用水道を利用していない中で、資産計上をし続け将来に費用を繰り延べることは、会計上健全な状態とは言い難い。

以上のことから、今後の会計上の処理について、十分検討することが望まれる。

(イ) 長期間にわたり無形固定資産仮勘定に計上されている資産の会計処理について【意見】

上記でも述べたとおり、長良川河口堰に関する負担金や維持管理費は長期間にわたり無形固定資産仮勘定として計上されている。

当該仮勘定の処理については、2004年度に実施された包括外部監査におい

て「長良川河口堰及び名古屋臨海工業用水道事業について、長期間事業化が行われなため未処理となっている建設仮勘定資産を適切に処理することが必要である。」旨の意見が出されており、それを受けて一部の水源においては、通水は始まっていないが完成した時点から物理的減価が生じていることから、営業外費用で減価償却費を計上している。

その後、地方公営企業の会計制度の見直しにより、2014年度から減損会計が導入されている。減損会計を導入することで、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に過大な帳簿価額を是正することや、地方公営企業の経営成績を早期に明らかにすることが期待されている。

企業庁においては、2004年度の監査結果への対応において部分的には帳簿価額の是正を実施していると評価できる。しかし、会計制度の見直しで減損会計が導入されたことも考慮に入れ、今後の会計処理のあり方を引き続き検討すべきであると考えます。

イ 固定資産から棚卸資産への振替処理について【意見】

工業用水道事業が有する固定資産の中には、流量計が多く含まれている。流量計とは配管等の中を流れる水の量を測定する機器であるが、計量法及び計量法施行令により有効期間が8年と定められている。設置から8年経過した流量計については取り外した後、一旦貯蔵品として倉庫等に保管、再度工事等で使用する際には検定に出し、合格すれば再度8年間使用することができる。

有効期間である8年が経過し取り外しをする際の会計処理を確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 除却時の帳簿価額のうち4分の3に相当する金額を固定資産除却損として費用化
- ・ 除却時の帳簿価額のうち4分の1に相当する金額を棚卸資産として計上

当該処理は固定資産除却基準及び「発生品の取り扱いについて」という内部規程に基づいている。

地方公営企業法施行規則においては「固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能なものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。」とされており、内部規程はこの規定に沿った具体的な処理方法を定めたものである。

一般的に、固定資産を撤去し棚卸資産として計上する場合の帳簿価額はその時点の公正な評価額（時価）に基づくのが原則である。しかし現実的にはその都度時価を算定するのは困難であり、簡便的に統一のルールで処理することには一定の合理性がある。

ただし、流量計について実際の運用方法を鑑みると、8年経過後、棚卸資産に振り替え、検定に合格したものは基本的にあと8年利用することを想定しており、撤去時点で帳簿価額の4分の3を固定資産除却損として費用化するの

経済的実体を必ずしも正しく表していない可能性がある。そのため、当該評価方法については再検討する余地がある。

計量法

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

計量法施行令

(検定証印等の有効期間のある特定計量器)

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三（第十二条、第十八条関係）

| 特定計量器 | 有効期間 |
|-------|------|
|-------|------|

二 積算体積計

イ 水道メーター 八年

発生品の取り扱いについて

1 定義

「発生品」とは、固定資産として管理していたものを除却したことにより現在の態様が物品であるもの及び解体撤去工事の施工に伴い発生したもので現在の態様が物品であるもの等とする。

固定資産の解体により、新たな固定資産（動産的資産）が発生するときは、当該動産的資産は発生品と扱わず、固定資産の分割、区分換等の手続きを行う。

2 発生品の区分

- (1) 発生品は、「当庁で再使用可能なもの」（再用品）と「当庁に不用品なもの」（不用品）に分類する。
- (2) 再用品は、近い将来に具体的な用途が想定されるものに限り、現実的に使用されないと考えられるものは、不用品とする。再用品は、資材（原材料）、資材以外の物品に区分される。
- (3) 不用品については、さらに「売却可能なもの」と「売却不可のもの」に分類されるが、「売却不可のもの」は、不用品として引継ぐことなく、処分するものとする。

3 評価額

- (1) 発生品は、副次的に発生したものであるため、取得するために特別な費用を要しなかったものとする。
- (2) 固定資産から生じた再用品は、「固定資産除却事務処理基準」により元の固定資産の帳簿価額を減じる額を算出し、それに 1/4 を乗じて得た額（円未満切捨）を評価額とする。
- (3) (2)の結果が過大と認められるようなとき、又は(2)以外で再用品が生じた場合は、同等品の再調達価格を次の順位により算出し、それに 1/20 を乗じて得た額（円未満切捨）を評価額とする。
 - (ア) 評価時における積算基準による額
 - (イ) 評価年度当初における積算資料による額
 - (ウ) 評価年度当初における建設物価による額
 - (エ) 業者の見積額
- (4) 不用品は、当庁における使用価値がないため、評価額を 0 円とする。

地方公営企業法施行規則

(資産の評価)

第8条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

(固定資産の滅失等)

第9条 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。

2 固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能なものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。

12 棚卸資産・貯蔵品

(1) 概要

企業庁の棚卸資産・貯蔵品管理については、以下のとおり、愛知県企業庁財務規程第4章に定められている。

愛知県企業庁財務規程

第4章 物品会計

第1節 通則

(区分及び分類)

第80条 物品は、次に掲げる区分により会計別に整理しなければならない。

(1) 原材料

(2) 工具、器具、備品、自動車その他の陸上運搬具及び船舶（以下「消耗備品等」という。）

(3) 消耗品

(4) 郵便切手類

2 前項各号に掲げる区分の分類は、庁長が別に定める。

(受入価額)

第81条 物品の受入価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入による物品にあっては、購入に要した価額

(2) 前号以外の物品にあっては、公正な評価額

(払出価額)

第82条 貯蔵品の払出価額は、先入先出法による価額とする。

(貯蔵品)

第83条 貯蔵品を貯蔵すべき数量の基準については、庁長が定める。

(物品の管理)

第84条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。

第2節 取得

(購入等による取得)

第85条 購入、寄付等により物品を取得したときは、速やかに所属の収支等執行者に引き継がなければならない。

(資金前渡員による取得)

第86条 資金前渡員は、その職務を行うことにより取得した物品があるときは、職務終了後速やかに取得物品引継書（様式第50）により、所属の収支等執行者に引き継がなければならない。

(借入れによる保管)

第 87 条 借入れにより物品を保管したときは、速やかに所属の収支等執行者に引き継がなければならない。

第 3 節 出納、保管及び処分

(原材料等の交付)

第 88 条 原材料、消耗品及び郵便切手類の交付は、必要最少限の数量でなければならない。

(消耗備品等の使用)

第 89 条 消耗備品等の使用者(共用消耗備品等については、共用責任者)は、使用する消耗備品等が不用となったとき、又は亡失し、若しくは損傷したときは、速やかに収支等執行者に報告しなければならない。

(区分又は分類換え)

第 90 条 物品出納員は、物品の区分及び分類換えに当たっては、区分換え等調書(様式第 51)により整理しなければならない。

(消耗備品等及び消耗品の標示)

第 91 条 物品出納員は、消耗備品等及び庁長が別に定める消耗品に品質に応じた方法で消耗備品標示票(様式第 52)又は消耗品標示票(様式第 52 の 2)を貼り付けなければならない。

ただし、これにより難しいものにあつては塗料等適宜の方法によることができる。

(営業資材の受払い)

第 92 条 物品出納員に営業資材(建設仮勘定に属する資材を除く資材をいう。以下同じ。)(薬品類を除く。次項において同じ。)を受け入れさせようとするときは、入庫伝票(様式第 53)を発行するものとする。

ただし、払出営業資材の戻入れによるものにあつては営業資材返納伝票(様式第 54)を、営業資材を購入後直ちに払出しをするものにあつては入出庫伝票(様式第 54 の 2)を発行するものとする。

2 物品出納員に営業資材を払い出させようとするときは、出庫伝票(様式第 55)を発行するものとする。

3 物品出納員に営業資材の保管転換を行わせようとするときは、払出側において保管転換伝票(様式第 56)を発行するものとする。

(建設資材の受払い)

第 93 条 物品出納員に建設資材(建設仮勘定に属する資材をいう。以下同じ。)を受け入れさせようとするときは、建設資材受入伝票(様式第 57)を発行するものとする。

ただし、払出建設資材の戻入れによるものにあつては、建設資材返納伝票(様式第 58)を発行するものとする。

2 物品出納員に建設資材を払い出させようとするときは、建設資材払出伝票(様

式第 59) を発行するものとする。

(資材の振替え)

第 94 条 物品出納員に営業資材を建設資材に、建設資材を営業資材に振り替えさせようとするときは、それぞれ振替伝票を発行するものとする。

(資材以外の物品の受払い)

第 95 条 物品出納員に資材以外の物品を受け入れさせようとするときは、物品受入伝票(様式第 60)を発行するものとする。

2 物品出納員に建設資材以外の物品(消耗品を除く。)の保管転換を行わせようとするときは、払出側において保管転換伝票を発行するものとする。

(物品の経理)

第 96 条 資材のうち購入後直ちに払出しをするもの又は資材以外の物品を取得したときは、当該予算科目の支出及び勘定科目の費用として経理するものとする。

(発生品)

第 97 条 物品出納員に工事の施行等に伴い発生した撤去品、取り壊し品その他特別の事情により発生した物(以下「発生品」という。)を受け入れさせようとするときは、発生品伝票(様式第 61)を発行するものとする。

(貸付け)

第 98 条 物品は、事務又は事業に支障を及ぼさないものを除くほか、これを貸し付けてはならない。

(修繕品等の受渡し)

第 99 条 物品出納員は、その保管している物品を修繕、点検等のため受渡しをしようとするときは、物品のより適正な維持管理をするため必要な措置を講じなければならない。

(点検)

第 100 条 物品出納員は、毎年度 1 回以上その保管する物品及び職員が使用する物品を帳簿と対照のうえ点検しなければならない。

(処分)

第 101 条 収支等執行者は、保管転換をすることができない物品又は使用することができない物品が生じたときは、不用決定調書(様式第 62)により不用の決定をしなければならない。

2 収支等執行者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不相当であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 物品出納員は、売却物品を引き渡したときは、買受人の受領書を徴さなければならない。

第 102 条 削除

第4節 棚卸

(実地棚卸)

第103条 物品出納員は、毎事業年度末、営業資材の実地棚卸を行わなければならない。

2 前項の規定によるほか、物品出納員は、営業資材が天災その他の理由により滅失したときは、実地棚卸を行わなければならない。

3 前2項の規定によるほか、物品出納員は、必要があると認めるときは、実地棚卸を行うことができる。

4 物品出納員は、前3項の規定により実地棚卸を行ったときは、その結果に基づいて棚卸表(様式第63)を作成し、庁長に報告しなければならない。

5 物品出納員は、実地棚卸の結果帳簿残高が営業資材の現在高と一致しないときは、その旨及びその理由を直ちに庁長に報告しなければならない。

(実地棚卸の立会い)

第104条 物品出納員は、前条第1項から第3項までの規定により実地棚卸を行うときは、庁長又は出先機関等の長の指定する職員の立会いを受けなければならない。

上記の規定を受けて、企業庁本庁及び出先機関では、物品の受入処理や払出処理を行っている。また毎月貯蔵品や切手類の出納簿と物品を対照し、照合の証跡として「物品点検表(以下「点検表」という。)」に記名を行っている。

(2) 監査手続

上記(1)に記載の棚卸資産・貯蔵品に関する各規定について、関連資料等入手するとともに、必要と考えられる監査手続(閲覧、証憑突合、分析及び質問等)を実施することにより棚卸資産・貯蔵品管理に関する事務の合規性等を検証した。その結果、以下の事項を確認した。

(3) 監査結果

ア 棚卸資産の出納簿について【指摘】

2025年8月20日に東三河水道事務所において現物と原材料出納簿(以下「出納簿」という。)の確認を行ったところ、一部の流量計について、出納簿に記載された在庫数と現物の数が異なっていた。具体的には、現物は0基であった一方で台帳の在庫数は7基となっていた。

原因を確認したところ、本来は2024年度末で在庫数が0になっていたが、2025年度の出納簿を作成する際に、2024年度の前期繰越額である7基を2025年度の前期繰越額にそのまま記載してしまったことが原因であった。

愛知県企業庁財務規程第100条によると、物品出納員は、毎年度1回以上その保管する物品及び職員が使用する物品を帳簿と対照のうえ点検しなければならない。

らないとされている。また、「愛知県企業庁財務規程の運用について（通知）」によると、出納簿については出納の事実が無い月を除いて毎月点検表に記名することとなっている。

愛知県企業庁財務規程の運用について（通知）

第 100 条関係（点検） 物品出納員は、毎年 1 回以上自己の保管する物品及び職員が使用する物品を帳簿と対照のうえ点検し、物品点検表（別紙 13）に記名し各帳簿の頭初につづり込むものとする。なお、原材料出納簿及び郵便切手類出納簿については、毎月末、物品点検表（別紙 13 の 2）に記名するものとする。ただし、出納の事実がなかった月については、これを省略する。

今回、2025 年 7 月に出納の事実があったため、規定どおりの運用がなされていればその際に点検表に記名がなされ、出納簿と現物の不一致は認識できたはずであった。しかし実際には記名がなされず、監査時点まで不一致が認識されていなかった。金額的な影響は僅少ではあるものの、ルールが定められている以上はそれに基づいた運用を徹底すべきである。

イ 切手類に係る物品点検表の記名について【指摘】

愛知県企業庁財務規程第 100 条及び上記の第 100 条関係の通知を受けて、企業庁本庁及び出先機関では、毎月切手類の出納簿と物品を対照し、照合の証跡として、点検表に記名を行っている。

東三河水道事務所において、2024 年度の点検表を閲覧したところ、2025 年 3 月分の記名がなされていない。

ルールが定められている以上はそれに基づいた運用を徹底すべきである。

なお、その後の状況を確認するため、2025 年度の点検表を確認したところ、2025 年 4 月から往査直前の 2025 年 7 月まで記名がなされていることが確認できた。

ウ 棚卸資産の評価方法について【指摘】

流量計に関しては固定資産に関する監査結果で述べたとおり、一定の要件を基に設置から 8 年が経過したものに関しては固定資産から棚卸資産に振り替えられ、また再度設置される際には棚卸資産から固定資産に振り替えられる。流量計の移動履歴に関しては個別に管理されている。つまり、どの流量計が棚卸資産に振り替えられ、それが再度設置される際にはどこに設置されたか、ということは流量計ごとに把握されている。そのため、棚卸資産の払出処理に関しても、先入先出法ではなく個別法で行っている。

しかしながら、愛知県企業庁財務規程第 82 条においては「貯蔵品の払出価額は、先入先出法による価額とする。」とされており、規程と異なる方法を採用している。一般的には先入先出法よりも個別法の方がより正確な方法であるため、規程の内容と齟齬が生じないように、規程の見直しを検討すべきである。

巻末資料【監査の結果一覧】

| | | | |
|----------|------|-------------------------------------|----|
| 経営戦略 | (1) | 経営戦略財政・投資計画について | 指摘 |
| | (2) | 施設利用年数・使用限度年数について | 意見 |
| 料金設定 | (1) | 料金設定の定期的な見直しについて | 意見 |
| | (2) | 資産維持費の料金単価への反映について | 意見 |
| 内部統制 | (1) | リスク対応策の記述内容について | 意見 |
| 契約・入札 | (1) | 一般競争入札を基本とする運用について | 指摘 |
| | (2) | 予定価格の事前公表について | 意見 |
| | (3) | 予定価格の精度向上について | 意見 |
| | (4) | 1者入札について | 意見 |
| | (5) | 総合評価方式の学識経験者について | 意見 |
| | (6) | 指名競争入札について | 指摘 |
| | (7) | 予定価格調書の作成について | 意見 |
| | (8) | 随意契約で契約することの適正性について | 意見 |
| | (9) | 反社会的勢力排除について | 意見 |
| | (10) | 請負業者の拡大について | 意見 |
| | (11) | 契約書等保管事務の統一について | 意見 |
| 固定資産 | (1) | 維持管理負担金の会計処理について | 意見 |
| | (2) | 長期間にわたり無形固定資産仮勘定に計上されている資産の会計処理について | 意見 |
| | (3) | 固定資産から棚卸資産への振替処理について | 意見 |
| 棚卸資産・貯蔵品 | (1) | 棚卸資産の出納簿について | 指摘 |
| | (2) | 切手類に係る物品点検表の記名について | 指摘 |
| | (3) | 棚卸資産の評価方法について | 指摘 |